

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

平成 24 年 7 月

金融庁監督局証券課

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

## I. 基本的考え方

I-1	金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方	1
I-1-1	金融商品取引業者等の監督の目的と監督部局の役割	1
I-1-2	金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方	1
I-2	監督指針策定の趣旨	4
I-2-1	監督指針策定の趣旨	4
I-2-2	本監督指針の構成	5

## II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

II-1	一般的な事務処理等	7
II-1-1	一般的な監督事務	7
II-1-2	監督部局間の連携	13
II-1-3	検査部局との連携	13
II-1-4	自主規制機関との連携	14
II-1-5	内部委任	15
II-2	相談・苦情等への対応	18
II-3	法令解釈等外部からの照会への対応	19
II-3-1	法令照会	19
II-3-2	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	20
II-4	行政指導等を行う際の留意点等	23
II-4-1	行政指導等を行う際の留意点等	23
II-4-2	面談等を行う際の留意点	24
II-4-3	連絡・相談手続	25
II-5	行政処分を行う際の留意点	26
II-5-1	検査結果等への対応	26
II-5-2	金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分 （業務改善命令、業務停止命令等）	27
II-5-3	登録金融機関に対する処分に係る留意点	28
II-5-4	検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間	28
II-5-5	金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命 令の履行状況の報告義務の解除	29
II-5-6	行政手続法等との関係等	29
II-5-7	意見交換制度	30
II-5-8	関係当局・海外監督当局等への連絡	30
II-5-9	不利益処分の公表に関する考え方	30
II-6	準用	32

## III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）

III-1	経営管理（共通編）	33
III-2	業務の適切性（共通編）	37
III-2-1	法令等遵守態勢	37
III-2-2	金融商品事故等に対する監督上の対応	38
III-2-3	勧誘・説明態勢	39
III-2-3-1	適合性原則	39

III-2-3-2	営業員管理態勢	40
III-2-3-3	広告等の規制	41
III-2-3-4	顧客に対する説明態勢	43
III-2-4	顧客等に関する情報管理態勢	45
III-2-5	苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）	48
III-2-5-1	苦情等対処に関する内部管理態勢	48
III-2-5-2	金融ADR制度への対応	51
III-2-5-2-1	指定ADR機関が存在する場合	51
III-2-5-2-2	指定ADR機関が存在しない場合	52
III-2-5-3	各種書面への記載	55
III-2-5-4	行政上の対応	55
III-2-6	本人確認、疑わしい取引の届出義務	56
III-2-7	事務リスク管理態勢	58
III-2-8	システムリスク管理態勢	60
III-2-9	危機管理態勢	62
III-2-10	金融商品仲介業者の法令違反の防止措置	64
III-2-11	反社会的勢力による被害の防止	65
III-2-12	企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等	68
III-3	諸手続（共通編）	70
III-3-1	登録	70
III-3-2	届出	72
III-3-3	業務に関する帳簿書類関係	73
III-3-4	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係	76

#### IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-1	経営管理（第一種金融商品取引業）	79
IV-1-1	金融商品取引業者の役員	79
IV-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	80
IV-1-3	利益相反管理体制の整備	82
IV-2	財務の健全性等（第一種金融商品取引業）	84
IV-2-1	自己資本規制比率の正確性	85
IV-2-2	金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応	86
IV-2-3	市場リスク管理態勢	87
IV-2-4	取引先リスク管理態勢	90
IV-2-5	流動性リスク管理態勢	92
IV-2-6	早期警戒制度	92
IV-3	業務の適切性（第一種金融商品取引業）	94
IV-3-1	有価証券関連業に係る業務の適切性	94
IV-3-1-1	法令等遵守態勢	94
IV-3-1-2	勧誘・説明態勢	94
IV-3-1-3	取引一任契約等	98
IV-3-1-4	親子法人等との非公開情報の授受	99
IV-3-1-5	誤認防止措置	104
IV-3-1-6	業務継続体制（BCM）	105
IV-3-1-7	災害時における金融に関する措置	106
IV-3-2	証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮	108

IV-3-2-1	市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	108
IV-3-2-2	発行体に対するチェック機能の発揮	109
IV-3-2-3	投資者に対するチェック機能の発揮	110
IV-3-2-4	市場プレイヤーとしての自己規律の維持	112
IV-3-2-5	監督手法・対応	113
IV-3-3	店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性	113
IV-3-3-1	法令等遵守態勢	113
IV-3-3-2	勧誘・説明態勢	115
IV-3-3-3	取引一任契約等	121
IV-3-3-4	通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	122
IV-3-3-5	有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	124
IV-3-4	協会等未加入業者に関する監督上の留意点	124
IV-4	諸手続（第一種金融商品取引業）	126
IV-4-1	登録	126
IV-4-2	承認及び届出等	128
IV-4-2-1	認可	128
IV-4-2-2	承認	132
IV-4-2-3	届出	132
IV-4-2-4	累積投資業務に係る留意事項	135
IV-4-3	外務員登録	142
IV-4-4	金融商品取引責任準備金	143
IV-5	指定親会社グループについて	143
IV-5-1	経営管理	143
IV-5-2	業務の適切性	144
IV-5-3	自己資本の充実	144
IV-5-3-1	最終指定親会社における自己資本の適切性（質）	145
IV-5-3-1-1	取締役及び取締役会	145
IV-5-3-1-2	自己資本の充実度の評価	145
IV-5-3-1-3	資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本 としての適格性の確認	147
IV-5-3-1-4	連結自己資本規制比率の正確性（意図的保有・ 比例連結）	147
IV-5-3-2	最終指定親会社における自己資本の十分性（量）	147
IV-5-3-2-1	リスクアセットの計算方法	148
IV-5-3-2-2	トレーディング業務にかかる資産及び取引に関 する内部管理等	148
IV-5-3-3	自己資本の充実の状況等の開示	149
IV-5-3-4	早期是正措置	150
IV-5-3-4-1	意義	150
IV-5-3-4-2	監督手法・対応	150
IV-5-3-5	早期警戒制度	153
IV-5-4	リスク管理態勢	154
IV-5-4-1	総合リスク管理態勢	154
IV-5-4-2	流動性リスク管理態勢	155
IV-5-5	報酬体系	156
IV-5-5-1	報酬体系に係る留意点等	156
IV-5-5-2	報酬体系の開示	157

IV-5-6	監督手法・対応	161
IV-6	特別金融商品取引業者グループについて	162
IV-6-1	基本的考え方	162
IV-6-2	監督手法・対応	162
IV-7	外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について	163
IV-7-1	経営管理	163
IV-7-2	業務の適切性	164
IV-7-3	自己資本の適切性・十分性	164
IV-7-4	リスク管理態勢	165
IV-7-4-1	流動性リスク管理態勢	165
IV-7-5	報酬体系	166
IV-7-6	監督手法・対応	166

## V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）

V-1	経営管理（第二種金融商品取引業）	167
V-1-1	金融商品取引業者の役員	167
V-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	167
V-2	業務の適切性（第二種金融商品取引業）	169
V-2-1	みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	169
V-2-1-1	勧誘・説明態勢	169
V-2-1-2	取引一任契約等	171
V-2-1-3	誤認防止措置	172
V-2-2	市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性	172
V-2-2-1	法令等遵守態勢	172
V-2-2-2	勧誘・説明態勢	173
V-2-2-3	取引一任契約等	174
V-2-2-4	通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢	175
V-2-3	みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性	176
V-2-4	継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について	176
V-3	諸手続（第二種金融商品取引業）	179
V-3-1	登録	179
V-3-2	外務員登録	180
V-3-3	営業保証金の供託等に係る留意事項	180

## VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

VI-1	経営管理（投資運用業）	182
VI-1-1	金融商品取引業者の役員	182
VI-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	182
VI-2	業務の適切性（投資運用業）	184
VI-2-1	法令等遵守態勢	184
VI-2-2	投資一任業に係る業務の適切性	184
VI-2-2-1	業務執行態勢	184
VI-2-2-2	勧誘・説明態勢	186
VI-2-2-3	弊害防止措置・忠実義務	188
VI-2-2-4	代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置	189
VI-2-2-4-1	代理・媒介業者の選定等	189
VI-2-2-4-2	所属業者による代理・媒介業者の業務の	

	適切性等を確保するための措置	190
VI-2-2-5	その他留意事項	191
VI-2-3	投資信託委託業等に係る業務の適切性	192
VI-2-3-1	業務執行態勢	192
VI-2-3-2	受益者等に対する勧誘・説明態勢	194
VI-2-3-3	弊害防止措置・忠実義務	195
VI-2-3-4	投資信託委託会社の業務継続体制	196
VI-2-4	外国投資信託委託業に係る業務の適切性	197
VI-2-5	ファンド運用業に係る業務の適切性	197
VI-2-5-1	業務執行態勢	197
VI-2-5-2	勧誘・説明態勢	200
VI-2-5-3	弊害防止措置・忠実義務	201
VI-2-6	不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項	201
VI-2-6-1	法令等遵守態勢	202
VI-2-6-2	内部管理態勢	202
VI-2-6-3	不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	202
VI-2-7	適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項	206
VI-2-7-1	業務執行態勢に関する留意事項	206
VI-2-8	投資法人の業務の適切性	207
VI-2-8-1	投資法人の機関運営等に関する事項	207
VI-2-9	その他留意事項	208
VI-2-9-1	投信法及び信託法に関する留意事項	208
VI-2-9-2	委託者非指図型投資信託に関する留意事項	209
VI-2-9-3	投資法人の合併に関する留意事項	209
VI-2-10	協会等未加入業者に関する監督上の留意点	209
VI-3	諸手続（投資運用業）	211
VI-3-1	登録	211
VI-3-1-1	投資運用業	211
VI-3-1-2	適格投資家向け投資運用業	214
VI-3-1-3	投資法人	217
VI-3-2	承認及び届出等	219
VI-3-2-1	承認	219
VI-3-2-2	届出	219
VI-3-2-3	運用報告書	223
VI-3-2-4	投資信託財産等に関する帳簿書類関係	228
VI-3-2-5	外国投資信託に関する届出書の記載要領	229
VI-3-2-6	外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領	231
VI-3-2-7	外国投資法人に関する届出書の記載要領	233
VI-3-3	投資法人に係る事務処理上の留意点	236
VI-3-3-1	登録投資法人の変更及び解散の届出	236
VI-3-3-2	臨時報告書	237
VI-3-3-3	投資法人等への許可等又は行政処分等の 金融庁への協議等	237
VI-3-3-4	証明書の発行	239

## VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）

VII-1	経営管理（投資助言・代理業）	243
-------	----------------	-----

VII-1-1	金融商品取引業者の役員	243
VII-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	243
VII-2	業務の適切性（投資助言・代理業）	245
VII-2-1	投資助言業に係る業務の適切性	245
VII-2-1-1	法令等遵守態勢	245
VII-2-1-2	勧誘・説明態勢	245
VII-2-1-3	投資顧問契約の解除（クーリングオフ）	246
VII-2-1-4	弊害防止措置	246
VII-2-1-5	代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置	247
VII-2-2	代理・媒介業に係る業務の適切性	248
VII-2-2-1	法令等遵守態勢	248
VII-2-2-2	代理・媒介業者の態勢整備	249
VII-2-2-3	投資者保護のための情報提供	249
VII-2-2-4	二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置	250
VII-2-3	継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について	250
VII-3	諸手続（投資助言・代理業）	253
VII-3-1	登録	253
VII-3-2	営業保証金の供託等に係る留意事項	256

#### VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）

VIII-1	業務の適切性（登録金融機関）	257
VIII-1-1	個別業務の適切性	257
VIII-1-2	優越的地位の濫用防止	259
VIII-1-3	協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点	260
VIII-2	諸手続（登録金融機関）	262
VIII-2-1	登録	262
VIII-2-2	承認及び届出等	264
VIII-2-3	業務に関する帳簿書類関係	264
VIII-2-4	外務員登録	264
VIII-2-5	法第33条の規定の解釈について	264
VIII-2-6	その他	265

#### IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）

IX-1	適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性	266
IX-1-1	勧誘・説明態勢	266
IX-1-2	実態把握	266
IX-1-3	本人確認、疑わしい取引の届出義務	268
IX-2	諸手続	268
IX-2-1	届出事項の確認	268
IX-2-2	届出業者リストの作成・公表及び更新等	269
IX-2-3	無届業者に関する留意点	269
IX-2-4	適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点	269
IX-2-5	適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点	270

#### X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）

X-1	外国証券業者に対する基本的考え方	271
X-1-1	外国証券業者に関する法令の基本的考え方	271
X-1-2	外国証券業者によるインターネット等を利用した クロスボーダー取引	271
X-2	業務の適切性（取引所取引許可業者）	272
X-3	諸手続（取引所取引許可業者）	273
X-3-1	許可	273
X-3-2	届出	276
X-3-3	業務に関する帳簿書類関係	277

#### XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）

XI-1	業務の適切性（金融商品仲介業者）	278
XI-2	諸手続（金融商品仲介業者）	278
XI-2-1	登録	278
XI-2-2	届出	280
XI-2-3	業務に関する帳簿書類関係	280
XI-2-4	外務員登録	280

#### XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）

XII-1	経営管理（証券金融会社）	281
XII-2	業務の適切性（証券金融会社）	281
XII-3	諸手続（証券金融会社）	281
XII-3-1	免許の審査基準	281
XII-3-2	届出	282
XII-3-3	承認	283
XII-3-4	認可	283



## I. 基本的考え方

### I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方

#### I-1-1 金融商品取引業者等の監督の目的と監督部局の役割

金融商品市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、金融商品市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、このような金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。

金融商品取引業者等の監督の目的は、金融商品取引業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。

効果的な監督行政を行うためには、検査部局（証券取引等監視委員会事務局及び金融庁検査局等。以下同じ。）の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融商品取引業者等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融商品取引業者等に対して投資者保護策を始めとする各種法令遵守の徹底を求めていくとともに、金融商品取引業者等との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握することや、金融商品取引業者等から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、重要な役割といえる。

特に、監督当局は、個別の金融商品取引業者等の状況のみならず、金融商品取引業者等全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の金融商品取引業者等との比較分析を通じて、当該金融商品取引業者等が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融商品取引業者等への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

#### I-1-2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

##### (1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融商

品取引業者等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

## (2) 金融商品取引業者等との十分な意思疎通の確保

金融商品取引業者等の監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督当局においては、金融商品取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融商品取引業者等との定期的な意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

## (3) 金融商品取引業者等の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である金融商品取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融商品取引業者等の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融商品取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

## (4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングするとともに、検査部局等との適切な連携に留意する。

更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ（IV-5に定義するものをいう。）については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。

また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公

益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。

併せて、金融商品仲介業者に対する監督に当たっては、基本的に、所属金融商品取引業者等への監督を通じて、金融商品仲介業者が営む金融商品仲介業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。ただし、金融商品仲介業者に固有の問題がある場合や特定の金融商品仲介業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に金融商品仲介業者を指導、監督する必要がある場合には、当該金融商品仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

(注) 金融商品取引業者等や金融商品仲介業者の営業所等のうち小規模なもの(例えば、小規模な郵便局等)に関して、金融商品取引業者等や金融商品仲介業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

## I-2 監督指針策定の趣旨

### I-2-1 監督指針策定の趣旨

我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題である。これは、主に以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資すると考えられる。

- ① 多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること（間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避）。
- ② リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること。
- ③ 貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、我が国企業の収益性の向上を図ること。
- ④ 少子高齢社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会を実現すること。

こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。

我が国における金融・資本市場の改革を振り返ると、フリー・フェア・グローバルを掲げた平成10年の金融システム改革以降、証券会社の参入容易化や業務の自由化、証券業の担い手の多様化などの、証券市場の活性化のための諸施策が講じられた。その成果は、金融商品や販売チャネルの多様化などのかたちで現れ始め、証券業等を巡る環境の変化や金融・資本市場の国際化が進展した。

そうした中であっても、利用者保護、利用者利便の向上と、我が国市場の信頼性確保は、依然として大きな課題であった。例えば、これまで規制対象となっていない金融商品についての詐欺的な販売等により、一般顧客に被害が生じるような事例に対しては、金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入（平成17年7月施行）など、個別に投資者保護策を拡充する形で制度的な手当てを行ってきた。

このような中、証券取引法の金商法への改組（平成19年9月30日施行）は、これまでの改革の成果を更に進める観点から金融イノベーションを促進するとともに、横断的かつ包括的な投資者保護ルールの整備等により、適切な利用者保護を図っていくためのものである。

今後は、こうした横断的法制の下で、これまでの改革の成果を活かしつつ、「貯蓄から投資へ」の流れを更に加速させていくため、多様化している金融商品取引業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことが求められている。

このような状況の下、日常の監督事務を遂行するため、従来、業態ごとに策定されていた監

督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、金融商品取引業者等に対し、包括的かつ横断的に、監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を整備することとした。

本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は本監督指針に基づき、管轄金融商品取引業者等の監督事務を実施するものとし、金融庁担当課室にあっても同様の扱いとする。なお、本監督指針の策定に伴い、「証券会社向けの総合的な監督指針」、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン（投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」のうち「10 信託受益権販売業」、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）第三分冊：金融会社関係」のうち「6. 商品ファンド業関係」は廃止することとする。

## I-2-2 本監督指針の構成

本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。

そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。

また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。

従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。

また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。

(参考) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表

監督指針の項目	金融商品取引業者				登録金融機関	特例業務	外国証券業者	者	金融商品仲介業者	証券金融会社
	第一種業	第二種業	投資運用業	助言・代理業						
I. 基本的考え方	○									
II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点										
III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）										
評価項目（共通編）	○									
諸手続（共通編）	○									
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）										
評価項目（第一種金融商品取引業）	○									
諸手続（第一種金融商品取引業）	○									
V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）										
評価項目（第二種金融商品取引業）		○								
諸手続（第二種金融商品取引業）		○								
VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）										
評価項目（投資運用業）			○							
諸手続（投資運用業）			○							
VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）										
評価項目（投資助言・代理業）				○						
諸手続（投資助言・代理業）				○						
VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）										
評価項目（登録金融機関）					○					
諸手続（登録金融機関）					○					
IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）										
評価項目（適格機関投資家等特例業務等）										
諸手続（適格機関投資家等特例業務等）										
X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）										
評価項目（外国証券業者）							○			
諸手続（外国証券業者）							○			
XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）										
評価項目（金融商品仲介業者）								○		
諸手続（金融商品仲介業者）								○		
XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）										
評価項目（証券金融会社）										○
諸手続（証券金融会社）										○

## Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

### Ⅱ－１ 一般的な事務処理等

#### Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務

##### (1) 事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表することとする。

##### (2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者に対し、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

なお、業種によっては、監督上の必要性や監督事務の効率的な遂行の観点から、必ずしも定期的なヒアリングに馴染まないものもあると考えられるため、創意・工夫により効率的・効果的なモニタリングに努めるものとする。

###### ① 決算ヒアリング

半期ないし四半期ごとに、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施することとする。なお、具体的なヒアリングの実施に当たっては、金融商品取引業者の財務内容、業務内容等に応じて対象先を適宜抽出するなど、効率的な実施に努めるものとする。

###### ② 総合的なヒアリング

金融商品取引業者の決算状況等を踏まえ、経営戦略及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの構築等に関して、ヒアリングを行う。また、必要に応じて、監督部局幹部による金融商品取引業者の経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

##### (3) 随時のヒアリング

金融商品取引業者の業績や戦略の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢の動きや投資者保護上の問題、金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象の発生など、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者の経営者に対するトップヒアリングを含め随時ヒアリングを実施することとする。

##### (4) モニタリング調査表の提出について

① オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

- ② 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。

【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別管理の状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナル・リスク
- ⑦ 流動性リスク

【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】

- ① ファンド名
- ② 業者区分
- ③ 取り扱う業務
- ④ ファンドの形態
- ⑤ 運用期間に関する事項
- ⑥ 販売形態
- ⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。Ⅱ-1-1（4）及びⅡ-1-2（1）において同じ。）に関する事項
- ⑧ 直近1年間の募集等の額
- ⑨ 運用財産額に関する事項
- ⑩ 純財産額に関する事項
- ⑪ 商品分類に関する事項
- ⑫ 投資対象に関する事項

（注）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの募集等を行う者」とは、以下の者をいう。

- ・ 金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）
- ・ 金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する投資証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）
- ・ 金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する外国投資証券のうち、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦の事項を除き、⑨～⑫



の事項は、日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第21条第3項に規定する代行協会員が設置されている場合にあつては、当該代行協会員に限る。）

- ・ 金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行う者
- ・ 金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者

【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】

- ① ファンド名
- ② 業者区分
- ③ 取り扱う業務
- ④ ファンドの形態
- ⑤ 運用期間に関する事項
- ⑥ 権利者に関する事項
- ⑦ 運用財産額に関する事項
- ⑧ 純財産額に関する事項
- ⑨ 商品分類に関する事項
- ⑩ 投資対象に関する事項

（注1）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの運用を行う者」とは以下の者をいう。

- ・ 金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を業として行う者
- ・ 金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者
- ・ 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資として、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う者
- ・ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第16条第1項第10号ホの届出を行っている者

（注2）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関（信託兼営金融機関）が行う業務のうち、金商法第2条第8項第14号及び第15号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行う業務に関するものは、対象とならないことに留意する。

（5）行政処分に係る公告の留意事項

金商法第54条の2の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号、名称又は氏名

本店等の所在地

(注) 本店等とは、本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）をいう。以下同じ。

- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 行政処分の年月日
- ⑥ 行政処分の内容

(6) 無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

(7) 無登録業者等に係る対応について

無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行っている者についても、これに準じた対応をすることとする。

① 苦情等の受付

投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。

イ 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。

ロ 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。

ハ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。

ニ 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう催告する。

ホ 「管理台帳（別紙様式Ⅱ－6）」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。

② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。

イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。

ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。

なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。

ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとして認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、別紙様式Ⅱ－13により、警告を行うこととする。

③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合

別紙様式Ⅱ－４又はⅡ－13による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

④ 公表等

「警告」、「告発」の措置をとった場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）、所在地又は住所（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの）及び無登録で行っていた金融商品取引業の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。

なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。

（注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。

（８）類似商号使用者に係る対応について

① 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等）については、別紙様式Ⅱ－１により文書で警

告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

なお、類似商号に該当すると認められる者であって、無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた者については、原則として、上記（７）の手続きにより対応するものとする。

- ② 金融商品取引業者と紛らわしい商号（注）を使用している者については、別紙様式Ⅱ－２により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式Ⅱ－３により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

- ③ 別紙様式Ⅱ－１及び別紙様式Ⅱ－３による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し必要に応じ告発を行うものとする。
- ④ 財務局長は、上記①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。報告を受けた金融庁においては、警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うものとする。
- ⑤ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」

金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

- (a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。

〔例示〕

〇〇証券取引、〇〇証券売買、〇〇証券取次、〇〇証券投資、〇〇証券商事、〇〇証券短資、〇〇証券委託、〇〇証券媒介、〇〇証券代理

ただし、「〇〇証券印刷」のように明らかに特例証券会社等と異なるものは除く。

- (b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。

〔例示〕

〇〇株式委託、〇〇株式投資、〇〇株式取次、〇〇株式売買、〇〇株式取引、〇〇株式代理（債券でも同様）、〇〇金融商品取引

## Ⅱ－１－２ 監督部局間の連携

### (1) 金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅱ－１－５に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

### (2) 管轄財務局長との連絡調整

- ① 金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における金融商品取引業者の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、業務の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
- ② 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者等の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、金商法第51条から第54条までの規定に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。
- ③ 財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が所管する金融商品取引業者の主要株主から、金商法第32条の規定に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の本紙を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。また、金商法第32条の3の規定に基づく届出を受理した場合も同様に取り扱うものとする。
- ④ 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者の主要株主に対して、金商法第32条の2の規定に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。
- ⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

## Ⅱ－１－３ 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い

監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分留意するものとする。

(1) オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した金融商品取引業者等の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は、検査部局に対し、以下のような金融商品取引業者等の現状等についての説明を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの金融商品取引業者等の主な動き  
(他社との提携、増資、経営陣の交代等)
- ② 合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している金融商品取引業者等については、経営再編のスケジュール等
- ③ 直近決算の分析結果
- ④ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- ⑤ 総合的なヒアリングの結果
- ⑥ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑦ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ⑧ その他

(2) 検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応

検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、Ⅱ－５に基づき行政処分その他の措置を検討することとする。

(3) 検査・監督連携会議の開催

- ① 監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。
- ② 本会議においては、新事務年度の金融商品取引業者等に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。

#### Ⅱ－１－４ 自主規制機関との連携

金融商品取引業者等の監督に当たっては、法令上の規制と併せて各自主規制機関の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関の間では、取引の公正性の確保や投資者保護を図る目的の範囲において、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたりスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。また、各自主規制機関の間の連絡調整のための会議等に参加するなど、横断的な自主規制機能の発揮に向けた

取組みを、当局としても積極的に支援することとする。

なお、金融商品取引業からの暴力団等の排除に関し、証券保安連絡会を通じた関係機関との連携を適切に図ることとする。

## Ⅱ－１－５ 内部委任

### (1) 金融庁長官への協議

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 金商法第29条の4第1項又は第33条の5の規定による登録の拒否
- ② 金商法第30条第1項の規定による認可業務の認可
- ③ 金商法第32条の2の規定による主要株主に対する行政処分（金商法第32条の4で準用する場合を含む。）
- ④ 金商法第35条第4項の規定によるその他業務の承認（当該財務局の管轄区域内で最初に承認するものに限る。）
- ⑤ 金商法第44条の3第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による弊害防止措置に関する適用除外の承認
- ⑥ 金商法第51条、第51条の2、第52条第1項又は第52条の2第1項の規定による業務改善・停止命令、登録取消又は認可取消の行政処分
- ⑦ 金商法第52条第2項及び第52条の2第2項の規定による役員（外国法人にあっては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）の解任処分
- ⑧ 金商法第53条の規定による自己資本規制比率に係る業務改善等処分
- ⑨ 金商法第54条の規定による長期業務休止金融商品取引業者等に対する登録取消処分
- ⑩ 金商法第56条の4第2項の規定による協会未加入金融商品取引業者等に対する社内規則の作成又は変更の命令
- ⑪ 金商法第56条の4第3項及び第4項の規定による協会等未加入金融商品取引業者等に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認
- ⑫ 金商法第187条の規定による調査に必要な処分
- ⑬ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（以下「自己資本規制告示」という。）第8条第1項の規定による金利感応度の分析の承認
- ⑭ 自己資本規制告示第12条の規定による内部管理モデル方式の承認
- ⑮ 自己資本規制告示第15条第4項の規定による承認取消処分

### (2) 金融庁長官への報告

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものと

する。

- ① 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等が金商法第29条の3第1項又は金商法第33条の4第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。
- ② 財務局長は、各四半期末現在における主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）の状況について、別紙様式Ⅱ-7により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。
- ③ 財務局長は、事故確認に関する事務（金商法第39条第3項ただし書）について、別紙様式Ⅱ-8（確認事務処理状況報告書）により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに金融庁長官へ報告すること。
- ④ 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
  - イ. 国際業務に関する報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第173条第2号）
  - ロ. 駐在員事務所の設置又は廃止の届出書（金商業等府令第199条第11号チ）
- ⑤ 財務局長は、金商法第50条の2第1項又は第7項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑥ 財務局長は、金商法第57条第3項の規定に基づき通知をしたとき（金商法第194の4第1項の規定に基づく財務大臣への通知を要する場合に限る。）は、速やかに通知書の写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑦ 財務局長は、自己資本規制告示第15条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑧ 財務局長は、財務局監理金融商品取引業者等の前事業年度における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。

### （3）財務事務所長等への再委任

財務局長は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

- ① 金商法第29条の2第1項及び第33条の3第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ② 金商法第30条の3第1項に規定する認可申請書の受理に関する事務
- ③ 金商法第35条第4項に規定する承認申請書の受理に関する事務
- ④ 金商法第31条第1項及び第3項又は金商法第33条の6第1項及び第3項、金商法第31条の2第5項及び第8項、金商法第35条第3項及び第6項、金商法第46条の6第1項、金商法第50条第1項並びに金商法第50条の2第1項及び第7項の規定による届出の受理に関する事務



- ⑤ 金商法第32条第1項及び第3項、金商法第32条の3、金商法第32条の4、第57条の26第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ⑥ 金商法第46条の3第1項及び第2項、金商法第47条の2、金商法第48条の2第1項及び第2項、金商法第49条の3第1項及び第2項の規定により提出される書類の受理に関する事務

(4) 留意点

登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ-1-5(1)②から④まで、⑧及び⑬から⑮まで、(2)②、④及び⑦(3)②、③及び⑤は適用しない。

## Ⅱ－２ 相談・苦情等への対応

### (1) 基本的な対応

金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関してあつせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、金商法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、指定ADR機関（金商法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融商品取引業者等への情報提供を行うこととする。

### (2) 情報の蓄積

各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅱ－９）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。

### (3) 金融サービス利用者相談室との連携

監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

- ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 相談室との情報交換

## Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応

### Ⅱ－３－１ 法令照会

#### (１) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、金商法及びこれに関連する法令であって金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

#### (２) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ－10)を作成し、金融庁担当課室と電子メール又はファックス等(以下「電子メール等」という。)により協議するものとする。
- ③ 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。

#### イ. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続制度の利用が可能でないこと)。
- b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
- c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
- d. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものではないこと。

#### ロ. 照会書面(電子的方法を含む。)

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記イに記載した

事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

#### ハ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。

#### 二. 回答

- a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口には到達してから原則として2ヵ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヵ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

- b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

- c. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

#### ホ. 公表

上記二の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ④ 上記③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式Ⅱ-11)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。
- ⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅱ-3-2(2)に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

### Ⅱ-3-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

## (1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

## (2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

### ① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令(以下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のような照会を行うものか。

イ. その事業や取引を行うことが、無許可業務等にならないかどうか。

ロ. その事業や取引を行うことが、無届け業務等にならないかどうか。

ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けられないかどうか。

ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

### ② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

### ③ 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。

イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

ロ. 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ハ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

ニ. 上記ロにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が

明確に記述されていること。

④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内

ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することができる。

## Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等

### Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点等

金融商品取引業者等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

#### （１）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導等の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。  
例えば、以下の点に留意する。
  - イ. 行政指導等の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
  - ロ. 相手方が行政指導等に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導等を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
  - イ. 行政指導等に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
  - ロ. 行政指導等を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導等を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導等をする事自体を否定するものではない。

#### （２）申請に関連する行政指導等（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導等を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導等に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導等の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導等の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導等に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
- ③ 例えば、以下の点に留意する。
  - イ. 申請者が行政指導等に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
  - ロ. 申請者が行政指導等に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導等を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
  - ハ. 申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、

申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導等に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導等に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

ロ. 当該行政指導等をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。

イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

ロ. 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

II-4-2 面談等を行う際の留意点

職員が、金融商品取引業者等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。



- ① 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ④ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

#### Ⅱ－４－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

## Ⅱ－５ 行政処分を行う際の留意点

### Ⅱ－５－１ 検査結果等への対応

#### (1) 検査結果への対応

検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、金融商品取引業者等に対し、当該報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヵ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、金商法第56条の2第1項の規定に基づき命ずるものとする。

また、合併等によりシステム統合等を予定している金融商品取引業者等において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、同項の規定に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式Ⅱ－12により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、金融商品取引業者等から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会より、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があった場合には、監督部局においては、その内容についての検討を行った上で、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令、金商法第51条から第52条の2までの規定に基づく行政処分、その他の適切な措置を検討することとする。

#### (2) オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、金融商品取引業者等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、金

商法第56条の2第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

- ③ 上記報告を検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、金融商品取引業者等の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ 必要があれば、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

## II-5-2 金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

金融商品取引業者等からの報告又は証券取引等監視委員会からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適切かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

### （1）当該行為の重大性・悪質性

#### ① 公益侵害の程度

金融商品取引業者等が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

#### ② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

#### ③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融商品取引業者等の行為が悪質であったか。

#### ④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

#### ⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

#### ⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者もかかわっていた

のか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、金融商品取引業者等自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

II-5-3 登録金融機関に対する処分に係る留意点

登録金融機関が行う有価証券関連業務について不適切な事例が見られた場合においては、金商法に基づく投資者保護等の観点に加え、銀行法等に基づく経営の健全性の観点も踏まえ、銀行監督担当部局等と連携して、報告徴求を行い、必要に応じ業務改善命令等を発出することとする。

II-5-4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間

金商法第51条から第52条の2までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、

① 検査部局から勧告書若しくは検査報告書(写)を受理したときから、1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

② なお、当該勧告書若しくは検査報告書において指摘された事項につき、事実確認等のため金融商品取引業者等やその他の者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときから1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

(a) 複数回にわたって、金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

(b) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

## II-5-5 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該金融商品取引業者等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該金融商品取引業者等の報告義務は解除される。
- (2) 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

## II-5-6 行政手続法等との関係等

### (1) 行政手続法との関係

業務改善命令・業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、金商法第57条第2項の規定に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、行政手続法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

### (2) 行政不服審査法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す処分をしようとする場合には、財務局監理金融商品取引業者等については、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨、本庁監理金融商品取引業者等については、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しな

ければならないことに留意する。

### (3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## II-5-7 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、金融商品取引業者等からの求めに応じ、監督当局と金融商品取引業者等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融商品取引業者等から、監督当局の幹部（注1）と当該金融商品取引業者等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督当局が当該金融商品取引業者等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注1）監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長

（注2）金融商品取引業者等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告書等を受領したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

## II-5-8 関係当局・海外監督当局等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

## II-5-9 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 業務停止、登録・認可の取消しを命じたときは、金商法第54条の2の規定に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」I-5（透明性）に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分

等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

## Ⅱ－６ 準用

### (1) 適格機関投資家等特例業務を行う者への準用

適格機関投資家等特例業務を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４及びⅡ－５の各規定に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

### (2) 金融商品仲介業者への準用

金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ－１－１（６）及び（７）、Ⅱ－１－３、Ⅱ－１－５、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ－１－２（２）①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

- ① 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。
- ② 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

### (3) 証券金融会社への準用

証券金融会社に係る事務処理については、Ⅱ－１－３、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４及びⅡ－５に準ずるものとする。

### (4) 投資法人への準用

投資法人に係る事務処理については、Ⅱ－１－１（６）及び（７）、Ⅱ－１－３、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

### (5) 商品投資販売業者への準用

商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、Ⅱ－１－２（１）及び（２）②、Ⅱ－１－３、Ⅱ－１－４、Ⅱ－１－５（１）、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５（Ⅱ－５－９（１）を除く。）に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。



### Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）

#### Ⅲ－１ 経営管理（共通編）

市場が健全な発展を実現していくためには、金融商品取引業者自らが法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、金融商品取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる金融商品取引業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

##### （１）主な着眼点

金融商品取引業者の経営管理が有効に機能するためには、金融商品取引業者の全役職員が、金融商品取引業者が金融商品市場の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解しその業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、内部監査部門の担う責務は重要である。

代表取締役が、金融商品取引業者を代表する権限を付与された取締役として、金融商品取引業者の経営の最高責任を担うことは言うまでもない。取締役会は、金融商品取引業者の経営の最高意思決定機関として、業務執行の具体的な決定を行う権限を有するとともに、代表取締役や担当取締役の行う業務執行を監視し独断的経営を抑止する機能を併せ持つ。監査役・監査役会は、上記のような金融商品取引業者の経営上重要な責務を有する取締役等の業務執行を監査するための広範かつ強力な権限を付託されており、経営監視において重要な職責を有する。

このように、金融商品取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（注）委員会設置会社である金融商品取引業者については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

##### ① 代表取締役

- イ. 代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。
- ロ. 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ハ. 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計

画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

二. 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下、Ⅲ-1において「政府指針」という。)の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

## ② 取締役・取締役会

イ. 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

ロ. 取締役会は、金融商品取引業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。

ハ. 取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、当該方針について社内で周知を図っているか。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

ニ. 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に、担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定、モニタリング、管理等の手法について、深い認識と理解を有しているか。

ホ. 取締役会は、戦略目標を踏まえた各種リスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針を、定期的に、あるいは戦略目標の変化やリスク管理手法の発達等にあわせて随時見直しているか。更に、定期的にリスクの情報に係る報告を受けて必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

ヘ. 取締役会は、顧客資産の分別管理が投資者保護ひいては金融商品市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、顧客資産の分別管理の重要性を認識しているか。また、顧客資産の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、顧客資産の分別管理が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。

ト. 取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の

確保を含む。)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

③ 監査役・監査役会

イ. 監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

ロ. 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

ハ. 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

ニ. 監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

④ 内部監査部門

内部監査は、金融商品取引業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、金融商品取引業者の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、金融商品取引業者の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

イ. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

ロ. 内部監査部門は、金融商品取引業者の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。

ハ. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。

ニ. 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。

ホ. 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

⑤ 外部監査の活用

金融商品取引業者に制度上義務付けられる会計監査人による財務諸表等監査以外に、外部監査人による業務監査(本社、グループ等による監査を含む。)を義務付けるものではない。しかしながら、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するためには、会計監査人等によるこれら外部監査は、金融商品取引業者自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいことから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

イ. 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。

ロ. 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

## (2) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

### ① 総合的なヒアリング（Ⅱ－１－１（２）参照）

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。

### ② 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況を把握する観点から、必要に応じ、金融商品取引業者の内部監査部門に対し、内部監査態勢、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等につきヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、金融商品取引業者の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

### ③ 日常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ、金融商品事故等届出書の受理等の日常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

### ④ モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

### ⑤ 監督手法・対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）

### Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢

#### （１）法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

我が国金融・経済の発展のためには、公正、透明で効率的な市場の下で、金融商品・サービスが適切な方法で提供される必要があり、金融商品取引業者に対する利用者の信頼は、そのための最も重要な要素の一つである。金融商品取引業者は、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが強く求められている。金融商品取引業者のコンプライアンス態勢の整備については、その業容に応じて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業を行う部門（主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう。以下「営業部門」という。）、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 金融商品取引業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融商品取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者（金商法施行令第15条の4第1号に規定する者をいう。）の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。

#### （２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の法令等遵守態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応

金融商品事故等（注）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

（注）金融商品事故等とは、次のいずれかをいう。以下同じ。

- (a) 金商業等府令第199条第7号に規定する法令等に反する行為
- (b) 金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。
- (c) その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記(a)又は(b)に掲げる行為に準ずるもの。

#### （１）主な着眼点

##### ① 金融商品事故等の発覚の第一報

金融商品取引業者において金融商品事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融商品取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。

ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。

ハ. 事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において事故の調査・解明を実施しているか。

##### ② 業務の適切性の検証

金融商品事故等と金融商品取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。

ロ. 当該事故等の内容が金融商品取引業者の経営等にどのような影響を与えるか、顧客や金融商品市場にどのような影響を与えるか。

ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。

ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。

ヘ. 当該事故等による損失の全部又は一部を補てんするために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。

また、その実行状況を、営業部門から独立した内部管理部門等においてチェックする体制が整備されているか。

#### （２）監督手法・対応

金融商品取引業者からの報告や届出書の提出等により金融商品事故等があったことを把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを行

うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢

#### Ⅲ－２－３－１ 適合性原則

金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）。

#### （１）主な着眼点

##### ① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客カード等については、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等に登録された顧客の投資目的・意向を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した場合には、顧客カード等の登録内容の変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。

ロ. 元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。

ハ. 内部管理部門においては、顧客属性等の把握の状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

##### ② 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用

イ. 顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態の把握の参考としているか。

ロ. 取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で

内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。)による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているか。

ハ. 内部管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築するよう努めているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適合性の原則等に関する金融商品取引業者の態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ-2-3-2 営業員管理態勢

金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

#### (1) 主な着眼点

##### ① 営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化

イ. 勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ロ. 特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人等が含まれていることに鑑み、金商法第40条の5第1項及び第2項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ハ. 内部管理部門においては、上記イ及びロの勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。

##### ② 役職員の法令遵守意識の徹底

イ. 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。



ロ． 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高める措置を講じているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の営業員管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制

金融商品取引業者が行う広告等（金商業等府令第73条第1項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の表示は、投資者への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(注) なお、広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、投資者との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。

#### (1) 主な着眼点

##### ① 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項

イ． 顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。

ロ． 元本欠損が生ずるおそれがある場合又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。

##### ② 明瞭かつ正確な表示

広告等において金商法第37条に規定する項目を表示する場合に、金商業等府令第73条第1項に規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。

イ． 当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。

特に、金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由、及び元本超過損が生ずるおそれがある場合の、その直接の原因、元本超過損が生ずるおそれが

ある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。

ロ。取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。

ハ。当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

③ 誇大広告に関する留意事項

イ。有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益を得られるように誤解させて、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。

ロ。利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っているとして誤解させるような表示をしていないか。

ハ。申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示を行っていないか。

ニ。登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。

ホ。不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。

ヘ。社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

④ 顧客を集めての勧誘

イ。セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。）を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。）を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。

ロ。上記イの「金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」することには、セミナー等の名称が、金融商品取引に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している必要がある。

⑤ 広告等審査体制

金商法第37条の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告等審査担当者が配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の広告等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の

対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

#### (1) 説明態勢に関する主な着眼点

##### ① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

##### ② 適切な商品・サービス説明等の実施

イ. 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。

ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。

ハ. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。

ニ. 商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。また、デリバティブ取引等について、相場の変動等により追証（顧客が預託する保証金の総額が必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金をいう。以下同じ。）が発生するおそれがあるにも関わらず、そのおそれが著しく少ない又は追証の額が実際の商品性に比して著しく小さいとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。

ヘ. 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。

また、投資信託委託会社（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をい

う。Ⅵ-2-3-4において同じ。)は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。

ト. 第三者が作成した相場予測等を記載した資料(新聞記事、アナリストレポート等を含む。)を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。

チ. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

### ③ 約定内容等の説明

金融商品取引の約定後に、約定内容(約定日時、約定金額又は約定数値等)について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

### ④ インターネットを通じた説明の方法

金商業等府令第117条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

## (2) 説明書類に係る留意事項

① 金商法第46条の4又は第47条の3に規定する説明書類(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-3-1(10)及びⅤ-2-2-2(2)において「説明書類」という。)については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。

② 説明書類については、必要に応じ、各金融商品取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

③ 説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

## (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の顧客に対する説明態勢等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢

顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第１条第４項第１４号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

#### （１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項

- ① 経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。  
（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、金融商品取引業者が他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。

イ. 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

ロ. 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速や

かに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ハ. 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される従業員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突号を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

ニ. 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

⑤ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

## （２）個人情報管理に係る留意事項

① 個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

イ. 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置

ロ. 実務指針Ⅰ及び別添 2 の規定に基づく措置

（従業者の監督について必要かつ適切な措置）

ハ. 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置

ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

（委託先の監督について必要かつ適切な措置）

ホ. 保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置

ヘ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、金商業等府令第 123 条第 1 項第 7 号の

規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- (a) 労働組合への加盟に関する情報
- (b) 民族に関する情報
- (c) 性生活に関する情報

- ③ 金融商品取引業者は、クレジットカード決済による有価証券の売買の受託等について、金商法第44条の2により原則禁止されているが、金商業等府令第148条に定める要件を全て満たした場合には、例外的に認められているところである。

この場合において、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いため、金融商品取引業者は、上記①・②に加え、特に以下の措置を講じているか。

イ. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。

ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。

ハ. クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に点検・立入検査を行っているか。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項

- ① 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ② 役職員によるインサイダー等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。
- ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の顧客等に関する情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ－２－５ 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）

#### （１）相談・苦情・紛争等（苦情等）対処の必要性

金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等ともあいまってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、金融商品・サービスの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防止し顧客保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、苦情等への事後的な対処が重要となる。

近年、金融商品・サービスの多様化・複雑化によりトラブルの可能性も高まっており、顧客保護を図り、顧客からの信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処がさらに重要になってきている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについては、（注）参照）が導入されており、金融商品取引業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

#### （２）対象範囲

金融商品取引業者の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。金融商品取引業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、金融商品取引業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、金融商品取引業者においては、顧客からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

### Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

#### （１）意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、顧客に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・サービスへの顧客の信頼性を確保するため重要なものである。金融商品取引業者は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、顧客から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。



## (2) 主な着眼点

金融商品取引業者が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

### ① 経営陣の役割

取締役会は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

### ② 社内規則等

イ. 社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、顧客の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

ロ. 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に、顧客からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則（苦情等対処に関するものに限らない。）等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

### ③ 苦情等対処の実施態勢

イ. 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

ロ. 顧客からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

ハ. 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、郵便、ファックス、電子メール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、顧客の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅲ－２－４（顧客情報の管理）参照）。

ヘ. 金融商品仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、金融商品取引業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅲ－２－７（２）、Ⅲ－２－１０（１）、Ⅵ－２－２－４－２（４）及びⅦ－２－１－５（２）④参照）。

ト. 苦情等対処に当たっては、損失補てん等の禁止（金商法第 39 条）規定との関係

を踏まえ、適切な対応をとるための態勢を整備しているか。

チ. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力を通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため、関係部署への速やかな連絡や（必要に応じて）警察等関係機関との連携等を適切に行える態勢を整備しているか（Ⅲ－２－１１（反社会的勢力による被害の防止）参照）。

#### ④ 顧客への対応

イ. 苦情等への対応について、単に処理手続の問題と捉えるにとどまらず、事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ顧客から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

ロ. 苦情等を申し出た顧客に対し、申出時から処理後まで、顧客特性にも配慮しつつ、苦情等対応の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対応手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。

ハ. 申出のあった苦情等について、自ら対応するばかりでなく、苦情等の内容や顧客の要望等に応じて適切な外部機関等を顧客に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、顧客の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。

ニ. 外部機関等において、苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である顧客に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など顧客に対して通常に行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

#### ⑤ 情報共有・業務改善等

イ. 苦情等及びその対応結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

ロ. 苦情等について、自ら対応したものに加え、外部機関等が介在して対応したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、その分析結果を活用し、継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に活用する態勢を整備しているか。

ハ. 勧誘態勢や事務処理の改善や再発防止等の策定等に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情等の状況を確認し、当該取組みの効果を確認する態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等対応の実効性を確保するため、監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対応の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対応態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

#### ⑥ 外部機関等との関係

イ. 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

- ロ. 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、顧客からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

### Ⅲ－２－５－２ 金融ADR制度への対応

#### Ⅲ－２－５－２－１ 指定ADR機関が存在する場合

##### (1) 意義

顧客保護の充実及び金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、金融商品取引業者と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に金融商品取引業者と指定ADR機関との間の手続実施基本契約（金商法第156条の38第13項）によって規律されているところである。

金融商品取引業者においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

##### (2) 主な着眼点

金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

##### ① 総論

###### イ. 手続実施基本契約

- a. 紛争解決等業務の種別（金商法第156条の38第12項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）ごとに存在する指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。
- b. 例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の指定などの異動があった場合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。
- c. 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

###### ロ. 公表・周知・顧客への対応

- a. 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及

び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも配慮する必要がある。

b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効中断効等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。

## ② 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

金融商品取引業者が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

### イ. 共通事項

a. 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

b. 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

### ロ. 紛争解決手続への対応

a. 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

b. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

c. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（金商法第156条の44第1項）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

## Ⅲ－２－５－２－２ 指定ADR機関が存在しない場合

### （１）意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。金融商品取引業者においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、顧客保護の充実を確保し、金融商品・サービスへの

顧客の信頼性の向上に努める必要がある。

## (2) 主な着眼点

金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ-2-5-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

### ① 総論

#### イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a. 登録を受けた業務の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業の別をいう。）ごとに、業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を経営措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。

##### (a) 苦情処理措置

- i) 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること
- ii) 自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること
- iii) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- iv) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- v) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- vi) 苦情処理業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

##### (b) 紛争解決措置

- i) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること
- ii) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- iii) 弁護士会を利用すること
- iv) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- v) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- vi) 紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

b. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について、検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。

c. 「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」（(a) vi・(b) vi) を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（金商法等府令第115条の2第1項第5号、同条第2項第5号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

d. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。

- e. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、顧客の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理と紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

ロ. 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する必要がある（Ⅲ－２－５（２）参照）。

② 苦情処理措置（自社で態勢整備を行う場合）についての留意事項

イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合

- a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
- b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

ロ. 自社で業務運営体制・社内規則を整備する場合

- a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。
- b. 苦情の申出先を顧客に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。

周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、顧客が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、Ⅲ－２－５－２－１（２）①ロを参照のこと。

③ 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項

イ. 周知・公表等

- a. 外部機関を利用する場合、顧客保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について顧客への周知・公表を行うことが望ましい。
- b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

- c. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、顧客に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として金融商品取引業者が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を顧客に紹介する態勢を整備しているか。

ロ. 手続への対応

- a. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
- b. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。
- c. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、d及びeにおいて「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
- d. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
- e. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

### Ⅲ－２－５－３ 各種書面への記載

金融商品取引業者は、各種書面（契約締結前交付書面、事業報告書、説明書類等）において金融ADR制度への対応内容を記載することが義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。

### Ⅲ－２－５－４ 行政上の対応

日常の監督事務等を通じて把握された、金融商品取引業者の苦情等対処態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

また、指定ADR機関が存在する場合において、金融商品取引業者が手続応諾の求めに応じない場合等であっても、一義的には金融商品取引業者と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行の問題であることに留意しつつ、金融商品取引業者の対応を注視するものとする。

なお、一般に顧客と金融商品取引業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め、当事者間で解決されるべき事柄である

ことに留意する必要がある。

### Ⅲ－２－６ 本人確認、疑わしい取引の届出義務

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。

金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。

特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

#### （１）主な着眼点

犯収法に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」の実施態勢については、以下の点に留意して検証することとする。

##### ① 犯収法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

- a. 本人確認を実施する担当部署、責任者とその役割
- b. 担当部署が行った本人確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における本人確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割
- c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）
- d. 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存

ロ. 本人確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、顧客から取得した本人確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。

- a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座、暗証番号が同一の顧客口座を



抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。

b. 住所等の本人確認情報の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する。

ハ. 社内規則等において、顧客受入方針が適切に定められているか。また、本人確認手続きの実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客受入方針が的確に適用されているか。

ニ. 金融商品取引業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、顧客の本人確認について再確認が行われているか。

ホ. 顧客の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。

ヘ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

ト. 役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

チ. 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

② 犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

a. 「疑わしい取引」を把握する部署、責任者とその役割

b. 上記イにおいて把握された「疑わしい取引」の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における「疑わしい取引」の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割

c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

ロ. 「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

ハ. 「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、金融商品取引業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他金融商品取引業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・

管理を行っているか。

(注) 金融商品取引業者において、「疑わしい取引」の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。

ニ。「疑わしい取引」の判断に当たって、金融商品取引業者の業務内容、業容、顧客の属性が考慮されているか。

考慮すべき顧客の属性としては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位（politically exposed persons）、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。

ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

ヘ. 役職員に対して、「疑わしい取引の届出」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、「疑わしい取引の届出」に該当する可能性がある事例や金融商品取引業者が過去に届出を行った事例等について、「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にし、研修資料等として活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。

また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト。「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

③ 本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、本人確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内態勢等が構築されているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の本人確認義務又は疑わしい取引の届出義務の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## (1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

### ① 主な着眼点

- イ. 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。
- ロ. 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ハ. 事務リスクの管理部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められているか。また、当該諸規程は必要に応じて適切に見直しが行われているか。
- ニ. 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務リスクの管理部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

## (2) 事務の外部委託について

金融商品取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

### ① 主な着眼点

- イ. 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ロ. 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。
- ハ. 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ニ. 委託契約によっても金融商品取引業者と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、当該金融商品取引業者が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- ホ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、金融商品取引業者において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- ヘ. 委託事務に係る苦情等について、顧客から金融商品取引業者への直接の連絡窓口を設けるなど適切な苦情相談体制が整備されているか。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクをいうが、金融商品取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、金融商品取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。

システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

#### (1) 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする（着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。）。

##### ① システムリスクに対する認識等

イ. 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

ロ. システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体制となっているか。

##### ② 適切なリスク管理態勢の確立

イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。

ロ. 具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。

ハ. システムリスク管理態勢は、自社の業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

##### ③ システム監査

イ. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員

による定期的なシステム監査が行われているか。

ロ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

④ 安全対策の整備

イ. 安全対策の基本方針が策定されているか。

ロ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑤ 外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

⑥ コンティンジェンシープラン

イ. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

ロ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

⑦ システム統合リスク

イ. 金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

ロ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ハ. 業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

ニ. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

ホ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑧ 障害発生時の対応

イ. 障害発生時に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。

ロ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。

ハ. 障害発生時、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。

また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条又は第52条第1項の規定に基づき業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

## ② システム統合時

金融商品取引業者が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の公表後から当該システム統合完了までの間、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を定期的に求めるものとする。

## (3) システム障害時における対応

### ① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ－1）にて当局あて報告を求めものとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。）。

なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。

#### （注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

### ② 必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づき追加の報告を求め、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ－2－9 危機管理態勢

近年、金融商品取引業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など金融商品取引業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。

こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、金融商品取引業者は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、市場ひいては社会における無用の混乱を抑止するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、金融商品取引業者の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

## (1) 主な着眼点

### ① 平時における対応

イ. 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

ロ. 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される態勢となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ・ テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
- ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
- ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
- ・ 業務上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
- ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

ハ. 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

ニ. 危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への報告・連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

ホ. 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

### ② 危機発生時における対応

イ. 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該金融商品取引業者における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告

徴求を行うこととする。

ロ. 上記の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

③ 事態の沈静化後における対応

金融商品取引業者における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融商品取引業者に対して、事案の概要と金融商品取引業者の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて、金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告徴求を行うこととする。

④ 風評に対する危機管理態勢

イ. 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。

ロ. 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の危機管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－１０ 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置

(1) 金融商品仲介業者の法令違反の防止に係る留意事項

金融商品取引業者が金融商品仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該金融商品仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該金融商品仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その法令違反の防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘に当たって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう金融商品仲介業者に対して求める具体的取扱方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底しているか。



- ロ. 顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、金融商品仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を金融商品仲介業者に周知し、徹底させているか。
  - ハ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。
- ② 金融商品仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化
- イ. 金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。
  - ロ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築させるよう努めているか。
  - ハ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による説明が適切に行われているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を講じているか。
- ③ 金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底
- イ. 金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、金融商品仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。
  - ロ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者による金融商品仲介業者の法令違反の防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ－２－１１ 反社会的勢力による被害の防止

### (1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくこ

とは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。

もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引業者や役員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

（2）主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

- ① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り

速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

イ. 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

ロ. 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。

ハ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

- ② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

ロ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該金融商品取引業者における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。

ハ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

- ③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

イ. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。

ロ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

ハ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とす

る場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### (3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融商品取引業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ－２－１２ 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等

### (1) 意義

- ① CSRは、一般的に、企業が多様な利害関係者（以下「ステークホルダー」という。）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- ② 金融商品取引業者のCSRについては、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である金融商品取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- ③ しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が金融商品取引業者を選択する際、その金融商品取引業者及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、金融商品取引業者がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

### (2) 主な着眼点

金融商品取引業者のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、金融商品取引業者の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

#### ① 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容

についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

② 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

③ 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該金融商品取引業者の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

(3) 監督手法・対応

金融商品取引業者によるCSRを重視した取組みやその情報開示は、金融商品取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

### Ⅲ－３ 諸手続（共通編）

#### Ⅲ－３－１ 登録

##### （１）登録申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

##### （２）商号

申請に係る商号が証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第25条第2項に抵触しないか確認するものとする。

また、投資者等の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した証券会社、金融先物取引業者、投資信託委託業者、投資顧問業者等の名称は、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないことを確保することとする。

##### （３）営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、金融商品取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他金融商品取引業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所又は事務所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所又は事務所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所又は事務所についても、金商法第36条の2第1項の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする。

##### （４）本店等の名称及び所在地

登録申請書に記載する「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令第7条第10号、第44条第10号及び第258条第4号）は、「本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地」（金商業等府令別紙様式第1号別添6、別紙様式第9号別添4及び別紙様式第24号別添2）の記載に当たって、本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に）記載することによることとしているか確認するものとする。

なお、登記事項証明書上の本店が主たる営業所又は事務所としての機能を有さないなど、当該本店と主たる営業所又は事務所とが異なる場合には、当該主たる営業所又は事務所を最初に記載する必要があることに留意する。

##### （５）登録申請書の添付書類

① 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 生年月日

- ② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第9条第2号ロ及び第3号ロに規定する「これに代わる書面」に該当する。

（6）登録までの間の留意事項等

- ① 登録申請者に対しては、金融商品取引業者登録簿に登録されるまでは一切の業務を行わないように注意喚起するものとする。
- ② 登録申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、Ⅲ-2-1に留意するものとする。

（7）登録番号の取扱い

- ① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103、893は欠番とする。）ものとし、金融商品取引業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例）〇〇財務局長（金商）第〇〇号

- ② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- ③ 登録番号を別紙様式Ⅲ-2による金融商品取引業者登録番号台帳により管理するものとする。

（8）登録申請者への通知

金融商品取引業者登録簿に登録した場合は、別紙様式Ⅲ-3による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

（9）登録の拒否

- ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対する審査請求並びに国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式Ⅲ-4による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。
- ② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第29条の4第1項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

（10）金融商品取引業者登録簿

- ① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第11面までにより作成するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融商品取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。  
 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している金融商品取引業者の新株予約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月15日までに提出させ、1ヵ月ごとに当該金融商品取引業者登録簿を差し替えるものとする。
- ③ 本庁監理金融商品取引業者から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は1ヵ月分を取りまとめて翌月20日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。
- ④ 金融商品取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑤ 金融商品取引業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ-5による金融商品取引業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑥ 金融商品取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- ⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
  - イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者
  - ロ. 金融商品取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
  - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑧ 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所には説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に申請に係る金融商品取引業者の営業所又は事務所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。

### Ⅲ-3-2 届出

金商法に定める各種届出等の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。

#### (1) 管轄財務局長の管轄区域を越える本店等の位置の変更

- ① 財務局の管轄区域を越える本店等の位置を変更した届出書を受理した財務局長は、金商業等府令第20条第2項に規定する当該変更届出書及び金融商品取引業者登録簿のうち当該金融商品取引業者に係る部分と併せてその他の書類として、登録申請書及び



その添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録を行うこととなる財務局長に送付するものとする。

- ② 上記書類の送付を受けた財務局長は、当該金融商品取引業者の登録を行った場合には従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。
- ③ 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該金融商品取引業者の登録を抹消するものとする。

## (2) 対象議決権保有届出書の提出に係る留意事項

国内に在留する外国人が提出した住民票の抄本（国籍等の記載のあるものに限る。）、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第38条第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

## (3) 廃業等の届出に係る留意事項

- ① 金融商品取引業者から金商法第50条第1項第7号、第50条の2第7項及び金商業等府令第199条第5号の規定に基づく届出書を受理した場合には、検査を行うなどによって、次の点について確認するものとする。
  - イ. 届出を行った金融商品取引業者につき、金商法第52条第1項の規定による登録取消の事由の存しないこと。
  - ロ. 顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。
  - ハ. 顧客に対する債権債務の残高照合等の手段により、簿外債務のないことが確認されていること。
- ② 金融商品取引業者から金商業等府令第199条第11号トの規定に基づく届出書の提出があった場合で、金融商品仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該金融商品仲介業者が金融商品仲介業務を廃止するためであるときは、当該金融商品仲介業者につき、金商法第66条の20第1項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該金融商品取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。

## Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ-3-2-4、Ⅵ-3-3-3、Ⅷ-2-3及びⅪ-2-3を除く。））は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

### (1) 基本的留意事項

- ① 帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは金商業等府令第157条及び第181条に規定する名称と異なる名称を用いることがそれぞれできるものとする。ただし、それぞ

れの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている場合に限る。

- ② Ⅲ-3-3において、外国法人については、本店とあるのはその国内における主たる営業所又は事務所と、支店とあるのはその他の営業所又は事務所とそれぞれ読み替えるものとする。
- ③ 自己の取引の発注に係る注文伝票を作成する場合において、金商業等府令第158条中「受注」とあるのは「発注」と読み替えて作成するものとする。
- ④ 帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。
- ⑤ 金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する書面(金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等交付書面)の写しについては、当該書面と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。
- ⑥ 注文伝票、媒介又は代理に係る取引記録、募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録及び投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介に係る取引記録の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもってそれぞれの帳簿書類とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。
- ⑦ 帳簿書類の記載事項については、当該金融商品取引業者において統一した取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる。
- ⑧ 帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。

## (2) 帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

- ① 帳簿書類の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。
- ② 次に掲げる場合には、帳簿書類を当初からマイクロフィルムにより作成・保存できるものとする。
  - イ. 対象となる帳簿書類が、金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)、第9号、第11号、第16号(ロ及びハに限る。)及び第17号(イを除く。)に掲げるものである場合
  - ロ. 検査部局による検査等に際し、各営業所において合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能である場合
  - ハ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合

## (3) 帳簿書類の本店における集中保管

- ① 帳簿書類の保管場所については、作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む。下記②において同じ。）において集中保管することができるものとする。
- ② 帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び金融商品取引業者が帳簿書類の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。
  - イ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。
  - ロ. 帳簿書類の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。
  - ハ. 内部監査に支障がないこと。

(4) 注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 受注（自己の取引の発注の場合は、発注）と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
- ③ 入力データのバックアップを作成・保存すること。
- ④ 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。
- ⑤ 入力実績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。
- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(5) 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

発注伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 発注と同時に、発注内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等発注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、発注時に手書きで発注伝票を作成すること。ただし、発注時に作成した手書きの発注伝票とその発注内容を後で入力して作成した発注内容等が記載されたコンピュータ作成の発注伝票を併せて保存する場合は、手書きの発注伝票に追記を行う必要はない。
- ③ 上記①及び②のほか、上記（4）③から⑤まで及び⑦に準ずるものとする。

(6) 帳簿書類の電子媒体による保存

帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 手書きにより作成された帳簿書類については、画像データとして保存すること。
- ② 保存に使用する電子媒体は金商業等府令第157条第2項及び第181条第3項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
- ③ データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿書類の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。
- ④ 上記③の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。
- ⑤ 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
- ⑥ 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
- ⑦ 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑧ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
- ⑨ 作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
- ⑩ 電算システムにより作成した帳簿書類のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。

Ⅲ－３－４ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

(1) 産活法第2条第4項第2号及び第6項第2号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（以下「産活法に係る指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について

- ① 産活法に係る指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上とすることをいう。
- ② 産活法に係る指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費を5%以上低減させることをいう。
- ③ 産活法に係る指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該

役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとするをいう。

(2) 産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）ニイの事業再構築の認定の基準について

- ① 基本指針ニイ1①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 $\geq 2$ 」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。
- ② 基本指針ニイ1②の「（事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率） $\times 100 \geq 105$ 」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。
- ③ 基本指針ニイ1③の「（事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額） $\times 100 \geq 106$ 」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。

(3) 産活法第3条第2項第2号及び基本指針ニイ2の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について

- ① 基本指針ニイ2①の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。
- ② 基本指針ニイ2②の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。

(4) 産活法第4条第1項第1号及び基本指針十一イの過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義について

基本指針十一イ2の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。

(5) 産活法第7条第4項第1号及び基本指針三イの経営資源再活用の認定の基準について  
基本指針三イ2及び3については、それぞれⅢ－3－4（2）②及び③を準用する。

(6) 産活法第24条の2第1項及び基本指針十一ホの特例措置を受けようとする場合について

基本指針十一ホ1の「売上高」については、例えば、営業収益を指す。

(7) 産活法第39条の2及び基本指針十イの中小企業承継事業再生の認定の基準について

- ① 基本指針十イ1の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべ

てを指す。

- ② 基本指針十イ２の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。

## IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

### IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。IVにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

なお、第一種金融商品取引業を行う外国法人については、「Ⅲ－1 経営管理（共通編）」の適用に際し、代表取締役を本邦における代表者、取締役会等を本邦における営業所又は事務所における最高意思決定機関等と適宜読み替えるものとする。

#### IV－1－1 金融商品取引業者の役員

##### （1）主な着眼点

金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからトまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令（金商法第46条の6第2項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分には違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。
- ⑤ 金商法第30条第1項の認可に付した条件に違反していないこと。

##### （2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

## IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

### (1) 主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと(過去に暴力団員であった場合を含む。)
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接な関係を有していないこと。
- ④ 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと。
- ⑥ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂)の罪に問われた場合に留意すること。)

### (2) 監督手法・対応

上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。



また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-1-3 利益相反管理体制の整備

##### (1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。

こうしたことから、金商法第36条第2項に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。

なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。

一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

##### (2) 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備

- ① あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか。
- ② 利益相反のおそれのある取引の特定にあたり、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の行う業務の内容・特性・規模等を適切に反映できる態勢となっているか。
- ③ 特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応

して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。

### (3) 利益相反管理の方法

- ① 特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。
  - イ. 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で厳格な情報遮断措置（システム上のアクセス制限や物理上の遮断措置）が講じられているか。
  - ロ. 取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。
  - ハ. 利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行う場合には、想定される利益相反の内容及び当該方法を選択した理由（他の方法を選択しなかった理由を含む。）について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客に対して、顧客の属性に応じ、当該顧客が十分理解できるような説明を行っているか。
  - ニ. 情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。
- ② 自社及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、必要な確認が図られる態勢となっているか。
- ③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。

### (4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- ① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の類型、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の類型、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。
- ② 公表すべき利益相反管理方針の概要は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。
- ③ 利益相反管理方針の概要は、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等の方法

により、適切に公表されているか。

#### (5) 人的構成及び業務運営体制

- ① 証券会社等及びその子金融機関等の役員は、利益相反管理の重要性を認識し、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。
- ② 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続が書面等において明確化されているか。また、当該証券会社等及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続に関する研修の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。
- ③ 利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。
- ④ 利益相反管理統括者等は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。
- ⑤ 利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。
- ⑥ 利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
- ⑦ 利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。

#### (6) 監督手法・対応

利益相反管理体制は、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきものであり、上記(1)から(5)までに掲げる事項は、その基本的な枠組みを示したものである。各証券会社等においては、自社及びその子金融機関等の業務の内容・特性・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制を整備することが求められる。

ただし、証券会社等による利益相反管理体制の整備状況に関わらず、顧客の利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、金商法第56条の2第1項又は第3項の規定に基づく報告を求めるとする。また、報告徴求の結果、証券会社等の利益相反管理体制に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令及び金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業者の自己資本規制は、金融商品取引業者の業務が市場環境の変化に影響されやすいことを踏まえ、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等

に直面した場合においても、金融商品取引業者の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことを目的としている。金融商品取引業者は適切な自己資本規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（＝固定化されていない自己資本）を保持しなければならない。当局としては、自己責任原則の下で行われる適切な自己資本規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングを通じ、金融商品取引業者の財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

#### IV-2-1 自己資本規制比率の正確性

自己資本規制比率の算出の正確性については、金商法第46条の6第1項及び金商業等府令等の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。

##### (1) 劣後債務・劣後特約付社債の適格性について

- ① 金商法第50条第1項（金商業等府令第199条第12号）の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。
- ② 金商業等府令第176条第2項各号又は第3項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。
- ③ 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。
- ④ 次のような場合には、金商業等府令第176条第4項第3号に規定する劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っているものとして、当該資金の額を控除しているか。
  - イ. 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。）。
  - ロ. 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合
  - ハ. 当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。）。

(2) 控除資産から控除する担保金等について

金商業等府令第177条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の評価額等を控除している場合又は同条第5項及び自己資本規制告示第2条第2項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

- ① 土地・建物の評価額等を控除している場合に、当該土地・建物の評価額が適切に算出されているか。
- ② 担保金その他の資産の評価額を控除している場合に、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

(3) リスク相当額の把握について

金商業等府令第178条第2項の規定に基づき、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

- ① すべての保有する有価証券等の評価額（月末にあっては、客観性の検証を行った評価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。
- ② 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことができるものとする。
- ③ 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

特に、顧客から約定元本の一定率の証拠金（保証金）の預託を受け、差金決済による外国為替の売買を行う取引（いわゆる「外国為替証拠金取引」）を行っている金融商品取引業者については、為替相場の急激な変動などが財務の健全性や自己資本に及ぼす影響を的確かつ適正に把握できるリスク管理及び内部管理態勢を整備しているか。

(4) 貸付有価証券の確認

保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。

IV-2-2 金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応

金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法として、金商法第46条の6

第1項の規定に基づき、自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められており、金融商品取引業者はその健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みを行う必要がある。

このため、自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応として、以下に掲げるような措置を講ずることにより、金融商品取引業者に早期の改善を促していくものとする。

- (1) 金商業等府令第179条第3項の規定に基づく届出があったときは、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、ヒアリング等を通じて自己資本規制比率の当面の見通し等について確認し、自主的な改善を促すこととする。

なお、長期に亘り自己資本規制比率が140%を下回っている場合や、繰り返し140%を下回っている場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行う等により当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況の把握に努めるものとする。

また、金商業等府令第179条第5項の規定に基づく届出書が提出されるまでの間、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書の確認やヒアリングを行う等により、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況や各リスクの状況の把握に努めるものとする。

- (2) 上記の届出において、自己資本規制比率が120%を下回っている場合は、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行う等により、自己資本規制比率回復のための具体的方策及び時期、顧客資産の分別管理の状況、資金繰りの状況を把握し、改善のための努力を促すこととする。

- (3) 上記(2)の状態において、報告徴求やヒアリング等により把握した当該金融商品取引業者の状況を踏まえ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、その必要性に応じて、

- ① 自己資本規制比率について、法定の自己資本規制比率を回復し、恒常的に維持するための方策（その具体的内容及び実施時期を含む。）を立案し、講ずること、
  - ② 不測の事態に備え、有価証券、金銭等の適切な保全管理、資金繰りのきめ細かな管理等により投資者保護のために万全の措置を講ずること、
  - ③ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、
  - ④ 自己資本規制比率回復のための具体策を反映した日々ベースの貸借対照表、資金繰り及び自己資本規制比率の見通しの策定、
- などについて、金商法第53条第1項の規定に基づく命令の発出を行うこととする。

#### IV-2-3 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動

し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

### (1) 主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか。

### (2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

### (3) 具体的取扱い

#### ① 自己売買業務に係るリスク管理

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、金商業等府令第178条第2項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

#### イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a. 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b. 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c. 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

#### ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a. 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する態勢を整備すること。
- b. 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、上記イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
  - i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
  - ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の



損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダーごと又はユニットごとに配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる態勢を整備すること。

② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制告示第4条第4項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される態勢となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数として相応しいか確認するものとする。

イ. 日本国 日経平均株価、日経300指数、東京証券取引所株価指数

ロ. アメリカ合衆国 S & P 500種

ハ. イタリア共和国 M I B 30指数

ニ. オーストラリア連邦 A S X 200指数

ホ. オランダ王国 A E X 指数

ヘ. カナダ S & P トロント総合指数

ト. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100指数

チ. スイス連邦 S M I 指数

リ. スウェーデン王国 O M X 指数

ヌ. スペイン I B E X 35指数

ル. ドイツ連邦共和国 D A X 指数

ヲ. フランス共和国 C A C 40指数

ワ. ベルギー王国 B E L 20指数

#### カ. 香港特別行政区 ハンセン指数

##### ④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

##### ⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融商品取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

##### ⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－」により決定される国債については、「直近の基準金利－前回債の」）を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

#### IV-2-4 取引先リスク管理態勢

取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

##### (1) 主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、新商品・新規業務導入時の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引先リスクが適切に管理されているか。

##### (2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、取引先リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

### (3) 具体的な取扱い

#### ① 与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本規制告示第17条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

イ. 当該担保金その他の資産が担保として相応しいものであるか。

ロ. 当該担保金その他の資産の評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

#### ② 法的に有効な相対ネットティング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算出しているときは、次の点を確認するものとする。

イ. その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、金融商品取引業者の与信が当該ネットティング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解（リーガル・オピニオン）を必要に応じ書面により確認しているか。

ロ. 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。

a. 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所又は事務所の所在する国の法律

b. ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律とネットティングの根拠

c. ネットティングを行うために必要な契約に係る法律とネットティングの根拠

#### ③ 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

#### ④ 債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、検査部局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制告示第17条第3項第3号の表（注3）（4）の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

#### ⑤ 連結財務諸表提出会社の確認

自己資本規制告示第17条第3項第3号の表（注1）に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を

受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

#### ⑥ 国際機関

標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

### IV-2-5 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

#### （１）主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価及び役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等を図るため、業務の内容・規模に応じて例えば以下のような措置を講じるなど、流動性リスクを適切に管理しているか。

- ① 日々の資金繰りの管理及び中長期の資金繰り見通しの策定・管理
- ② 各資産の運用限度額（リミット）の設定・管理
- ③ 円建取引・外貨建取引や国内取引・海外取引の統合的な管理
- ④ 業容又は市場環境の急変に備えた資金調達手段（支払準備資産）の確保
- ⑤ 流動性リスク管理の担当者に対する、情報収集・業務管理権限の付与

#### （２）監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、流動性リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

### IV-2-6 早期警戒制度

金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、金商法第46条の6第1項の規定に基づく、「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融商品取引業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、金融商品取引業者が、以下に掲げる自己資本規制比率の変動、有価証券の価格変動等について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。

(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々の基準に該当する金融商品取引業者に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該金融商品取引業者の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用するものとする。

#### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

#### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

#### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

#### (4) 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。

また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）

### IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

#### IV-3-1-1 法令等遵守態勢

証券会社等は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、証券会社等は、適正な投資者保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められている。

こうした証券会社等のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

#### IV-3-1-2 勧誘・説明態勢

##### （1）説明書類に係る留意事項

金商法第46条の4（金商業等府令第174条第4号）に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

##### （2）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知（下記④については顧客の同意した方法による場合を含む。）していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

- ① 金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等の書面に記載すべき事項
- ② 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の約定の際に取引報告書において通知した事項（償還予定日及び約定利回りを除く。）
- ③ 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項（通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。）
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第123条第1項第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。

- ① 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）
- ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）
- ④ 償還乗換優遇制度に関する事項
- ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの

(4) 投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。

- ① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客（特定投資家を除く。②において同じ。）に分かり易く説明しているか。
- ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。

(5) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項

- ① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。（5）において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。

イ. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨

ロ. 当該債券の償還条件が、金融商品市場における相場その他の指標（以下「指標等」

という。)の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨

② 上記①イについては、以下の点に留意すること。

イ。「当該債券」とは、個人向け社債等（日本証券業協会理事会決議「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」に定義する「個人向け社債等」をいう。以下同じ。）に該当する債券をいうこと。

ロ。「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券（新発債）の償還日に6ヵ月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券（新発債）の償還日に最も償還日の近い銘柄（複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。）をいうこと。

ハ。「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集（売出）時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値（ ）を基に判断すること。

$$= X \text{（類似の債券のクレジット・スプレッド相当分）} - Y \text{（当該債券（新発債）のクレジット・スプレッド相当分）}$$

$$X = \text{（類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値（募集を行う日の前日付で発表された値）の平均値（注））} - \text{（類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利（募集を行う日の同日付で発表された値））}$$

$$Y = \text{（当該債券（新発債）の応募者利回り（単利））} - \text{（当該債券（新発債）と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値単利（条件決定日の翌日付で発表された値））}$$

（注）「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値（単利）を単純平均したものである。

③ 上記①ロについては、以下の点に留意すること。

イ。「顧客にとって不利な状況」とは、証券会社等があらかじめ一定の値幅を定め、債券を取得させ又は売り付けようとする時点の（又はその前日の対象銘柄の終値等を基にした）当該債券の理論価格が募集（売出）価格からの当該値幅を超えて下落している場合をいうこと。

ロ。上記イの理論価格は債券の発行（売出）条件を決定した際に基となった算定式によって算定すること、値幅は募集・売出期間後の販売に係る社内ルールにおいて定められた水準（仕切値幅制限）を踏まえたものであること、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこと及び当該取扱いに係る社内ルールの整備など適切な社内管理体制を整備すること。

ハ。他社株転換権付社債や償還特約付日経平均リンク債といった株式市場の相場により償還条件が決まる債券（以下「EB等」という。）に関する「顧客にとって不利な



状況」については、イの方法に代えて、EB等を取得させ又は売り付けようとする時点の対象銘柄の価格（又はその前日の対象銘柄の終値）が、当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）と比較して7%以上下回る場合とすることも認められること（募集(売出)期間前に当該方法によることをあらかじめ定めている場合に限る。）。

二、募集・売出期間中に上記のいずれの方法を採用するかにかかわらず、募集・売出期間経過後のEB等の販売に当たっては、社内ルールに基づいて算出した適正な取引価格を提示しない場合には、金商業等府令第117条第1項第2号違反となる場合があること。

- ④ 金商業等府令第123条第1項第11号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。

#### (6) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）

証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達となされない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。

証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。

なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。
- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

(7) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-1-3 取引一任契約等

(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されているか。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっているか。

(2) 証券会社等の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の価格（あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。）以上（売り注文の場合）又は以下（買い注文の場合）。
- ② 特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 証券会社等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該証券会社等が裁量で定めること（いわゆる「CD注文」）。
- ④ 一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。（いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。）

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為

が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受

##### (1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供

証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。以下同じ。）の機会を提供することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。

- ① 法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知しているか。なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる。
- ② 法人顧客に通知した内容に軽微な変更があった場合は、その都度通知を行う必要ではないが、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにしているか。
- ③ オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いているか。なお、長期の契約を締結している場合など、例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知を行っているか。
- ④ 法人顧客にオプトアウトの機会の通知を行ってから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しているか。
- ⑤ 個別の通知と併せて、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にしているか。
- ⑥ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を

共有されることについて書面により積極的に同意することをいう。以下同じ。) した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか(又は提供しないのか)の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。

## (2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項

証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4のほか、以下の点に留意する必要がある。

- ① 親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が、あらかじめ特定されているか。
- ② 親子法人等との間で授受を行う非公開情報について、アクセス管理の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止など、十分な情報管理がされているか。
- ③ 証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等のそれぞれにおいて、内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報の管理を一元的に行う体制が整備されているか。また、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(以下「非共有情報」という。)については、その他の非公開情報と分離して管理されているか。さらに、非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか。
- ④ 内部管理部門に設置する非公開情報の管理を行う責任者等が、営業部門等に対し十分に牽制機能を発揮できるよう、例えば以下の措置が講じられているか。
  - イ. 内部管理部門の職員と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。
  - ロ. 非公開情報の管理に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部門等の判断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。
  - ハ. 非公開情報の管理に関する事項について、営業部門等(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこととされていること。
- ⑤ 非公開情報の管理を行う責任者等の権限及び責任体制や非公開情報の取扱いに関する手続きが、書面等において明確にされているか。特に、営業部門における非共有情報の取扱手続きが、具体的に定められているか。さらに、こうした手続きについて、当該証券会社等及びその親子法人等の役職員への研修の実施等により、周知徹底が図られているか。
- ⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。
  - イ. 当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。
  - ロ. 当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が

非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。

- ⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門との間の人事異動等に際しても、同様の措置が講じられているか。
- ⑧ 証券会社等が事務の外部委託を行う場合には、Ⅲ－２－７（２）のほか、非共有情報が委託先を経由して親子法人等に提供されることがないように、以下の措置が講じられているか。
  - イ. 委託先において、非共有情報とその他の顧客の情報を分離して管理すること等により、非共有情報が親子法人等に提供されない措置を講じていること。
  - ロ. 委託先を通じて顧客へのサービス提供を行う場合において、当該サービスが、当該証券会社等の親子法人等が提供するものと誤認されないような措置を講じていること。
  - ハ. 上記イ及びロの措置が適切に講じられるよう、証券会社等が委託先を適切に監督していること。

### （３）内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項

証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部管理に関する業務（以下（３）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（３）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号ト又はりに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部管理に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。

- ① 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第 153 条第 3 項第 1 号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。
  - イ. 取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討
  - ロ. 顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理
  - ハ. 利益相反管理及び非公開情報の管理
  - ニ. 監督当局への対応
  - ホ. 営業部門の取引等における法令等違反の管理（社内処分の検討を含む。）
  - ヘ. インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報の管理及びモニタリング
  - ト. レピュテーション・リスク及び企業倫理の観点からの業務の検証
  - チ. その他法令に基づく義務を履行するために必要な事務
- ② 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第 153 条第 3 項第 2

号の「損失の危険の管理に関する業務」に該当するものと考えられる。

イ. 市場リスク（保有する有価証券等の価格の変動等により損失が発生するリスク）の管理

ロ. 信用リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により損失が発生するリスク）の管理

ハ. オペレーショナル・リスク（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行において損失が発生するリスク）の管理

二. 流動性リスク管理

ホ. 災害時等の業務継続体制（BCM）の整備・管理

③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。

イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。

ロ. 内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）を講じていること。

ハ. 内部管理部門等と非公開情報を取り扱わない部門との間で兼務をする職員がある場合には、非公開情報を取り扱わない部門において、上記イ及びロに準じた措置を講じていること。

④ 役員等（役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下④において同じ。）が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。

イ. 当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。

ロ. 当該役員等が、当該非共有情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的（例えば営業目的）で利用しないこと。

⑤ 上記③及び④の措置に関する社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢となっているか。

#### （４）兼職による優越的地位の濫用防止

証券会社等の営業部門の職員が、親銀行等又は子銀行等（以下（４）において「親子銀行等」という。）の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合については、金商業等府令第 153 条第 1 項第 10 号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

① 親子銀行等との兼職者が、顧客に対して、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。

- ② 顧客が競争者（他の金融商品取引業者等）との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼職する親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。
- ③ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ④ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ⑤ 優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(5) 金商業等府令第 32 条の解釈について

- ① 金商業等府令第 32 条第 1 号に規定する「金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等又は金融商品仲介業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。
  - イ. 店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務
  - ロ. 現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務
  - ハ. 帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務
  - ニ. コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等）
  - ホ. 計算業務（給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。）
  - ヘ. 有価証券の管理、整理等に関する業務
  - ト. 名義書換の取次業務
  - チ. 公社債・投資信託の元利金請求業務
  - リ. 金融商品取引所・金融商品取引業者等間等の有価証券の受渡決済業務
  - ヌ. 従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務
  - ル. 人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務
  - ヲ. 役職員の教育・研修に関する業務
  - ワ. 広告宣伝業務
  - カ. 自動車の運行、保守、点検等の管理業務
  - コ. 統計目的の資料の作成業務
  - ク. 出版物等公開情報の提供を行う業務
  - ケ. 書類等の印刷、製本、発送及び配送業務
- ② 金商業等府令第 32 条第 2 号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記①に掲げる業務（ハを除く。）をいう。

なお、上記①ニについては「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、ヘについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び親子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

- ③ 上記①ハ（発送及び配送業務は除く。）、ニのデータの保管管理及びヘからリまでの業務は当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の親子法人等又は金商業等府令第 32 条第 1 号及び第 2 号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者又は投資運用業を行う者に限る。）が上記②に掲げる業務を受託する場合、上記①イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第 35 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。

- ④ 上記①及び②に掲げる業務について当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が免れるものではないことに留意する。

#### （6）監督手法・対応

証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受に関して、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-1-5 誤認防止措置

##### （1）他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。

- ① 証券会社等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、以下の点について、顧客に対して十分に説明しているか。



- イ. 当該証券会社等と当該金融機関又は親子法人等は、別法人であること。
  - ロ. 当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関又は親子法人等が提供しているものではないこと。
- ② 証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合には、以下のような措置が適切に講じられているか。
- イ. 職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービスの内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示することなどにより、来訪した顧客が容易に認識できるようにすること。
  - ロ. 当該職員が、顧客に対し、その兼職する親子法人等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の顧客を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口への掲示等により、顧客に対し常時明示されていることが望ましい。
  - ハ. 特に、当該職員が新規顧客に対し勧誘を行う場合や、顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。
- ニ. 顧客と契約を締結する際には、書面等による確認を行うなど、当該契約の相手方である法人名を顧客が的確に認識できる機会を確保すること。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）

### (1) 意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている証券会社等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。こうした観点から、証券会社等の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。

## (2) 主な着眼点

業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。

例えば、

- ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリ）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。
- ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

このほか、基本的に、Ⅲ－2－9に基づき、対応することとする。

## IV－3－1－7 災害時における金融に関する措置

### (1) 災害地に対する金融上の措置

災害対策基本法第36条第1項の規定に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急処理事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
- ④ 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮すること。

## (2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について
  - イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止するよう要請する。
  - ロ. 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。
  - ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。
  - ニ. その他
    - a. 警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。
    - b. 発災後の証券会社等の応急措置については、Ⅳ－３－１－７に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。
- ② 当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について証券会社等において、地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うよう要請する。

## (3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

#### IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮

証券会社等が金融商品市場において果たしている役割は、その中心に市場仲介者としての機能があり、そこには高い公共性が付随している。また、証券会社等は、市場プレイヤーとして金融商品市場に参加している。

金融ビッグバン以降の制度改革の成果が現れる一方で、金融商品市場における大規模な誤発注や証券会社等のシステム障害、インサイダー取引、相場操縦などの投資者による不公正取引、有価証券報告書の虚偽記載等の発行体による不正行為が相次いで見られたこと踏まえ、平成18年3月に金融庁監督局に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が設置され、6月には「論点整理」が策定・公表された。

「論点整理」に盛り込まれた(1)市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、(2)発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮、(3)投資者に対する証券会社のチェック機能の発揮、(4)市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、といった4つの課題に関する提言等は、基本的には日本証券業協会等の自主規制機関の策定する自主ルール等として確立するものであるが、監督当局においても、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮による金融商品市場の信頼性向上の観点から、自主ルール等も踏まえて、以下のような着眼点・監督手法をもって必要な対応を行っていくことが重要である。

##### IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上

###### (1) 注文管理体制に係る留意事項

- ① 証券会社等は、日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。
- ② 売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定をシステムに組み込むなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされているか。
- ③ 売買システムを統括するCIOの選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。
- ④ 発注制限・警告解除への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また適切に実施されているか。特にホールセール部門において、適切な取扱いが行われているか。
- ⑤ 大規模な誤発注に対する危機対応策が策定され、役職員に対する周知、徹底が図られているか。
- ⑥ 誤発注が発生した場合でも、決済日の決済時限にフェイルが発生しないよう、適切な措置を講ずる態勢が整備されているか。

###### (2) 信用取引に係る代用有価証券の掛目変更に係る留意事項

証券会社等においては、日本証券業協会理事会決議「信用取引に係る委託保証金代用

有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」を踏まえ、掛目の変更等を行う事象の顧客への事前説明・周知、掛目変更に当たっての顧客への通知、変更に当たっての周知期間の設定、社内規則の制定等が適切に図られているか。

(3) 証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項

証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、金商業等府令第123条第1項第14号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。

- ① 自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的に行っていない場合
- ② 売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定をシステムに組み込んでいないなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされていない場合
- ③ Ⅲ-2-8に掲げる事項等に照らし、適切な態勢が整備されていないと認められる場合

IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮

(1) 引受け等の審査に係る留意事項

- ① 日本証券業協会自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」等を踏まえ、発行体の財務状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 共同主幹事である他の証券会社等の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。
- ③ 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。
- ④ 引受けを行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。
- ⑤ 著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や自主規制規則を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。

(2) 親子法人等が発行する株券等の引受けに関する留意事項

証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号二に基づき、その親子法人等が発行する株券等の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。

- ① 引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続に係る契約書において、以下の点を明記すること。
- イ. 当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（２）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。
  - ロ. 独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。
- ② 以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。
- イ. 過去５年以上引受業務に従事していること。
  - ロ. 過去２年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。なお、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合にあっては、過去に、当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。また、社債券の場合にあっては、過去に、当該社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。
- （注）各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。

### （３）私募ＣＢ等の引受け・買受けに係る留意事項

第三者割当増資やいわゆる私募ＣＢ（MSCBを含む。）等については、企業再生等に係る資金調達手段として有効と考えられる一方で、発行条件及び利用方法次第で希薄化による既存株主に対する不利益が生じるリスクもある。これを踏まえ、証券会社等がこうした案件を取扱う場合（自社や関連会社が買受ける場合、他のファンド等が買受ける場合を含む。）には、①既存株主への影響等を踏まえた適切な商品設計がなされているか、②発行体（の経営者）に対して商品の理解度に応じた十分な商品説明が行われているか、③発行体による適切な開示がなされているか、といった点について留意することとする。

### （４）反社会的勢力関係発行体に係る留意事項

反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係のある企業の株式等の上場を未然に防止する観点から、証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、引受け等審査においてその事実を適切に把握するとともに、場合によっては引受け等を行わないこととするなどの対応を行うことが望まれる。

## IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮

### （１）顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項

証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあること

をしながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会理事会決議「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)

① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

- イ. 顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の的確な把握を行っているか。
  - ロ. 内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。
  - ハ. 内部者登録の正確性を確保する観点から、定期的に一斉点検を実施し顧客に登録内容の有無等について確認する、あるいは登録内容を外部情報ベンダーの情報等と照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。
- ニ. 相場操縦的行為やインサイダー取引等を未然に防止する観点から、投資事業組合等との取引や海外からの注文について、原始委託者や最終投資家を特定するよう努めているか。
- ホ. 証券会社等が、顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。

② 売買審査基準の策定及びその効果的活用

- イ. 顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場関与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。
- ロ. 抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作為的相場形成等の不公正取引を排除するために必要な措置(例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等)を講ずる等適切な売買管理を行っているか。
- ハ. 内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

③ その他

- イ. 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知することとしているか。
- ロ. 価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理を行っているか。
- ハ. インサイダー取引を行っていると思われる場合には、犯収法第9条の規定に基づ

き、速やかに監督当局に届出を行うこととしているか。

(2) プレ・ヒアリングに係る留意事項

証券会社等がプレ・ヒアリングを自ら又は第三者に委託して行う場合には、金商業等府令及び日本証券業協会理事会決議「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」を踏まえ、①法令遵守管理部門による承認、②調査対象者との間における当該有価証券等の売買等及び当該法人関係情報の提供をしないことを約する契約の締結、③記録書面の作成・保存を、自ら行う又は第三者に行わせることとしているか。

(3) 反社会的勢力関係投資家に係る留意事項

証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、反社会的勢力との関係を有する可能性のある投資家について十分な売買管理・売買審査を行うことが望まれる。

IV-3-2-4 市場プレイヤーとしての自己規律の維持

プリンシパル投資やM&A助言業務、複雑な商品性を有する資金調達の提案、証券化取引など、市場プレイヤーとしての証券会社等の業務が多様化・複雑化していることを背景に、証券会社等の業務において潜在的な利益相反や企業倫理の観点から問題を孕むケースが増加している。

こうした状況を踏まえ、証券会社等の市場プレイヤーとしての自己規律の維持に関して、以下のような点に留意する必要がある。

- ① 利益相反防止の観点や倫理規範を遵守する観点から、社内方針・規則が策定され、適切な内部管理態勢（内部監査態勢を含む。）が構築されているか。また、研修等を通じてその周知徹底を図るなど、遵守態勢が適切に整備されているか。
- ② 利益相反のリスクが大きいと考えられるような取引等の洗出しを行っているか。
- ③ 利益相反防止の観点から、必要に応じ、社内組織の分離、営業部門から独立した立場からの適切な事前審査態勢の構築（審査した上で、当該取引等の実施の可否を決定）を行っているか。
- ④ 必要に応じ、利益相反の状況について顧客・投資者への適切な説明・開示を行っているか。

(参考) (潜在的な) 利益相反等の問題を孕む事例

- ・ 株式の誤発注に乗じて、誤発注であることを認識しながら行う株式の買付け
- ・ 証券会社等（又はその同一グループ内の他の会社）が投資している未公開企業の上場時に、主幹事として行う引受業務及びその後の当該株式の売却
- ・ 証券会社等（又はその同一グループ内の他の会社）がプリンシパル投資で取得した資産を原資産とする証券化商品を組成し、十分な説明なく他の投資家に販売する行為（リスク転嫁）
- ・ S P C等を利用した会計操作目的、脱税目的が疑われる証券化スキームの提案・検討



#### IV-3-2-5 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえ、金融商品取引業協会を含む関係機関との連携の下、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮を促していくこととする。また、公益又は投資者保護の観点から必要があると認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

##### IV-3-3-1 法令等遵守態勢

店頭デリバティブ取引業者（金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。

こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

##### (1) 通貨関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託（顧客区分管理信託）を、金商業等府令第141条第1項に定める信託（顧客分別金信託）と明確に区分して管理しているか。
- ② 金商業等府令第143条の2第1項第6号に規定する個別顧客区分管理金額（顧客ごとに預託を受けた金銭又は保証金の額）及び顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額の合計額）を適切に算定しているか。

また、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。

- イ. 実現損益
- ロ. 評価損益
- ハ. スワップ損益

- ③ 金商業等府令第143条の2第1項第6号の信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、顧客区分管理必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日を基準日として行っているか。例えば、日本時間における特定の日の午前7時からその翌日（以下、IV-3-3-1において「計算日」という。）の午前7時までの取引について、計算日の午前7時を基準時点として顧客区分管理必要額の計算を行う場合には、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加しているか。
- ④ 顧客区分管理信託の受託者である金融機関等からカバー取引相手方に対して保証状等（以下「LG」という。）が差し入れられる場合、LGに基づく支払いがなされた場合でも、常に、信託財産が顧客区分管理必要額を上回るようになってきているか。また、店頭デリバティブ取引業者に係る破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て等により顧客区分管理信託が終了する場合において、顧客に対する金銭又は保証金の返還がカバー取引相手方に対する支払いに優先する契約内容になっているか。
- ⑤ 区分管理の状況について、例えば、定期的に、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理しているか。

（2）有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の分別管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が有価証券関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第29号に規定する取引をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1に準ずるほか、IV-3-3-1（1）②における必要額の計算に当たっては、金利調整額及び配当金調整額を加減算することに留意するものとする。

（3）監督手法・対応

- ① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面の提出を求めることとする。
- ② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。
- ③ その他、日常の監督業務を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の法令等遵守態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行

為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-3-2 勧誘・説明態勢

##### (1) 広告等に係る留意事項

- ① 損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する契約（以下「ロスカットルール」という。）が設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。
- ② セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当することに留意するものとする。

##### (2) 説明書類に係る留意事項

金商法第46条の4に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

##### (3) 店頭デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が、店頭デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。

（注）金融商品取引業者が、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。

##### (4) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項

###### ① 取引時に表示した数値の提示等

イ. 金商業等府令第123条第1項第21号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。

ロ. 店頭金融先物取引業者は、取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプション

の価格について、3年間は保存するものとする。

② 両建て取引

イ. 店頭金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に限る。）につき、顧客に対し、当該顧客が行う取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。いわゆる「両建て取引」）の勧誘その他これに類似する行為を行っていないか。

ロ. 顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに金商業等府令第117条第1項第26号に該当するものではない。しかし、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、通貨間の金利差調整額（以下「スワップポイント」という。）により逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（いわゆる「店頭金融先物取引業者の受け取るスプレッド」）について顧客が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨に言及することなく、上記の記載又は表示を行うことは、金商業等府令第117条第1項第26号に規定する「その他これに類似する行為」に該当する。

③ 顧客及びカバー取引相手方との取引

以下の点について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

イ. カバー取引の発注方法

ロ. カバー取引の執行基準

ハ. カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応

④ 相場が急激に変動した場合の対応

相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑤ 自己勘定取引に係る社内管理態勢

自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑥ 区分管理の状況

金商業等府令第143条第1項第1号に定める顧客区分管理信託の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑦ ロスカット取引

通貨関連店頭デリバティブ取引等を行う場合には、ロスカット取引（金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定する取引をいう。以下同じ。）に関する取決めが設けられていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。

⑧ 低スプレッド取引

スプレッド又は手数料が特に低い取引（以下「低スプレッド取引」という。）を提

供する通貨関連店頭デリバティブ取引等業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。

- イ. 他に顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用があるにも関わらず、顧客が支払う対価又は費用が、実際よりも著しく低額であるかのように誤解させるおそれ
- ロ. 顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違（スリッページ）が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ

（５）有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記（４）に準ずるものとする。

（６）通貨オプション取引・金利スワップ取引等を行う店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

上記（４）・（５）に該当しない場合でも、店頭デリバティブ取引業者が、例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。

（注）金融商品取引業者が、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。

- ① 当該店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。

イ. 当該店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪のシナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、顧客が理解できるように説明しているか。

ロ. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額及び当該損失額が顧客の経営又は財務状況に重大な影響を及ぼさないかを確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、金融指標等の状況がどのようになれば、そのような場合になるのかについて顧客が理解できるように説明しているか。

ハ. 説明のために止むを得ず実際の店頭デリバティブ取引と異なる例示等を使用する場合は、当該例示等は実際の取引と異なることを説明しているか。

- ② 当該店頭デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。

（注）例えば、仕組債の販売の場合には、「中途解約」を「中途売却」と、「解約清

算金」を「中途売却に伴う損失見込額」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、下記ロ. について、中途売却に伴う損失見込額の試算が困難である場合でも、可能な限り、最悪のシナリオを想定した説明がされることが望ましい。

- イ. 当該店頭デリバティブ取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、顧客が理解できるように説明しているか。
  - ロ. 当該店頭デリバティブ取引を中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及び解約清算金の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額及び当該試算額を超える額となる可能性がある場合にはその旨を含む。）について、顧客が理解できるように説明しているか。
  - ハ. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるように説明しているか。
- ③ 提供する店頭デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、当該取引について以下が必要であることを顧客が理解しているかを確認し、その確認結果を踏まえて、適切かつ十分な説明をしているか。
- イ. 顧客の事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能すること（注1）。
  - ロ. 上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれること（注2）。
  - ハ. 顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないこと（注3）。

（注1）例えば、為替や金利の相場が変動しても、その影響を軽減させるような価格交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意する。

（注2）例えば、ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど顧客の事業の状況等の変化により、顧客のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意する。

（注3）ヘッジによる仕入れ価格等の固定化が顧客の価格競争力に影響を及ぼし得る点に留意する。

- ④ 上記①から③までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。
- ⑤ 不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対する店頭デリバティブ取引の勧誘については、法令を踏まえたうえ（注）、それまでの顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内での契約を勧誘することとしているか。

（注）不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人」（金商業等府令第116条第1項第2号）には、例えば、国内の建設業者が海外から材木を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行うのではなく、国内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合は含まれるが、単に国内の業者から輸入物の材木を仕入れる場合は含まれないことに留意する必要がある。

- ⑥ 顧客の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等を提供又は通知する等、顧客が決算処理や解約の判断等を行うために必要となる情報を適時適切に提供しているか。
- ⑦ 当該店頭デリバティブ取引に係る顧客の契約意思の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理態勢等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる態勢が整備されているか。  
例えば、契約しようとする店頭デリバティブ取引が顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該顧客の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要となることに留意する。

(7) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第82条第4号口に規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。
- ② 金商業等府令第82条第8号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。
- ③ 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低保証金に関する事項及び当該保証金の総額が、相場の変動等により必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金（以下「追証」という。）に関する事項を含むものとする。
- ④ 通貨に係る取引である場合、金商業等府令第93条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。
- ⑤ 金商業等府令第94条第1項第1号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合等であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。
- ⑥ 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、有価証券店頭デリバティブ取引の場合にあっては顧客分別金信託の受託者、有価証券関連店頭デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等の場合にあっては保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項第1号又は第2号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。

(8) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項

金商業等府令第114条第1項第4号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めにに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

(9) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項

店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下（9）において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。

一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。

こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。

① 不招請勧誘への該当性

イ. 金商法第38条第4号に規定する「訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。

ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。

ハ. 広告等を見た顧客が、店頭デリバティブ取引業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。

② 顧客からの招請状況等の把握

イ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客からの招請状況及び過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されてい



るか。

ロ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の顧客情報の管理について、具体的な取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めているか。

ハ. 内部管理部門においては、顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の把握及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。

(10) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に係る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関しては、顧客にとってリスク等が分かりにくい等の問題により、特に個人顧客との間でトラブルが増加している。こうしたことを踏まえると、個人顧客に対してこれらの仕組債・投資信託の勧誘を行う金融商品取引業者においては、投資者保護の充実に資する観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。

① 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、投資者へ販売する商品としての適合性（合理的根拠適合性）の事前検証を行っているか。

② 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。

(11) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-3 取引一任契約等

(1) 関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されているか。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっているか。

(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の対価の額又は約定数値（あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。）以上又は以下。
- ② 特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 店頭デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該店頭デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。

(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項

- ① 顧客との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ② カバー取引を顧客との取引ごとにその都度行うのではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ③ 顧客からの指値注文又はロスカット注文について、情報ベンダー等が示す相場の気

配等から判断して注文を約定させその後カバー取引を行う場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。

- ④ システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、基本的にはⅢ-2-8における態勢整備の留意点をもって対応することとするが、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間でシステム障害により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ⑤ カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発生時の対応が迅速かつ適切になされるような態勢が整備されているか。

## (2) 相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項

相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。

## (3) 自己勘定取引に係る留意事項

顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場合には、以下の点に留意する必要がある。

- ① 自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリミット（日次・月次）、オーバーナイトポジションのリミット等について社内規程を整備しているか。
- ② 自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避するためのソフトリミット・ハードリミットを設けているか。
- ③ 担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィスにおいて常時モニタリングする態勢となっているか。

## (4) ロスカット取引に係る留意事項

- ① 顧客の損失が、顧客が預託する証拠金を上回ることがないように、価格変動リスクや流動性リスク等を勘案してロスカット取引を実行する水準を定めているか。
- ② ロスカット取引に関する取決めを明確に定めた社内規程等を策定し、顧客との契約に反映しているか。
- ③ 取引時間中の各時点における顧客のポジションを適切に把握し、上記①の水準に抵触した場合には、例外なくロスカット取引を実行しているか。
- ④ ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会等に報告しているか。

## (5) 低スプレッド取引に係る留意事項

低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、相当程度の取引量を確保・維持しなければ、財務状況が悪化するおそれがある。一方、経営の安定を確保するに足る取引量について、適切に管理できる態勢を整備する必要がある。

こうしたことから、例えば以下のような点を含め、十分なリスク管理態勢を構築して

いるか。

- ① 全社的なリスク管理態勢の整備（例えば、リスク管理基本方針の策定等）を行う際に、低スプレッド取引に伴うリスクを十分認識し、適切に反映しているか。
- ② 低スプレッド取引の提供を開始する際には、その収益構造及び取引量に照らして十分な収益性を確保できるかを検討した上で、スプレッド又は手数料を決定しているか。また、当該決定について、自社の収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っているか。こうした手続きについて、社内規程等において明確化しているか。
- ③ 低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握し、適時適切に取締役会等に報告する態勢を整備しているか。
- ④ 低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、その想定する収益構造を実現するため、システムその他の必要な態勢を十分に整備しているか。また、実際の収益状況を随時検証し、当該態勢を適切に見直しているか。

#### （6）監督手法・対応

- ① 通貨関連店頭デリバティブ取引業者のリスク管理態勢の適切性を確認するため、ヒアリング等を通じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者の提供する商品や取引の内容（スプレッド及び手数料等）を把握するものとする。
- ② 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された通貨関連店頭デリバティブ取引業者のリスク管理態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-3-5 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-4の各規定に準ずるものとする。

#### IV-3-4 協会等未加入業者に関する監督上の留意点

##### （1）主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、IV-3-4において「協会等未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会又は金融商品取引所の定款その他の規則（以下「協会等規則」という。）を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。

- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

（２）監督手法・対応

- ① 協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。
- ② 協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。
- ③ 協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

#### IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）

##### IV-4-1 登録

###### （1）商号

申請に係る商号が金商法第29条の4第1項第6号ロに抵触しないか確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会するものとする。

###### （2）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。
  - イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
  - ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
  - ハ. 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。
  - ニ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。（特に元引受け業務を行う際には当該業務を公正かつ的確に遂行することができる態勢・人員を確保すること。）
  - ホ. 営業部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。
  - ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
    - a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
    - b. ディスクロージャー
    - c. 顧客資産の分別管理
    - d. リスク管理
    - e. 電算システム管理
    - f. 売買管理、顧客管理
    - g. 広告審査
    - h. 顧客情報管理

i. 苦情・トラブル処理

j. 内部監査

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。

ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

（注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

（3）業務の内容及び方法を記載した書類

個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。

（4）金融商品取引業者登録簿の認可事項欄

金融商品取引業者登録簿の認可事項欄には、金商法第30条第1項の認可を行った旨を記載する。また、本庁は、本庁監理金融商品取引業者に対して認可を行った場合は、1ヵ月分を取りまとめて翌月15日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して通知するものとする。

（5）金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

① 協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登

録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。

- ② 協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。
  - ③ 協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
  - ④ 協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
- 当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

#### (6) 新規登録申請に係る留意事項

新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。

なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。

- ① 純財産額（金商法第29条の4第1項第5号ロに規定する純財産額をいう。）を算出した書面の疎明資料
- ② 金商法第29条の4第1項第6号イに規定する比率を算出した書面の疎明資料
- ③ 直近月の純財産額及び自己資本規制比率を算出した書面の疎明資料
- ④ 通貨関連デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。）を業務として行おうとする業者については、金銭の区分管理を行うため信託会社又は信託業務を営む金融機関に開設した信託口座に係る信託契約書の写し又はそれに準ずる書面

### IV-4-2 承認及び届出等

#### IV-4-2-1 認可

私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。

- ① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。
  - イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。

（注）たとえば、2の顧客の同数量の売り注文及び買い注文を、売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に同時に取り次ぐシステムは、基本的に、私



設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。一方、顧客注文を売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に取り次ぐシステムであっても、システム内で注文の集約または相殺等を行うような場合は、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する可能性がある。

ロ．顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する場合がある。

ハ．株価や金融情報を提供している金融商品取引業者や情報ベンダーについても、複数の金融商品取引業者等が提示している気配に一覧性があり（気配の競合）、専用情報端末の配布や注文・交渉のためのリンク等の設定をはじめとする取引条件に係る合意手段が提供されている場合には、金融商品取引業（媒介）に該当し、かつP T S業務の認可を併せて要することに留意する。

② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

イ．内部管理

当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。

- a．当該業務を管理する責任者が有価証券関連業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。
- b．当該業務において顧客の本人確認を行う方法が確立していること。
- c．当該業務において信用取引を取り扱わず、また、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。
- d．当該業務において特定投資家向け有価証券を取扱う場合は、金商法第40条の4において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第17条第5号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。
- e．当該業務に関し、金商法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備されていること。

ロ．顧客への説明義務等

当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されているか。

- a．売買価格の決定方法
- b．注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール
- c．決済不履行の場合の取扱い
- d．提示された価格による約定可能性

#### ハ. システムの容量等の安全性・確実性の確保

当該業務に係るシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されているか。

- a. 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保すること。
- b. 上記見込みに基づいて、十分なテストを実施すること。
- c. システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその態勢が確立されていること。
- d. システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）及びその体制が確立されていること。
- e. システムが二重化（バックアップ）されていること。
- f. 上記事項について、第三者（外部機関）の評価を受け、システムの容量等の安全性・確実性が確認されていること。

#### ニ. 取引情報の機密保持のための予防措置

当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられているか。

- a. 当該業務部門とその他の部門で、業務に従事する者を明確に区別すること。
- b. 当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されていること。
- c. 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること。
- d. 上記方策について、社内規則が整備されていること。

#### ③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

#### イ. 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（金融商品取引業協会等に関する内閣府令第14条各号に規定する有価証券をいう。）を対象とする場合に限る。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

#### ロ. 取引量に係る数量基準

取引量に係る数量基準には私設取引システムの取引量の数値を用いる。ただし、当該私設取引システムが属する私設取引システムネットワーク（私設取引システム及び当該私設取引システムにおける注文を電子情報処理組織を使用して他の私設取引システムにおける注文との間で約定させることができる場合の当該他の私設取引システムで構成されるネットワークをいう。）における取引量をもって算定した数値についても、数量基準に抵触しないよう留意する必要がある。

- a. 競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システム業務において株券又は新株予約権付社債券（金融商品取引所に上場されているもの又は金商法第67条

の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。)を対象とする場合

「1 過去6ヵ月において、株券及び新株予約権付社債券(金融商品取引所に上場されているもの及び金商法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。)の一日平均売買代金のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う態勢(組織及び人員)を拡充・整備すること。

ロ 決済履行の確実性を確保するため、金融商品取引所における違約損失準備金制度と同様の制度を整備すること。

ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを定期的に行うこと。

2 過去6ヵ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合には、金融商品市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」

b. その他の場合

「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」

ハ. 取引量に係る報告

a. 競売買の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、

「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」

(注) 金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「ロ. 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めるとする。

b. 競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、

「金融商品取引業者は、上記ロ a 1 及び 2 に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」

ニ. 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

④ 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。

イ. 認可条件が充足されているかどうかについては、取引高等について報告書等により確認すること。

ロ. 認可の際に審査した諸方策についての履行状況について、必要に応じ、報告徴求

等により確認すること。

ハ. 認可後、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法を始めとする業務の方法等を変更しようとする場合には、速やかに変更認可申請を行うよう求めること。

#### IV-4-2-2 承認

金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。
- (2) 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。
- (3) 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。
- (4) 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されているか。
- (5) 当該業務に係る社内規則が整備されているか。
- (6) 申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率が140%以上となっているか。

#### IV-4-2-3 届出

金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。

② 仕入れ

仕入先との契約に当たっては、①自社が原則として在庫を所有しないこと、②仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛り込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。なお、金地金の売付け及び買戻しに関する契約で、当該契約に定められた金額により当該金地金を買戻す旨の定めがあるもの（以下「延べ取引」という。）においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。

### ③ 対顧客業務

#### イ. 販売方法

販売方法について、以下の点が遵守されているか。

- a. 現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。
- b. 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。

#### ロ. 勧誘

金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘に際しては、以下の点が遵守されているか。

- a. 金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。
- b. 投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。
- c. 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。
- d. 短期間に頻繁に売買（有価証券と金との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。
- e. 顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。

#### ハ. 顧客への証書等の交付

顧客への証書等の交付に際しては、以下の点が遵守されているか。

##### a. 保護預り証等の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証（保護預り取引の場合に限る。）、受渡計算書、買取請求書（現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類）等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。

ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、あらかじめ契約で定められた方法により一定期間ごとに一定額の金地金を顧客に売りつけるもの（以下「金地金累積投資」という。）については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。

##### b. 金地金取引約款の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取引に係る事故

防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に係る事項等を明示した金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付すること。

## 二. 価格の決定等

価格の決定等には、以下の点が遵守されているか。

- a. 売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。
- b. 毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭で明示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。

### ④ 保管

保管について、以下の点が遵守されているか。

- イ. 保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証については、その譲渡・質入れは行わないこと。
- ロ. 現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務に見合う現物の手当てを行い、保管すること。
- ハ. 保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。

### ⑤ 買取り

自社が販売した金地金（保護預り証による場合を含む。）については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買取りすることとしているか。

### ⑥ 代理業務等

金地金の売買取引の委託に係る代理業務若しくは媒介業務（以下「代理業務等」という。）は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ることとしているか。

#### イ. 延べ取引の委託の代理業務等

- a. 延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者又は金卸売業者（以下「募集金融商品取引業者等」という。）に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
- b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
  - i) 延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
  - ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。

ロ. 金地金累積投資の委託の代理業務等

- a. 金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
- b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
  - i) 金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
  - ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。

(2) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

(3) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

② 業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。
- ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。
- ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。
- ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項

金商法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。

(1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 金融債その他特別の法律により法人の発行する債券
- ④ 電気事業会社の発行する社債券等定期的に相当額の発行が行われると認められる社債券
- ⑤ 投資信託受益証券（上場投資信託受益証券を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
  - イ. 単位型投資信託
  - ロ. 追加型投資信託（公社債投資信託を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
  - ハ. 公社債投資信託
- ⑥ 外国投資信託受益証券
- ⑦ 投資法人の投資証券（上場投資証券を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑧ 外国投資証券
- ⑨ 株券（ただし、金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(10)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑩ 上場投資信託受益証券（(11)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑪ 上場投資証券（(12)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）

(2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法

- ① 買い付ける有価証券は、新規発行分に限るものとし（株券、上場投資信託受益証券及び上場投資証券についてはこの限りでない。）、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買い付けることができるものとする。
- ② 顧客からの払込金又は顧客が寄託している有価証券（以下「寄託有価証券」という。）の果実若しくは償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者の預り金（以下「払込金等」という。）が顧客の買い付ける有価証券の買付価額（又はその整数倍）に達したときは、金融商品取引業者は、遅滞なく当該有価証券の買付けを行うこと。ただし、顧客はいつでも金融商品取引業者に指示し、有価証券の買付けを中止することができるものとする。
- ③ 有価証券の買付価額は次によるものとする。
  - イ. 国債証券、地方債証券、金融債その他特別の法律により法人の発行する債券及び社債券については、公募又は売出価額。ただし、上記①のただし書に規定する場合においては、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価その他の適正な価額
  - ロ. 次に掲げる投資信託受益証券については、次に定める価額
    - a. 単位型投資信託 募集価額
    - b. 追加型投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収す



る追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)

c. 追加型公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額

ハ. 外国投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額

ニ. 投資証券又は外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額

ホ. 株券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

ヘ. 上場投資信託受益証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

ト. 上場投資証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

(3) 累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法

① 顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、下記(8)から(12)までにおいては、別によるものとする。

② 顧客からの払込金等は、累積投資預り金として区分経理するものとし、当該預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

(4) 累積投資業務における有価証券の所有権の移転及び引渡しの時期

共同買付けの場合には、買付有価証券の回記号及び番号が当該顧客について確定したときに共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転するものであること。また、当該有価証券の果実又は元本に対する顧客の請求権は、当該買付の日から発生すること。

(5) 累積投資業務における有価証券の保管方法

① 累積投資業務において買付けた有価証券の保管は次により行うこと。

イ. 累積投資業務に基づく有価証券の寄託残高、新たな寄託高及び償還高は他の有価証券と分別して管理すること。

この場合、金融商品取引業者と顧客が共有している有価証券は、更に分別すること。

ロ. 当該有価証券を自ら管理することに代えて、金融商品取引業者名義をもって証券金融会社、銀行又は信託会社に再寄託することができること。

なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再寄託に当たり、大券をもってすることができること。

ハ. 顧客からの申出により寄託有価証券を返還する場合には、当該有価証券を市場価格（所定の手数料を含む。）で売却した代金の返還をもって有価証券の返還に代えることができる旨を契約において定めることができること。

- ② 累積投資契約によらないで買付けた有価証券について、顧客から申出があった場合には、これを累積投資契約に基づく有価証券として保管することができること。ただし、当該有価証券は、当該累積投資契約によって買い付ける有価証券と同一種類のものに限ること。

(6) 累積投資業務における契約の解約

- ① 顧客の申出があったときに解約されること。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができること。
- ② 顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約及び下記(7)に規定する契約についてはこの限りでないこと。
- ③ 金融商品取引業者が累積投資業務を行うことができなくなったときに解約されること。
- ④ 上記のほか、金融商品取引業者は、顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き3月を超えて行わなかったときは、解約することができること。ただし、上記②ただし書に規定する契約があるもの(以下イからニまでの条件を全て満たす場合を除く。)についてはこの限りでないこと。
  - イ. 顧客に対する報告書等が転居先不明等により返戻されていること。
  - ロ. 当該顧客の所在について確認の努力をしたにもかかわらず、なお不明であること。
  - ハ. 上記イの報告書等の返戻後1年間を超えて買付代金の払込み又は売却がないこと。
  - ニ. 残高が少額(1万円未満)であること。

- (7) 金融商品取引業者は、顧客から申出があった場合には、寄託有価証券の一部及び当該有価証券の果実又は償還金の全部又は一部を定期的に返還する契約をすることができるものとする。

(8) 国債の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

- ① 金融商品取引業者が、国債について、他の顧客と共同して買い付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該国債の買付けを行う旨の契約をすること。この場合において、上記(3)①にかかわらず顧客からの第2回目以降の払込金については、払込最低金額に満たない金額を受け入れることができるものとし、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、国債の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、金融商品取引業者は、遅滞なく、当該国債の買付けを行うものとする。
- ② 上記①の場合、顧客からの払込金等の合算額について国債の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより、顧客と共同して買い付けること。

- ③ 共同して買付けた顧客（上記②の場合においては、金融商品取引業者を含む。）がその持分に応じて持分権を取得（共有）すること。
- ④ 金融商品取引業者は、顧客の共有持分及び共有持分に係る国債の果実又は償還金の受入れ並びに払込金等を管理するため、顧客ごとに口座を設けて処理すること。

(9) 勤労者財産形成促進法（以下「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

- ① 有価証券の買付けの方法のうち、上記（１）⑤ロに掲げる有価証券の買付価額については、上記（２）③ロb)にかかわらず次によること。

イ. 財形法第６条第１項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）

ロ. 財形法第６条第２項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第４項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額

- ② 金銭の払込み及び預り金の管理については、上記（３）①及び②にかかわらず次によること。

イ. 顧客が有価証券の買付代金に充てるため払い込む金額は、1,000円以上（ただし、下記ロb)からe)までに掲げる払込みの場合は1円以上）とする。

ロ. 金銭の払込みは、事業主が金融商品取引業者との間にあらかじめ締結した契約に基づき、以下の方法により行うこと。

- a. 当該顧客に支払う賃金等から控除して行う払込み
- b. 事業主が財形貯蓄を奨励する目的をもって当該顧客口座に対して行う払込み
- c. 当該顧客の財産形成給付金又は財産形成基金給付金から行われる払込み
- d. 当該顧客の転職等により転職前の事業所の財形貯蓄取扱機関から行われる払込み
- e. 事業主が財形法第６条第１項に定める返還貯蓄金を当該顧客口座に対して行う払込み

ハ. 顧客からの払込金等は、財形貯蓄預り金として区分経理すること。

ニ. 顧客からの払込金等については、普通預金利子相当額を付して、これを当該顧客の有価証券の買付代金に充てるものとする。ただし、寄託有価証券の果実又は償還金の受入れに基づいて生じた預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

- ③ 財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が1万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき1万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、上記（８）②から④までの規定は、社債の買付けについても適用する。

- ④ 財形貯蓄業務に基づく有価証券の寄託残高及び償還高は、他の累積投資業務に基づ

く有価証券と分別して管理すること。

なお、当該有価証券を自ら保管することに代えて、金融商品取引業者名義をもって、証券金融会社、銀行又は信託銀行に再寄託できるものとする。

⑤ 解約については上記（６）にかかわらず、次によること。

イ. 財形貯蓄に関する契約は次の場合に解約されるものとする。

a. 顧客の申出があったとき。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができる。

b. 顧客が財形法に規定する財形貯蓄の要件を満たさなくなったとき。

c. 金融商品取引業者が「財形貯蓄」業務を行うことができなくなったとき。

ロ. 上記 a のほか、顧客が最初の払込みの後、勤労者財産形成貯蓄契約にあっては3年、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあっては5年を経過し、引き続き1年を超えて有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを行わなかったときは、当該契約を解約することができるものとする。

ただし、顧客が当該契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者等に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付けの日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約についてはこの限りでない。

⑥ 顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。

(10) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

① 株券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該株券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。

② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、株券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該株券の買付けを行うこと。

③ 上記②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について株券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。

④ 買付けられた株券は、顧客（上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた株券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等、会社法第124条第1項の規定に基づく基準日までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

- ⑤ 顧客が共有している株券に係る配当金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
  - ⑥ 顧客が共有している株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理すること。
- (11) 上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 上場投資信託受益証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資信託受益証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、1回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付等を執行すること。
  - ② 顧客一回当たりの払込金額の最低額は、1万円とすること。
  - ③ 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資信託受益証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資信託受益証券の買付けを行うこと。
  - ④ 上記③の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資信託受益証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付金額と当該金額との差額を払い込むことにより買い付けること。
  - ⑤ 買付けられた上場投資信託受益証券は、顧客（上記④の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資信託受益証券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して所有権を有し、払込金額（上記④の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有すること。当該顧客が共同して買付けた上場投資信託受益証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有部分が単位口数に達した時点で単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
  - ⑥ 顧客が共同して所有権を有する上場投資信託受益証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
  - ⑦ 顧客が共同して所有する上場投資信託受益証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。
- (12) 上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 上場投資証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け

等を執行すること。

- ② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資証券の買付けを行うこと。
- ③ 上記②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。
- ④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客（上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投信法第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
- ⑤ 金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
- ⑥ 金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。

#### IV-4-3 外務員登録

##### （1）登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、金商法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明
- ② 金融商品取引等の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 金商法第64条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を行う者

##### （2）届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、金商法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。

#### IV-4-4 金融商品取引責任準備金

金商法第46条の5に規定する金融商品取引責任準備金は、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができることに留意するものとする。

- ① 金融商品取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。
- ② 取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。

#### IV-5 指定親会社グループについて

大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。そのため、金融商品取引業者が大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行っている場合に、当該金融商品取引業者がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻に至ることで、金融商品取引業者の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が懸念されるおそれがある。

こうしたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う金融商品取引業者について、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者のうち、グループ一体で金融業務を行っていると認められるものについては、親会社を含むグループ全体に係る連結規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象とすることとされたところである。

この川上連結の対象となる指定親会社グループについては、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえつつ、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。

なお、「指定親会社グループ」とは、指定親会社及びその子法人等で構成されるグループをいう。

##### IV-5-1 経営管理

指定親会社グループの経営管理については、以下の点にも留意するものとする。

- ① 指定親会社の取締役は、海外拠点を含むグループ各社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。
- ② 指定親会社は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画を明確に定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、海外拠点を含めて計画の達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ、その設置の意義やグループ内での位置づけを含め、見直しを行っているか。
- ③ 指定親会社は、指定親会社グループを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、

それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。特に、海外拠点の適切な運営を確保するための態勢として、経営管理会社による直接的な管理と海外拠点の経営陣への必要な権限の付与とを適切に組み合わせるとともに、かつ、責任分掌の明確化を図っているか。

- ④ 指定親会社は、海外拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、グループ全体または海外拠点の内部監査部門において適切に内部監査を実施する態勢を整備しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。
- ⑤ 指定親会社は、海外拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、海外拠点における十分な内部管理態勢の整備を図っているか。
- ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容を把握し、各拠点の抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行っているか。

#### IV-5-2 業務の適切性

指定親会社グループの業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ全体として各国の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、海外拠点の規模や業務の特性にも応じて、たとえば必要な人的構成の確保（現地の関連法令諸規則に精通した役職員の配置等）や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。指定親会社は、継続的に、海外拠点等において十分な態勢が確保されているかを検証しているか。
- ② 指定親会社は、海外拠点等の役職員による現地の関係法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢が確保されているかを検証しているか。
- ③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、指定親会社と海外拠点等の役割分担も明確にしつつ、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。
- ④ 海外拠点における問題を把握した場合には、指定親会社と海外拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。

#### IV-5-3 自己資本の充実

指定親会社グループの自己資本の充実に関しては、以下の点にも留意するものとする。

(注) 指定親会社グループに該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められているものが、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②に基づいて合算自己資本及び所要自己資本を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額の



うち市場リスク相当額を算出できるものとする。

#### IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性（質）

最終指定親会社が、市場等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。このため、最終指定親会社は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

##### IV-5-3-1-1 取締役及び取締役会

- (1) 取締役は、最終指定親会社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。
- (2) 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。
- (3) 取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。
- (4) 取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に参与しているか。

(注) 委員会設置会社である最終指定親会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

##### IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価

- (1) 最終指定親会社がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。
  - ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き
  - ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス
  - ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本の目標を設定するためのプロセス

- ④ 最終指定親会社のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス

(2) 最終指定親会社は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、自己資本の質について分析を行っているか。特に、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（以下「最終指定親会社告示」という。）第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。

- ① 自己資本の中で基本的項目（Tier I）が中心の資本構成となっているか。
- ② 基本的項目（Tier I）の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。  
例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（資本金及び資本剰余金のうち普通株式（普通株式転換権付優先株式を含む。）以外の株式に相当する金額を除く。）が基本的項目（Tier I）の主要な部分を占めているか。
- ③ 連結自己資本規制比率において算入上限の対象となる資本（海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目）に過度に依存することにより連結自己資本規制比率が低下するリスクが大きくなっていないか。
- ④ 資本調達を行った最終指定親会社が、劣後特約付借入金等の貸し手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。

### (3) 繰延税金資産

自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きいことは最終指定親会社の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。

- ① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
- ② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時その他の適切な時期に下記イ.～ヘ.の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。
  - イ. 繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。））及び将来の課税所得の見積り期間（X年間）。
  - ロ. 過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。
  - ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額（X年間の合計値）。
  - ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額（X年間の合計値）。
  - ホ. 調整前課税所得の見積り額（X年間の合計値）。

- へ．繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。
- a．繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。
  - b．繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。
- (注) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日、日本公認会計士協会)

#### IV-5-3-1-3 資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認

自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」(平成10年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-1-3を参照するものとする。

また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、IV-2-1(1)を参照するものとする。

#### IV-5-3-1-4 連結自己資本規制比率の正確性(意図的保有・比例連結)

- (1) 金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示第8条において、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合(以下「意図的な保有」という。)を規定している。

この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2を参照するものとする。

- (2) 連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2(4)を参照するものとする。

#### IV-5-3-2 最終指定親会社における自己資本の十分性(量)

連結自己資本規制比率のリスクアセットの計算については、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

#### IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法

(1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。

(2) 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。  
ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。

なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

(3) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合(注)にはリスクアセットの削減効果を認める。

なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

(注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする(ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。)

(4) 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。

#### IV-5-3-2-2 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等

最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第11条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引(注)を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点につい

て確認するものとする。

(1) マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化しているか。

(2) 当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。

（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。

#### IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示

(1) バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。

(2) 一方で、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項については、これらの情報の詳細な開示が行われることで市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨が却って妨げられる可能性も否定できない。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものとする。

(3) 財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで最終指定親会社の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、開示を行わなかった項目及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(4) 開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。

#### IV-5-3-4 早期是正措置

##### IV-5-3-4-1 意義

財務の健全性を確保するためには、最終指定親会社が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、最終指定親会社の取組みを補完する役割として、連結自己資本規制比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の早期是正を促していく必要がある。

##### IV-5-3-4-2 監督手法・対応

「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（以下、「区分告示」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

###### （１）命令発動の前提となる連結自己資本規制比率

区分告示第１条及び第３条の表の区分に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。

- ① 法第57条の17第２項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率

###### （２）区分告示第１条の表の区分に基づく命令

###### ① 第１区分の命令、第２区分の命令及び第３区分の命令の相違

第１区分の「経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として連結自己資本規制比率８％以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。

第２区分の「次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、連結自己資本規制比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。

## ② 改善までの期間

連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信託を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に連結自己資本規制比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分等を定める命令第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、下記（3）の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

## （3）区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準

区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

- ・ 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

（注）増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

## （4）命令区分の根拠となる連結自己資本規制比率

区分告示第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる連結自己資本規制比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

## （5）計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後連結自己資本規制比率が2%以上8%未満の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後連結自己資本規制比率が4%以上8%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

(6) 区分告示第2条第2項に掲げる資産の評価基準

① 第1号「有価証券」

区分告示第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から算出日の時価情報として入手した評価額又は最終指定親会社の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- イ. 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。
- ロ. 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

② 第2号「有形固定資産」

イ. 土地

鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの。）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

ロ. 建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

③ 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」



金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分告示第2条第2項第1号及び上記①に準ずるものとする。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

（注）指定国際会計基準又は米国会計基準を採用している最終指定親会社にあつては、当該採用する会計基準によって資産を評価するものとする。

#### （7）その他

- ① 区分告示第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- ② 連結自己資本規制比率が4%未満の最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。
- ③ 早期是正措置は、連結自己資本規制比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。

#### （8）区分告示第3条の表の区分に基づく命令

区分告示第3条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。

### IV-5-3-5 早期警戒制度

#### （1）基本的考え方

最終指定親会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第57条の21第3項に基づき、連結自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない最終指定親会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。このため、当局においては、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。

#### （2）ヒアリング

- ① 半年毎の決算ヒアリングや総合的なヒアリング等により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- ② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、最終指定親会社の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。

- ③ 最終指定親会社の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。

### (3) 早期警戒制度

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。

## IV-5-4 リスク管理態勢

指定親会社グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みを整備している場合、当該枠組みにおいて海外拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、海外拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。
- ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、海外拠点が担う役割や海外拠点に適用される管理枠組みは、海外拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。
- ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、海外拠点等としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢を構築しているか。（継続的に赤字を計上するような体質の弱い海外拠点等はないか。）
- ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、指定親会社と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。
- ⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-5、Ⅲ-2-3-3を参照。

### IV-5-4-1 統合リスク管理態勢

最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、

連結自己資本規制比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１及びⅢ－２－３を参照。

#### IV－５－４－２ 流動性リスク管理態勢

指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第３条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。

- ① 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。
- ② 海外拠点を含むグループ全体について、流動性の状況を的確に把握し、リスク管理部門と連携して適切に管理する態勢を整備しているか。たとえば、ストレス時に流動性が影響を受ける度合いを勘案し、資金調達コスト等を定量化した上で、予算プロセス、業績測定及び新商品の承認等に活用する態勢となっているか。
- ③ 海外拠点を含むグループ全体の資産の状況（資産の構成・特徴・分散の状況を踏まえ必要な安定資金の調達額）、現時点の資金調達の状況（調達源の構成・特徴・分散の状況）及び追加的な資金調達能力（保有資産に対する担保の状況や中央銀行等に担保として受け入れられる可能性を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢となっているか。
- ④ 資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、拠点毎の日中の流動性の状況及びリスクを適切に把握できる態勢となっているか。
- ⑤ 指定親会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。
- ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。
- ⑦ 指定親会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。

(注１) 指定親会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。

(注２) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ

#### IV－5－5 報酬体系

##### IV－5－5－1 報酬体系に係る留意点等

指定親会社グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。

国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、指定親会社グループにおいては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。

なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。

- （注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月）  
・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）

##### （1）報酬委員会等の役割

- ① グループの役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる機関その他の組織（以下「報酬委員会等」という。）を含めた適切な態勢を整備しているか。また、報酬委員会等は、その監視・牽制機能を営業部門等（担当役員を含む。）から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。
- ② 報酬委員会等は、報酬額全体の水準が、グループ全体の財務の健全性の現状及び将来見通しと整合的であり、将来の自己資本の充分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。
- ③ 報酬委員会等は、報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関して、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。
- ④ 報酬委員会等は、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映したりするといった問題が生じていないか等を確認しているか。

## (2) 報酬体系とリスク管理等との整合性

- ① リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。
- ② 役職員(職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下IV-5-5において同じ。)の報酬額に占める業績連動部分の割合は、役職員の職責や実際の業務内容のほか、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。
- ③ 役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況(必要な自己資本や流動性の確保の見込み)を踏まえた設計となっているか。
- ④ 役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当程度縮小する設計となっているか。
- ⑤ 役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法(例えば、株式での支払いやストックオプションの付与)や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法(例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取戻し)を採用しているか。
- ⑥ リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系(複数年にわたる賞与支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等)については、適切な改善策を検討・実施しているか。
- ⑦ リスク管理と統合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為(表面的にリスクを減少させるような取引等)を行うおそれについて、適切に監視・牽制する態勢を整備しているか。

### IV-5-5-2 報酬体系の開示

#### (1) 一般的な留意事項

報酬体系の開示は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の26第5号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」(以下「報酬告示」という。)に定められた事項について、市場や投資者等による外部評価の規律づけを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。

ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位等を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、

又は、金融機関の守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に留めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。

なお、開示に当たっては、グループの規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況、国際的な雇用・報酬慣行の導入状況及び国際的なベストプラクティス等を勘案し、適切な情報開示のあり方を検討する必要がある。報酬告示に定められた事項について、画一的な情報開示が求められるものではない点に十分留意するものとする。

(参考) バーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」(2011年7月)

## (2) 個別の記載項目に関する留意事項

① 開示の対象となる報酬告示第1号に規定する「対象役員」及び「対象従業者等」(以下この(2)において「対象役職員」という。)について、例えば、以下の点に留意して適切な記載がなされているか。

### イ. 「対象役員」の範囲について

- a. 「対象役員」から社外取締役又は社外監査役を除く場合は適切な注釈を加えているか。
- b. 直近の事業年度中に退任した者が含まれているか。

### ロ. 「対象従業者等」の範囲について

#### a. 「主要な連結子会社等」の範囲について

「主要な連結子会社等」の範囲について、最終指定親会社が報酬体系の開示の趣旨を損なわず、投資者等の合理的な判断を妨げないよう、グループの財政状態又は経営成績に与える影響の重要性を勘案し、選定しているか。また、「主要な連結子会社等」の選定過程及び選定された「主要な連結子会社等」の範囲に関する説明が適切に記載されているか。例えば、「指定親会社グループの連結総資産に対する子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、主要な連結子会社等に該当しないものとする。」などの具体的な基準を用いた記載が考えられる。ただし、子会社等の規模等が僅少であっても、経営上重要な子会社等は主要な連結子会社等に含めて記載しているかに留意するものとする。

#### b. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲について

- i) 「高額の報酬等を受ける者」の選定に当たっては、対象役員が受ける報酬等の平均額を基礎とし、必要に応じ、過去の実績の変動等を勘案し、実態に即した適切かつ合理的な基準を設けて選定しているか。また、当該基準の設定根拠及びその合理性について適切に記載されているか。例えば、業績不振等により、対象役員が受ける報酬等が減少している場合、過去の実績の変動等を勘案し、調整の上、「高額の報酬等を受ける者」の基準を設定することが考えられるが、その際、当該基準の合理性について適切な注釈を加えているか。
- ii) 「報酬等」の範囲について、対象役員が従業者を兼務しており、従業者とし

て賃金を支給されている場合で、当該賃金のうち重要なものがあるときには、これを含める等、報酬、給与、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、職務の執行の対価又は労働の対償として受ける財産上の利益が含まれているか。

- c. 「最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲について

対象従業者等のリスクテイクの状況について把握した上で、グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者が適切に選定されているか。また、その選定方法について適切な説明を行っているか。

- ② 報酬告示第1号に規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. 報酬委員会等の整備・確保の状況（報酬委員会等の名称、構成員及び職務その他報酬委員会等がその監視・牽制機能を業務推進部門（担当役員を含む）から独立して発揮するための措置（報酬委員会等による監視・牽制の対象となる地域、業務部門又は対象役職員の範囲等））

ロ. 報酬委員会等が外部コンサルタントに報酬等に関する助言等の依頼・委託を行っている場合は、当該外部コンサルタントの名称及び当該依頼・委託の趣旨及び概要

ハ. 報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関し、報酬委員会等とリスク管理部門が連携している場合はその連携状況等

- ③ 報酬告示第2号に規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. 対象役職員の報酬等の決定に関する方針を定めている場合はその概要及び適用範囲（当該方針が適用される地域、業務部門又は対象役職員の範囲等）

ロ. 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数（例えば、対象役員、対象従業者等のそれぞれの内訳及び各区分についての説明）

ハ. 報酬体系の設計・運用に重要な変更が生じた場合はその概要

ニ. 報酬等の全体の水準が、指定親会社グループの財務の健全性の現状及び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認している場合はその説明

ホ. 報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、また、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないこと等を確認している場合はその説明

- ④ 報酬告示第3号に規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. リスク管理部門・コンプライアンス部門の対象役職員の報酬体系の設計・運用が、被管理・監視対象である他の業務部門から独立して行われている場合はその説明（特に、リスク管理部門・コンプライアンス部門の対象役職員の報酬に係る業績の測定

が、職責の重要性を適切に反映したものとなっており、また、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているかについての説明)

- ロ. 対象役職員の報酬等の決定において、リスクを勘案している場合には、勘案するリスクの種類、当該リスクの計測・評価手法及び勘案方法の概要（前事業年度から重要な変更が生じた場合はその概要を含む）
  - ハ. 対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合について
    - ア. 対象役職員の報酬等の額に占める業績連動部分の割合を決定する際、対象役職員の職責や実際の業務内容、グループの財務の健全性又はグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針を勘案している場合はその勘案方法の概要
    - イ. グループ、証券会社、業務部門又は当該対象役職員の業績を報酬等へ反映させる方法又は業績を測定する方法の概要
    - ウ. 業績に連動する報酬等の支払いを繰り延べている場合は、報酬等の額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（必要な自己資本や流動性の確保の見込み）を踏まえた設計となっていることの説明
    - エ. 当該業績連動部分を業績不振の場合に縮小させるための措置等の概要
    - オ. 報酬等の額の算定にリスク調整後利益を用いることなどにより、リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、対象役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（一時的にリスクを削減し、表面的にリスクを減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制するための態勢の概要
  - ニ. リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証や、業績やリスクの状況等に鑑み、不相応に高額な退職一時金等）を付与している場合は改善策・対応策の概要
  - ホ. 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬等の種類（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払の繰延べ・業績不振の場合の取戻し）を採用している場合はその概要
- ⑤ 報酬告示第4号に規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。
- イ. 報酬等の種類（基本報酬、株式、ストックオプション、賞与、退職慰労金、給与、賃金、給料等）及び支払方法（株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払の繰延べ・業績不振の場合の取戻し等）の概要並びに当該報酬等の種類及び当該支払方法を採用した趣旨・背景等
  - ロ. 対象役員及び対象従業者等について、それぞれ、報酬等の総額及び対象となる者の数、固定報酬及び変動報酬の総額及び対象となる者の数並びに報酬等の種類別及



び支払方法別の総額及び対象となる者の数

⑥ 報酬告示第5号に規定する「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、例えば、次に掲げる事項について該当がある場合には、その事項を適切に記載しているか。

イ. 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額（報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することが不可能である場合等は、記載することを要しない。）及び報酬委員会等の会議の開催回数

ロ. 報酬支払額の最低保証、採用契約時一時金、退職一時金その他これらに類似する報酬体系別の総額及び対象となる者の数

ハ. 支払いが繰り延べられている報酬等の残高並びに種類別及び支払方法別の総額、繰り延べられていた報酬等で直近の事業年度に支払われた額等

#### IV-5-6 監督手法・対応

(1) グループベースの経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題への対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握した海外拠点に関する課題等について、深度あるヒアリングを行うこととする。

(2) 指定親会社に対し、金商法第57条の23の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。

なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。

① 指定親会社グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）

② 指定親会社グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）

③ 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が8%を下回った旨の報告（8%を下回った場合、直ちに報告。）

④ 最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）

(3) 上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、指定親会社グループの業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第57条の23の規定に基づき報告を求める（(2)に掲げる項目を除く。）。

(4) 上記(2)、(3)の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合

には、金商法第57条の19の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

#### IV-6 特別金融商品取引業者グループについて

##### IV-6-1 基本的考え方

大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う金融商品取引業者グループについて、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者については、当該金融商品取引業者とその子法人等に係る連結規制・監督（いわゆる「川下連結」）の対象とすることとされたところである。

この川下連結の対象となる特別金融商品取引業者グループの財務の健全性等については、IV-2に準ずるものとする。

なお、「特別金融商品取引業者グループ」とは、特別金融商品取引業者及びその子法人等で構成されるグループをいう。

（注）特別金融商品取引業者グループに対して、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置を発動する場合に前提となる連結自己資本規制比率については、必要に応じ、IV-5-3-4-2（1）を参照。

##### IV-6-2 監督手法・対応

（1）グループベースの財務の健全性等について、必要に応じ、定期かつ継続的にヒアリングを行うこととする。

（2）特別金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。

なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。

- ・ 特別金融商品取引業者グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）

（3）上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、特別金融商品取引業者グループの業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第57条の10の規定に基づき報告を求める（（2）に掲げる項目を除く。）。

（4）上記（2）、（3）の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合

には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

#### IV-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について

外国持株会社等グループ（金融コングロマリット監督指針 I-1（4）に記載する「外国持株会社等グループ」をいう。以下 IV-7 において同じ。）においては、グループ本部等（グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下 IV-7 において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。

したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、IV-1 から IV-4 までの項目に沿って監督を行う際には、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえるとともに、特に以下の点にも留意することとする。

なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているものもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の金融商品取引法その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。

##### IV-7-1 経営管理

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の経営管理については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等が策定するグループ全体の経営方針・経営計画等において、日本拠点を設置する意義やそのグループ内での位置づけが明確にされているか。日本拠点の業務戦略・業務計画は、こうしたグループ全体の方針・計画と整合的であり、かつ、持続可能なものとなっているか。
- ② グループ本部等と日本拠点の経営陣との間で責任分掌の明確化が図られるとともに、グループ本部等から日本拠点の経営陣に付与された権限は日本拠点の適切な運営を確保するために必要なものとなっているか。また、日本拠点内においても、経営陣が適切な経営管理を行えるよう、権限及び責任が適切に配分されているか。
- ③ 日本拠点の内部監査部門は、日本拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、適

切に内部監査を実施する態勢となっているか。また、日本拠点の経営陣は、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。

- ④ 日本拠点の内部管理態勢は、グループ内での日本拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、十分なものとなっているか。
- ⑤ グループ本部等は、日本拠点の業務・財務内容を把握し、日本拠点の抱えるリスクの特性を十分に理解した上で、日本拠点のリスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行うこととなっているか。
- ⑥ 日本拠点の経営陣は、上記①～⑤に照らして不十分な点がないかを確認し、必要に応じ、グループ本部等と協議の上で適切に対応しているか。

#### IV-7-2 業務の適切性

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。

(注) 日本拠点として、第一種金融商品取引業者のほかに銀行等も設置されており、両社を兼職する役職員がある場合における業務の適切性等については、別途、IV-3-1-4を参照。

- ① 金商法その他の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、日本拠点として、たとえば必要な人的構成の確保や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。特に、グループ本部等が我が国の金商法その他の関連法令諸規則や取引慣行に精通していない可能性も踏まえ、それらに精通した役職員の配置等の対応を行っているか。
- ② 日本拠点の役職員による金商法その他の関連法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢を整備しているか。
- ③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、グループ本部等と日本拠点の役割分担も明確にしつつ、日本拠点が営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。
- ④ 日本拠点における問題を把握した場合には、グループ本部等と日本拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。

#### IV-7-3 自己資本の適切性・十分性

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の自己資本の適切性(質)・十分性(量)については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。
- ② グループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点の自己資本の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の自己資本の適切性・十分性も考慮しているか。
- ③ 自己資本の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープラン

の策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。

- ④ 日本拠点の自己資本の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等についても、適切に反映しているか。

#### IV-7-4 リスク管理態勢

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者のリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、日本拠点である第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みが整備されている場合、当該枠組みにおいて日本拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、日本拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。
- ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、日本拠点が担う役割や日本拠点に適用される管理枠組みは、日本拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。
- ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、日本拠点としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢となっているか。（日本拠点として、継続的に赤字を計上するような体質となっていないか。）
- ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体における日本拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて日本拠点が適切な役割を担っているか。また、グループ本部等と日本拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。
- ⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記④のほか、特に日本拠点において、当該取引の内容・リスク等を適切に把握し、適切に管理を行う態勢となっているか。

##### IV-7-4-1 流動性リスク管理態勢

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、流動性の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。
- ② 外国グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者は、グループ各社からのグループ内の日本拠点に対する流動性の供給状況を適切に把握するとともに、日本拠点の流動性の適切性・十分性が確保されるよう、必要な取組みを行っているか。
- ③ 特にグループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点

の流動性の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の流動性の適切性・十分性も考慮しているか。また、ストレス時におけるグループ全体の流動性への影響見込みも踏まえ、日本拠点として業務継続が可能な日数を想定した上で、コンティンジェンシープランの策定等の必要な対応を行っているか。

- ④ 流動性の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープランの策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。
- ⑤ 日本拠点の流動性の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等についても、適切に反映しているか。

#### IV-7-5 報酬体系

外国持株会社等グループの報酬体系の設計・運用については、一義的には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブが過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われるものである。

一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点である第一種金融商品取引業者の報酬体系の設計・運用の状況についても、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上の問題についてより深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。

(注) 当該モニタリングを行うに当たっての着眼点については、必要に応じ、上記IV-5-5を参照。

#### IV-7-6 監督手法・対応

- (1) 日本拠点である第一種金融商品業者の経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、当該日本拠点の業務等の特性も踏まえつつ、必要に応じ、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、グループ本部等と直接的に対話を行う機会をとらえ、グループ全体及び日本拠点における課題等に関する認識の共有に努める。さらに、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握したグループ全体の課題等について、日本拠点に関する対応状況について深度あるヒアリングを行うこととする。
- (2) 上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき報告を求め、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

## V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）

### V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う者に限る。Vにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

#### V-1-1 金融商品取引業者の役員

##### （1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからトまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

##### （2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

#### V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

##### （1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、

実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。

- ② 暴力団員（過去に暴力団員であった場合を含む。）でないこと。
- ③ 暴力団と密接な関係を有していないこと。
- ④ 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑥ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

## （２）監督手法・対応

上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。



## V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）

### V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性

#### V-2-1-1 勧誘・説明態勢

##### （1）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者（金商法第63条第1項第1号に掲げる行為を業として行っている場合にあっては、当該行為に係るものを除く。以下「自己募集業者」という。）、同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

- ① 金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時の書面に記載すべき事項
- ② 金商業等府令第108条第1項各号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

##### （2）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第123条第1項第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。

- ① 投資信託等の形態及び状況（名称、性格等）
- ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）
- ④ 償還乗換優遇制度に関する事項
- ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの

##### （3）投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適

切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。

- ① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客（特定投資家を除く。②において同じ。）に分かり易く説明しているか。
- ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。

#### （４）ファンドに関する説明義務に係る留意事項

金商法第2条第2項第5号及び第6号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。

そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。

特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携の下、適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。

#### （５）証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）

みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について金商法第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「信託受益権販売業者」という。）があるが、これらの者が取り扱う信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものについても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、以下のような点に留意するものとする。

なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能と

なるよう、分析を行っているか。

- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

#### (6) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### V-2-1-2 取引一任契約等

#### (1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されていること。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっていること。

#### (2) みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の価格（あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。）以上（売り注文の場合）又は以下（買い注文の場合）。
- ② 特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ みなし有価証券販売業者等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格につい

て当該みなし有価証券販売業者等が裁量で定めること（いわゆる「CD注文」）。

- ④ 一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。（いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。）

### （3）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## V-2-1-3 誤認防止措置

### （1）他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点について顧客に十分に説明しているかに留意して検証することとする。

- ① 当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関は、別法人であること。  
② 当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関が提供しているものではないこと。

### （2）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

### V-2-2-1 法令等遵守態勢

市場デリバティブ取引業者（金商法第28条第2項第3号に規定する行為を業として行う

者をいう。以下同じ。)が、デリバティブ取引市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいてはデリバティブ取引市場の信頼を確保する上で重要である。

こうした市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

なお、市場デリバティブ取引業者が、通貨関連市場デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第1号及び第3号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に関し顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該行為が有価証券等管理業務に該当するため、第一種金融商品取引業の登録が必要であることに留意する。市場デリバティブ取引業者が通貨関連市場デリバティブ取引等に関し顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の法令等遵守態勢に係る留意事項及び監督手法は、Ⅳ-3-3-1に準ずるものとする。

## V-2-2-2 勧誘・説明態勢

### (1) 広告等に係る留意事項

- ① 取次ぎ等が行えるデリバティブ取引市場又は海外のデリバティブ取引市場等について誤解させるような表示をしていないか。
- ② ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。
- ③ セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか(事実上強制した場合も含む)。この場合、金商法第38条第6号(いわゆる「再勧誘の禁止」)の規定に該当することに留意するものとする。

### (2) 説明書類に係る留意事項

「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法並びに内部監査体制について、記載することとする。

### (3) 市場デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項

市場デリバティブ取引業者が、市場デリバティブ取引を行うときの顧客に対する注意喚起に係る留意事項は、Ⅳ-3-3-2(3)に準ずるものとする。

### (4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第82条第4号ロに規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により

委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。

- ② 金商業等府令第82条第8号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。
- ③ 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低証拠金に関する事項を含むものとする。
- ④ 通貨に係る取引である場合、金商業等府令第93条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。

#### (5) 通貨関連市場デリバティブ取引等業者の説明責任に係る留意事項

通貨関連市場デリバティブ取引等業者が、顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2(4)⑥に準ずるものとする。また、通貨関連市場デリバティブ取引等業者が行うロスカット取引に関する説明事項に係る留意事項は、IV-3-3-2(4)⑦に準ずるものとする。

#### (6) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された市場デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### V-2-2-3 取引一任契約等

#### (1) 関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されていること。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっていること。

(2) 市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の対価の額又は約定数値（あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。）以上又は以下。
- ② 特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 市場デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該市場デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢

顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-4（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。

### V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性

みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。

このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。

- ① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。
- ② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。
- ③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。
- ④ 金商業等府令第16条の2各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。
- ⑤ 上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。
- ⑥ 上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。
- ⑦ 上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。

### V-2-4 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について

金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も最低資本金規制(個人にあつては、営業保証金規制)のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て(以下「破産等手続開始の申立て」という。)を行うおそれに留意が必要である。また、例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていくことが必要である。

こうした点を踏まえ、監督当局において金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ-3-2に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。

なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。

#### (1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応

- ① 対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況(みなし有価証券販売業者等にあつては取り扱っているファンドが現に行っている事業の状況を、信託受益権販売業者にあつては取り扱っている信託受益権の原資産の状況を含む。)をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。
- ② ヒアリングの結果、投資者保護上問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基



づく報告徴求命令を発出する。

- ③ 報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(2) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

- ① 金商法第 50 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ③ 上記②の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅴ-2-4において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

(4) 破産手続開始の決定がされた場合

- ① 金商法第 50 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。

(5) 営業所を確知できない場合

金商法第 52 条第 4 項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から 30 日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。

(6) その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合

- ① 任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

- ② 当該金融商品取引業者が上記①のヒアリングに応じない場合や、上記①のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

## V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）

### V-3-1 登録

#### （1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ニ. 営業部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。

ホ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

- a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
- b. ディスクロージャー
- c. リスク管理
- d. 電算システム管理
- e. 売買管理、顧客管理
- f. 広告審査
- g. 顧客情報管理
- h. 苦情・トラブル処理
- i. 内部監査

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。

ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

二. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

（注）個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。

### V-3-2 外務員登録

#### （1）登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者（市場デリバティブ取引業者に限る。V-3-2において同じ。）の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、金商法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明
- ② 金融商品取引等の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 金商法第64条第1項第3号に掲げる行為を行う者

#### （2）届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は金商法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。

### V-3-3 営業保証金の供託等に係る留意事項

（1）金融商品取引業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託をした後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式V-1による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を金融商品取引業者に返還する。

（2）金融商品取引業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託所に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、下記（5）に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を金融商品取引業者に返還する。

- (3) 金融商品取引業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請があった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式V-2による保証契約変更承認書又は別紙様式V-3による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。
- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式V-4により行う。
- (5) 供託書正本を受領した場合は、別紙様式V-5による保管証書を交付する。
- (6) 登録申請者等に対して、金商法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となることがある旨を周知する。

## VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

### VI-1 経営管理（投資運用業）

金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。VIにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

#### VI-1-1 金融商品取引業者の役員

##### （1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからトまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

##### （2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

#### VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

##### （1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、

実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。

- ② 暴力団員でないこと（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
- ③ 暴力団と密接な関係を有していないこと。
- ④ 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑥ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2 業務の適切性（投資運用業）

### VI-2-1 法令等遵守態勢

投資者の資産運用において重要な役割を担っている金融商品取引業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金商法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。また、金融商品市場における市場プレイヤーとしても健全かつ適切に業務を運営することが求められる。

こうした金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

### VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性

投資一任業者（投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

#### VI-2-2-1 業務執行態勢

##### （1）運用財産の運用・管理

投資一任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の運用方法が、具体的に定められているか。
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者（金商法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。）のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。



- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資一任契約及び運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか(運用状況の記録を保存しているかを含む。) どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

## (2) 取引の執行

投資一任業者は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資一任業者の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 平均単価による取引(約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。)

### イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

### ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

### ハ. 顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

- ② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資一任業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた態勢整備等が行われているか。

- ③ 運用財産相互間における取引

管理部門等が、金商業等府令第129条第1項第1号(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資一任業者が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量が与えられていないものに限る。)

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引(ただし、当該銘

- 柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引(ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-2-2 勧誘・説明態勢

### (1) 誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)
- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に

示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

(2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 投資一任業者が投資一任業に係る業務以外の業務を行う場合で、投資一任業に係る業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収するときは、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資一任に係る業務に対する報酬の額と当該業務以外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。
- ② 金商業等府令第96条第1項第1号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用（複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客ごとに個別に管理されるものをいう。以下同じ。）、合同運用（複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものいう。以下同じ。）、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。
  - イ. 同一運用する場合
    - a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項
    - b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項
  - ロ. 合同運用する場合
    - a. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項
    - b. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
    - c. 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
    - d. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項
- ③ 金商業等府令第96条第1項第3号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、金商法施行令第16条の12各号に掲げる者（以下「再委任先」という。）の商号、住所、代表者氏名及び再委任の範囲を含む。

(3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第107条第1項第6号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。
- ② 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。

- イ. 同一運用する場合
    - a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項
    - b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項
  - ロ. 合同運用する場合
    - a. 合同運用する資産の規模に関する事項
    - b. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項
    - c. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
    - d. 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
    - e. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項
- ③ 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。

#### （4）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### VI-2-2-3 弊害防止措置・忠実義務

#### （1）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資一任業者が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

#### （2）投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

### (3) 権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資一任業者がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

### (4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-2-4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資一任業者が代理・媒介業者（代理・媒介業（金商法第2条第8項第13号に規定する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令違反に係る防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

### VI-2-2-4-1 代理・媒介業者の選定等

#### (1) 代理・媒介業者の選定に係る留意事項

- ① 代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- ② 代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場

合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者（代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資一任契約を締結する投資一任業者をいう。VIにおいて同じ。）のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。

## （２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の選定に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-2-4-2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

### （１）代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

- ① 代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。）。
- ② それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。

### （２）代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項

- ① 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを実施しているか。
  - イ. 代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
  - ロ. 代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- ② 上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

(3) 代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

(4) 苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(5) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-5 その他留意事項

(1) 取引決済のための口座

- ① 投資一任業者は、自己の計算で行う取引について、金商法第42条の5ただし書の行為による取引の決済のための口座を利用してはならないことに留意する。
- ② 投資一任業者が、顧客から一任された投資判断に基づく投資に係る取引と自己の計算で行う取引を一括して発注するために当該決済口座を利用することは、金商業等府令第130条第1項第11号の「当該取引の決済以外の目的で当該口座を利用」することとなることに留意する。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された、取引決済のための口座に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(3) 金商法第2条第8項第12号口の解釈について

金商業等府令第123条第1項第13号口からホまでに規定する契約は、金商法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

投資信託委託会社等（投資信託委託業等（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第12号イに規定する契約に基づく同号に掲げる行為又は同項第14号に規定する行為（外国投資信託を国内から直接設定・指図する行為を除く。）を業として行うことをいう。）を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

VI-2-3-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項(具体的な意思決定プロセスを含む。)が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。
- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資信託約款、資産運用契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

(2) 取引の執行



投資信託委託会社等は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も権利者の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資信託委託会社等の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。）

イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

ハ. 権利者への開示及び権利者の同意（投資法人との資産運用契約に係る場合に限る。）

権利者への事前開示及び権利者の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、権利者に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資信託委託会社等が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、運用財産間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。

③ 運用財産相互間における取引

管理部門等が、金商業等府令第129条第1項第1号（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的であると認められる場合」とは、投資信託委託会社等が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれ無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。）

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンド

に係る取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ホ．個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ヘ．銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

### （３）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の发出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-3-2 受益者等に対する勧誘・説明態勢

### （１）誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）
- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）

### （２）利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

投信法第13条第1項の規定による受益者への書面の交付に当たっては、用語の解釈は次のとおりとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① 「同種の資産」の解釈

投信法第13条第1項第1号、第2号及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第19条第1項に規定する「同種の資産」には、投資信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付されていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。

② 「管理の委託」の解釈

投信法施行令第19条第3項第1号の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントとの賃貸借契約の更改や賃料の収受のテナント管理業務を委託するものをいい、建物の警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。

(3) 利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付

投信法第203条第2項の規定による投資法人等への書面の交付に当たっての留意事項は、上記(2)に準ずるものとする。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された受益者に対する勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### VI-2-3-3 弊害防止措置・忠実義務

(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資信託委託会社等が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業務に応じた、例えば次のような点に留意して検証することとする。

① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性

が確保されているか。

(2) 投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3) 権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資信託委託会社等がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-3-4 投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）

(1) 意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている投資信託委託会社においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行う必要がある。こうした観点から、投資信託委託会社の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。

(2) 主な着眼点

業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能と

なっているか。その際、金融商品取引業協会、証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。

例えば、

- ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（投資信託（MMF、MRFを含む。）の解約注文に伴う解約口数の集計、連絡業務（販売会社からの解約連絡受付、集計、受託銀行への連絡等）、基準価額の算出、発表業務、既存ポジションの把握、必要最小限の運用指図業務及び直販顧客に係る解約業務（直販顧客からの解約受付等窓口業務）並びにこれらの業務を遂行するための法令対応（有価証券届出書等の作成・提出等も含む。）、組織管理、システム管理及び危機管理業務等（顧客説明業務を含む。））を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。
- ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

このほか、基本的に、Ⅲ－2－9に基づき、対応することとする。

#### VI－2－4 外国投資信託委託業に係る業務の適切性

外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る業務の適切性の検証は、VI－2－3（VI－2－3－2（2）及び（3）並びにVI－2－3－4を除く。）に準ずるものとする。

#### VI－2－5 ファンド運用業に係る業務の適切性

ファンド運用会社（ファンド運用業（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

##### VI－2－5－1 業務執行態勢

###### （1）運用財産の運用・管理

ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて

て、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項(具体的な意思決定プロセスを含む。)が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合(当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。)に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、再委任の解消等)を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。
- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が金商法第2条第2項第5号に規定する出資者との出資契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか(運用状況の記録を保存しているかを含む。)どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

## (2) 取引の執行

ファンド運用会社は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、ファンド運用会社の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 平均単価による取引(約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。)

### イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

### ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

### ハ. 顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

## ② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、金融商品取引業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。

## ③ 運用財産相互間における取引

管理部門等が、金商業等府令第129条第1項第1号（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的であると認められる場合」とは、ファンド運用会社が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文について、トレーダーが執行する取引（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれ無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。）

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。）

## (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合

には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-5-2 勧誘・説明態勢

### (1) 誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)
- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

### (2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

ファンド運用会社が投資運用業に係る業務以外の業務(兼業業務)を行う場合であって、投資運用業に係る報酬と兼業業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収する場合は、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資運用業に対する報酬の額と兼業業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。



### VI-2-5-3 弊害防止措置・忠実義務

#### (1) ニ以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

ファンド運用会社がニ以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

#### (2) 投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を凶るため他の業務の権利者又は利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

#### (3) 権利者等への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任があるファンド運用会社がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

#### (4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の弊害防止措置等に関する課題については、権利者又は運用財産に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### VI-2-6 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項

不動産投資信託をはじめ、不動産関連ファンドは、個人投資家を含む幅広い投資家からの資金を、不動産（原資産を不動産とする金融商品を含む。Ⅵにおいて同じ。）を主たる投資対象として運用する仕組みの金融商品である。これらを運用する金融商品取引業者（以下「不動産関連ファンド運用業者」という。）に係る監督は、投資者の保護と、不動産市場における適正な価格形成機能の発揮の前提となる、デュープロセスの履行、情報開示の実施、利益相反取引防止の取組み等の適切性を確保し、もって投資者に対し忠実に職務を遂行すること及び善良な管理者としての注意をもって職務を遂行することを求めるものである。

不動産関連ファンド運用業者の監督にあたっては、Ⅵ-2-2からⅥ-2-5までに示された監督上の着眼点及び監督手法・対応をその運用形態に応じて適用するが、追加的に以下の項目についても留意する必要がある。その際、当該業者は、不動産の他の一般の諸財と異なる特性及び投資する際にその特性により生じるリスクについて十分理解・把握した上で健全かつ適切に職務を遂行する必要があることから特に留意して検証することとする。なお、こうした監督は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意する必要がある。

#### Ⅵ-2-6-1 法令等遵守態勢

不動産関連ファンド運用業者の法令等遵守態勢については、基本的には、Ⅲ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、不動産関連ファンドの業務において特有の利益相反取引防止のための施策等を含めた幅広い検証を行うことが必要である。

#### Ⅵ-2-6-2 内部管理態勢

不動産関連ファンド運用業者には、善管注意義務及び忠実義務を課せられていることから、十分な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築することが求められている。不動産関連ファンド運用業者の経営陣は、法令遵守を徹底するための諸規程、並びに不動産投資に係るリスクを分析・評価し、適切なリスク管理が行われるような各種リスク管理規程を作成するとともに、その遵守状況を確認する必要がある。

その際、不動産の特性を踏まえたデューディリジェンス態勢を含めた内部管理態勢を構築する必要があることに留意することとする。

#### Ⅵ-2-6-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目

##### (1) 不動産の取得及び売却の際のデューディリジェンス態勢に係る評価項目

不動産のデューディリジェンスは、不動産の適正な投資価値を把握するための重要な作業であることから、その適切性について、特に以下の点に留意して検証することとする。

なお、経営陣は、デューディリジェンスの適切性を確保するための方策の実施状況及び審査機能の実効性について、問題認識を持ちつつ、内部監査を通して常に把握できる

状況でなければならない。

- ① 将来キャッシュフローに与える影響の大きさに鑑み、各種修繕・更新費用等の見積りについて、適切に調査し不動産の評価額に反映させることとしているか。
- ② DCF法は、キャッシュフローに基づく価値を求める方法であり、不動産の評価においては代表的で有効な評価手法であるが、将来予測に基づく前提条件が多く、内容が不明確になるおそれがある。そのため、DCF法を採用する際には、以下について必要な確認を行い、確認したものは記録を残すこととしているか。
  - イ. 適用数値（特に将来予測に基づくもの）の妥当性及び判断の根拠
  - ロ. シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠
  - ハ. DCF法の適用結果と他の方法・手法の適用結果の比較衡量
- ③ エンジニアリング・レポート（以下「ER」という。）及び鑑定評価書の作成を委託及び受領する場合には、以下の点に留意することとする。
  - イ. ER作成業者及び不動産鑑定業者については、客観的基準に基づいた選定等により第三者性が確保されているか。
  - ロ. ER及び不動産鑑定評価を依頼する際に、ER作成業者及び不動産鑑定業者に対して必要な情報等を提供しているか。また、情報等の提供状況の管理は適切に行われているか。
  - ハ. 作成を依頼したERを受領する際に、上記ロの情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。
    - a. 土壌汚染や有害物質の調査においては、必要な調査がなされその調査結果が客観的な根拠により担保されているか。
    - b. 建物の個別の部位の各種修繕・更新費用等の見積もりにおいて、如何なる修繕が如何なる根拠に基づいて算定されているかについて確認しているか。
    - c. 対象物件の遵法性の検証に当たっては、法律のみならず地区計画等の条例等まで必要な検証が行われているか。
  - ニ. 評価を依頼した鑑定業者から鑑定評価書を受領する際に、上記ロの情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。
    - a. ERの考え方を考慮・反映されたものであるか。また反映していない事項については、その理由及び根拠を確認しているか。
    - b. DCF法を採用する場合において、将来収支及び稼働率等については、客観的なデータに基づき見積もった上で、妥当性を検証しているか。また、前提条件となるディスカウント・レートやターミナル・レートの見積りも同様に、その水準の妥当性を検証しているか。
    - c. 不動産そのものの流動性及び不動産の生み出すキャッシュフローに影響を与える可能性のある項目について必要な調査が行われているか。
  - ホ. デューディリジェンスの結果を踏まえ取得・売却価格を算定する際、ER及び鑑定評価書の記載内容等を活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証するとともに、その根拠を記録保存することとしているか。

## (2) 利益相反取引防止態勢

経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要があり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。

- ① 物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。また、こうした方針（当該方針を見直した場合は、その理由を含む。）において、適切に公表（私募ファンドにあっては、契約者への通知）を行う態勢となっているか。
- ② 物件情報（売買に係る折衝状況等を含む。）について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることとなっているか。
- ③ 不動産関連ファンドが、第三者が所有する不動産をその売主の希望する時期に取得できない場合において、ウェアハウジング機能を利用するときは、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識し、折衝及び役割分担の明確化並びにデューデリジェンスを適切に行っているか。

## (3) 同一の不動産関連ファンド運用業者が複数ファンドからの不動産関連資産の運用受託を行っている場合の留意事項

不動産関連ファンド運用業者が複数のファンドからの運用を受託している場合には、物件情報を入手した時点で、運用する各ファンドで取得が競合することのないような措置を講じているか、各ファンドごとに独立した意思決定が行えるための態勢が整備されているかといった点に留意するものとする。

## (4) その他

### ① 「不動産の取得」等の範囲について

投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。また、不動産関連ファンド運用業者の本業（不動産信託受益権に対する投資運用）や届出業務（不動産に対する投資運用）の範囲の考え方も、同様とする。

ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。

イ. 大規模修繕・改修工事等を行う際には、一定期間テナントの退去が必要になることがあり、その場合のキャッシュフローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。

ロ. 投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を投資者に負わせることとなること及び直ちにキャッシュフローを生まない投資であることに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。

② 投資法人によるフォワード・コミットメント等について

投資法人がフォワード・コミットメント等（先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいう。以下②において同じ。）を行う場合には、以下の点に留意するものとする。先日付の買付け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする。

イ. 解約条件を適切に公表するなど、フォワード・コミットメント等を履行できない場合における投資法人の財務への影響が明らかにされているか。

ロ. 市場環境、資金調達環境及び個別の投資法人の事情等を勘案した上で、フォワード・コミットメント等をした物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該ルールを遵守しているか。特に上場投資法人については、上場廃止要件も踏まえ、配当原資に比して過大な解約違約金を要するフォワード・コミットメント等を慎重に検討する態勢となっているか。

ハ. フォワード・コミットメント等をした物件は決済までの間はオフバランスであるが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは投資法人に帰属することに鑑み、保有物件の継続鑑定等と併せて、当該物件の継続鑑定等の結果（当該物件が未竣工建造物であり、鑑定評価が取得できない場合は、価格調査の結果）を公表しているか。

③ 投資法人による劣後投資法人債の発行について

投資法人が劣後投資法人債を発行する場合には、発行条件（利回り等）によっては投資主の利益を損ねるおそれがあることを踏まえ、当該発行による資金調達の必要性や発行条件の妥当性等について慎重に検討するとともに、それらの情報を適切に公表しているかどうか留意することとする。

④ 外部委託管理態勢

不動産関連ファンド運用業者は、当該ファンドから投資運用の一任を受けながら、ER業者、鑑定業者、信託銀行、プロパティ・マネジメント業者、ビル・マネジメント業者等、様々な業者に業務の一部を外部委託している。よって、運用業者が忠実義務等を果たすためには、当該外部委託先に対する適切な監督は必要不可欠である。その監督に実効性を持たせるためには、外部委託先の選定基準を含めた各種規程・基準を策定したうえで、外部委託先から直接又は信託銀行等を経由して受ける各種報告を充実させ、実効性あるモニタリングを定期的を実施すること等により、適切な外部委託管理態勢を構築する必要がある。なお、運用業者と委託先との役割分担の明確化が適切な外部委託管理態勢の前提であることに留意する。

⑤ 開発SPCに対する出資等について

不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）について、分析及びリスク管理が適切に行われているか。また、事業進捗のモニタリングについては適切に行われているか。なお、開発型案件への出資に特化したファンド以外による当該開発SPCに対する出資については、直ちにキャッシュフローを生まないことに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与えることのないように留意すること。

#### ⑥ 情報管理態勢

上場不動産投資法人を運用する不動産関連ファンド運用業者における情報管理については、資産運用委託契約等に基づく投資判断等（取得及び売却にかかる意思決定等）の意思決定前・取引行為前・開示前の情報の機密性確保のための施策が講じた上で、適切に管理する必要がある。

#### ⑦ 不動産に対する自己投資を行う場合の留意点

不動産関連ファンド運用業者が、自己勘定で不動産投資（不動産信託受益権・組合持分に対する投資を含む。）を行う場合であって、例えば、転売目的等の取引を純資産額を超える規模で、頻繁かつ継続的に行うようなときは、兼業承認を要する場合があることに留意する。

また、当該業務を承認するに当たっては、損失の危険が純資産額に照らして適当なものか、損失の危険の管理態勢が十分構築されているかといった点について、確認することとする。

### （5）監督手法・対応

上記評価項目に関して、日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、不動産関連ファンド運用業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### VI-2-7 適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項

適格投資家向け投資運用業者（金商法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性は、VI-2-2からVI-2-6までに準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。

#### VI-2-7-1 業務執行態勢に関する留意事項

##### （1）取引の執行態勢に関する留意事項

適格投資家向け投資運用業者にあつては、投資判断を行う部門（担当者）と、注文を発注する部門（担当者）が分離されていない場合、これに代わるものとして、運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らし、投資運用業に係る禁止行為を防止するための措置が講じられているか。

## （２）コンプライアンス業務を外部委託している場合の留意事項

適格投資家向け投資運用業者が、コンプライアンス業務を外部委託している場合には、例えば以下の点に留意する必要がある。

なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、適格投資家向け投資運用業の業務の状況に照らし、追加的な検証を必要とする場合があることに留意する。

- ① 委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ② 国内外のグループ法人にコンプライアンス業務を委託する場合には、当該法人のコンプライアンス機能の具備状況や委託業務の執行状況等からみて、適格投資家向け投資運用業者のコンプライアンスに関する体制が構築されていると評価できるか。
- ③ 弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者（以下この③及びⅥ－３－１－２において「弁護士等」という。）にコンプライアンス業務を委託する場合には、以下の点に留意しているか。

イ. 業務を委託している弁護士等は、金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができると認められる者であるか。

ロ. 当該弁護士等との間で締結している委託契約において、次に掲げる事項について規定しているか。

- a. 法令等遵守の観点から業務実態の把握及び検証
- b. コンプライアンス・マニュアルの作成・管理や、コンプライアンス研修の定期的な実施
- c. コンプライアンスに関する報告書の定期的な作成、保管、委託者への提供
- d. 委託者と委託先との連絡体制（トラブル発生時の対応を含む。）
- e. aからdまでに掲げる事項のほか適格投資家向け投資運用業に係るコンプライアンス業務に必要な事項

## Ⅵ－２－８ 投資法人の業務の適切性

### Ⅵ－２－８－１ 投資法人の機関運営等に関する事項

#### （１）役員会運営における留意事項

- ① 役員会が形骸化していないか。例えば、実際に役員が参集せず、いわゆる持ち廻りによる決議を行っていないか等に留意すること。
- ② 役員会での審議の実効性を確保するため、資産運用会社から適切な資料の交付及び十分な説明を受けているか。
- ③ 役員会において、一般事務受託者、資産運用会社の委託業務の内容について業務分

担が明確に区分され、当該区分に応じた適切な手数料となっているかについて確認されているか。

## (2) 執行役員の役割

執行役員は役員会で決議すべき事項を把握し、当該事項について漏れのないよう役員会に付議しているか。

## (3) 監督役員の役割

監督役員は投信法第111条第1項の規定のとおり、執行役員を監督するために存在していることを認識し、役員会に出席するだけでなく、執行役員の業務執行内容を監督しているか。

また、状況に応じて執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対し、報告を求め、又は必要な調査を行っているか。

## (4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された機関運営等に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて投信法第213条の規定に基づく報告を求めるとして、投資法人における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、投信法第214条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、投信法第216条第1項の規定に基づく登録取消しの発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-2-9 その他留意事項

### VI-2-9-1 投信法及び信託法に関する留意事項

新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、VI-2-9-1における用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号）
- ② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）
- ③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法
- ④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法
- ⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託
- ⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託

旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに



投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。

#### VI-2-9-2 委託者非指図型投資信託に関する留意事項

投信法第54条第1項において準用する同法第13条第1項の規定に基づく受益者等への書面の交付に当たっての留意事項はVI-2-3-2（2）に準ずるものとする。

#### VI-2-9-3 投資法人の合併に関する留意事項

吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整等のために合併比率調整金又は分配代り金等の金銭（以下「合併交付金」という。）を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。

#### VI-2-10 協会等未加入業者に関する監督上の留意点

##### （1）主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、VI-2-10において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

##### （2）監督手法・対応

- ① 協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。
- ② 協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。

- ③ 協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

## VI-3 諸手続（投資運用業）

### VI-3-1 登録

#### VI-3-1-1 投資運用業

##### （1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。

ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

ホ. 上記ハ及びニのほか、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

- a. 帳簿書類（VI-3-2-4に規定する帳簿書類を含む。）・報告書等の作成、管理
- b. ディスクロージャー
- c. 運用財産の分別管理
- d. リスク管理
- e. 電算システム管理
- f. 管理部門による運用状況管理、顧客管理
- g. 法人関係情報管理
- h. 広告審査
- i. 顧客情報管理
- j. 苦情・トラブル処理
- k. 運用部門による資産運用業務の執行

## 1. 内部監査

m. 投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。

ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

（注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

## （2）業務の内容及び方法を記載した書類

業務の内容及び方法を記載した書類には以下の点が適切に記載されていることを確認するものとする。

① 業として行う金融商品取引行為の種類

② 金商業等府令第8条第9号に掲げる事項

③ 業務運営に関する基本原則

イ. 投資運用業者の業務の基本方針及び業務運営の原則に関する事項

ロ. 資産運用の基本方針に関する事項

ハ. 運用する資産の種類

ニ. 運用権限の委託に関する事項

ホ. 投資運用業者の財務の健全化に関する事項

④ 業務執行の方法

イ. 運用の方法に関する事項

ロ. 顧客の勧誘及び契約の締結等に関する事項

ハ. 運用財産の管理に関する事項

⑤ 業務分掌の方法

投資運用業者の組織に関する事項

- ⑥ 苦情解決のための体制
- ⑦ 加入する金融商品取引業協会の名称及び協会自主規制等の遵守に関する事項

(3) 金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項

- ① 投資運用業の開始時における役職員の構成（役員については、各人ごとに運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験の記載を含む。）、組織図及び各組織が担当する業務の概略
- ② 資産の運用に係る業務運営体制
  - イ. 資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項
  - ロ. 資産の運用を行う部門における運用体制
  - ハ. 運用を外部委託（再委託する場合を含む。）する場合には、外部委託先の選定及び外部委託先との資産の運用に関する事務連絡体制に関する事項
- ③ 資産の運用を行う者の知識及び経験  
資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。
- ④ コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験  
コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること。
- ⑤ 資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制  
運用の指図（外部委託する場合にあっては当該外部委託先の運用の指図又は運用を含む。）その他各部門に関する内部検査等を担当する部門及び各事務処理体制等細則に関する事項
- ⑥ 法人関係情報の管理体制
  - イ. 管理責任者が社内規則等において定められており、当該者の記載があること。
  - ロ. 管理体制が社内規則等において定められており、当該規則が十分に機能する体制となっていること。
- ⑦ 投資信託財産の運用を行う場合にあつては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験
  - イ. 投資信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。
  - ロ. 投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあつては、当該第三者の当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。

(4) 金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適

切な対応を求めることとする。

- ① 協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。
- ② 協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。
- ③ 協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
- ④ 協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
- ⑤ 当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

#### (5) 登録が不要である場合

金商法第61条第2項又は第3項に該当する場合（外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者が、金融商品取引業者（投資運用業を行う者）等のみを相手方として投資運用業を行おうとする場合）には、金商法第29条の規定にかかわらず、投資運用業を行うことができる。

#### (6) 新規登録申請に係る留意事項

新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないか確認することとする。

なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。

- ① 純財産額（金商法第29条の4第1項第5号口に規定する純財産額をいう。）を算出した書面の疎明資料
- ② 直近月の純財産額を算出した書面の疎明資料

### VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業

#### (1) 登録審査に際しての基本的留意事項

適格投資家向け投資運用業は、投資運用業の参入を促進する観点から、顧客を適格投資家に限定した小規模な投資運用業について、登録要件が一部緩和されたものである。こうした制度趣旨に鑑み、その登録審査に当たっては、透明性・迅速性に留意しつつ、運用の方針、運用財産の額その他行おうとする適格投資家向け投資運用業の状況に応じた審査を行うこととし、画一的な審査に陥ることのないよう留意するものとする。

#### (2) 体制審査の項目

適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてVI-3-1-1(1)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

① 権利者のために資産運用を行う者については、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか。

イ. 運用を行おうとする資産に関し、少なくとも1年以上、助言又は運用を行う業務に従事していた者

ロ. イに準ずる者

② 独立したコンプライアンス部門（担当者）の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか（コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。）。

イ. 金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者

ロ. イに準ずる者

③ 行おうとする業務について、Ⅵ-3-1-1（1）①へaからmまでに掲げる体制整備（運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要なものとなるものを除く。）に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。

（注）法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、②において確保される人員と③において確保される人員が同一人となることを妨げない。

### （3）適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目

適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、（2）に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の2各号に掲げる者を含む。以下このⅥ-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。

① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。

② 適格投資家向け投資運用業者は、業務の運営状況が金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第13号の2に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないこととされている。

そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。

イ. 次に掲げる事項を社内規程として定めていること。

a. 適格投資家向け運用業者が自ら販売する場合には、勧誘する

顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明すること。

b. 第三者が販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明する旨を確認すること。

c. 権利者の属性や転売制限の実施状況を継続的に確認すること（これに違反していることが判明した場合の事後対応を含む。）。

ロ. 上記の社内規程に従い、勧誘する顧客属性の事前確認や、転売制限が付されている旨の説明が行われていることを継続的に確認していること。

ハ. 上記の社内規程に従い、実際の権利者の分布状況を継続的に確認していること。

ニ. 上記の社内規程に従い、違反した場合の事後対応が適切に行われていること。

ホ. 上記イからニまでの措置が適切に行われているかどうかを内部監査等により検証することとしていること。

③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。

イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えないこと。

ロ. 全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。

#### （4）業務の内容及び方法を記載した書類

業務の内容及び方法を記載した書類の記載事項は、VI-3-1-1（2）に準ずるものとする。

ただし、「④業務執行の方法」については、運用財産の管理に関する事項として、全ての運用財産の総額の管理等に関する事項を含めて記載されていることを確認するほか、全ての運用財産に係る権利者の管理等に関する事項が記載されていることを確認するものとし、「⑤業務分掌の方法」については、投資運用業者の組織に関する事項として、コンプライアンスなど業務の外部委託に関する事項（委託先の商号、名称又は氏名を含む。）が記載されていることを確認するものとする。

#### （5）金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項

業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面の記載事項は、VI-3-1-1（3）に準ずるものとする。

ただし、「④コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験」について、コンプライアンス業務を国内外のグループ法人や弁護士等に外部委託する場合には、次に掲げる事項が記載されているか確認するものとする。



- イ. 委託先の商号、名称又は氏名
- ロ. 委託先の住所又は所在地
- ハ. 委託先が行っている業務の概要
- ニ. 業務委託契約の概要
- ホ. 委託者である適格投資家向け投資運用業者が行おうとする業務の状況に照らし、委託先のコンプライアンスに係る業務体制（担当者の知識及び経験を含む。）

（６）その他

Ⅵ－３－１－１（４）から（６）までの事項は、適格投資家向け投資運用業の登録に関する事務において準ずるものとする。

Ⅵ－３－１－３ 投資法人

（１）投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

① 設立届出書の審査に係る留意事項

- イ. 設立届出書第2面の1. 設立しようとする投資法人の商号  
投資者に公的機関と誤認されるおそれのある商号となっていないか。
- ロ. 設立届出書第2面の3.（4）設立に際して出資される金銭の額  
投資口の発行価額の総額は、投信法施行令第57条に規定する出資総額を下回っていないか。
- ハ. 設立届出書第2面の3.（7）当該投資法人の資産運用の概要  
資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

② 設立届出書の添付書類の審査に関する事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第108条第2項第1号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。

③ 設立届出書の受理手続等

- イ. 受理手続  
財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に別紙様式Ⅵ－1による受理印を押して受理番号を記入した上で、届出者に還付しなければならない。
- ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿（別紙様式Ⅵ－2）にその内容を記載しなければならない。

（２）投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法施行規則第110条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、以下の手続を行わなければならない。

- ① 設立企画人に対して、投資口の申込みをなしたる者に対する対応を聴取し、その実績を記録しておくこと。
- ② 投資法人設立届出書等整理簿に投資法人の不成立に関する届出書の受理年月日を記載し、投資法人が成立しなかった理由を摘要欄に簡記すること。

### (3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第188条第1項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第9号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。

#### ① 登録申請書の審査に係る留意事項

##### イ. 登録申請書第2・3面の2.（5）常時保持する最低純資産額

最低純資産額は、投信法施行令第55条に規定する額を下回ることとなっていないか。

##### ロ. 登録申請書第2・3面の2.（6）資産運用の対象及び方針

資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

##### ハ. 登録申請書第6面の9.（1）出資総額

投資法人の成立時の出資総額は、投信法施行令第57条に規定する額を下回っていないか。

#### ② 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第215条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

#### ③ 登録申請書の受理等に係るその他の留意事項

イ. 財務局長は、投資法人登録申請書を受理したときは、投資法人設立届出書等整理簿に投資法人登録申請書の受理年月日を記載しなければならない。

ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書に記載されている設立の際発行する投資口の募集期間を経過した後、投資法人登録申請書の提出に係る通常必要とされる期間を経過した後においてなお当該投資法人登録申請書又は投資法人の不成立に関する届出書が提出されない場合には、当該投資法人設立届出書を提出した設立企画人に照会をし実体把握を行うものとする。

#### ④ 登録の手続等

##### イ. 登録番号

a. 登録番号は、財務局ごとに一連番号を付す。ただし、4、9、13、42、83、103、893は、欠番とする。

b. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

c. 登録番号を別紙様式VI-3による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。

##### ロ. 登録申請者への通知

財務局長は、投資法人登録申請書の審査終了後、当該投資法人登録申請書及び添付書類に不備がなく、登録拒否要件に該当しない場合には、速やかに、登録申請者に投信法施行規則別紙様式第14号により通知するものとする。

⑤ 金融庁長官への報告

財務局長は、投資法人の登録を行った場合には、別紙様式VI - 4により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

⑥ 登録の拒否

財務局長は、登録を拒否する場合には、投信法施行規則別紙様式第15号に、拒否の理由に該当する投信法第190条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにすること。

⑦ 登録申請書等の保存

設立届出書、不成立に関する届出書及びこれらの添付書類は、当該届出書の提出を受けた財務局長が、登録申請書、変更届出書、解散届出書及びこれらの添付書類は、登録投資法人が現に登録を受けている財務局長が保存する。

⑧ 登録投資法人登録簿

イ. 登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式VI - 5による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。

ロ. 登録投資法人登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間の変更並びに縦覧の停止又は拒否をすることができる。

ハ. 登録投資法人登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出させてはならない。

## VI-3-2 承認及び届出等

### VI-3-2-1 承認

金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。
- ② 申請する金融商品取引業者の純財産額が5千万円(適格投資家向け投資運用業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。))が申請する場合にあっては、1千万円)を下回るおそれはないか。
- ③ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な利益相反防止の方策等が具体的に整備されているか。
- ④ 当該業務に係る社内規則が整備されているか。

### VI-3-2-2 届出

金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。

② 仕入れ

仕入先との契約に当たっては、①自社が原則として在庫を所有しないこと、②仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛り込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。なお、延べ取引においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。

③ 対顧客業務

販売方法について、以下の諸点が遵守されているか。

イ. 販売方法

- a. 現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。
- b. 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。

ロ. 勧誘

金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a. 金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。
- b. 投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。
- c. 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。
- d. 短期間に頻繁に売買（有価証券と金との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。
- e. 顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。

ハ. 顧客への証書等の交付

顧客への証書等の交付に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a. 保護預り証等の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証（保護預り取引の場合に限る。）、受渡計算書、買取請求書（現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類）等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。

ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、金地金累積投資については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。

b. 金地金取引約款の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取引に係る事故防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に係る事項等を明示した金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付すること。

二. 価格の決定等

価格の決定等の際には、以下の諸点が遵守されているか。

a. 売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。

b. 毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭で明示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。

④ 保管

保管について、以下の諸点が遵守されているか。

イ. 保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証については、その譲渡・質入れは行わないこと。

ロ. 現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務に見合う現物の手当てを行い、保管すること。

ハ. 保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。

⑤ 買取り

自社が販売した金地金（保護預り証による場合を含む。）については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買取りすることとしているか。

⑥ 代理業務等

代理業務等は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ることとしているか。

イ. 延べ取引の委託の代理業務等

a. 募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わっ

て行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。

b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。

i) 延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けすること。

ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。

ロ. 金地金累積投資の委託の代理業務等

a. 金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。

b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。

i) 金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けすること。

ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。

(2) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

(3) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

② 業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。

ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。

ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。

- ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

### VI-3-2-3 運用報告書

#### (1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容

- ① 金商法第42条の7第1項に規定する報告書の記載事項について、金商業等府令第134条第1項第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。
- ② 金商業等府令第134条第1項第4号に規定する記載事項には、投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を記載するものであること。
- ③ 金商業等府令第134条第1項第6号に規定する記載すべき取引の内容については、約定した全ての取引ごとに価額、数量等を記載する必要は無く、当該取引の目的及び性質に照らし簡略化することも可能であり、例えば、行われた運用財産相互間取引の類型(金商業等府令第129条第1項各号に規定する要件等)を記載することでも足りるものとする。

#### (2) 投資信託財産運用報告書の記載内容

投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則(以下「投信財産計算規則」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

- ① 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
  - イ. 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に表示された「今後の運用方針」との関連(たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等)が表示されていること。
  - ロ. 今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に表示されていること。
  - ハ. 当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が表示されていること。
- ② 運用状況の推移
  - イ. 下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績(基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率

等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。)が、表示されていること。

a. 単位型投資信託 投資信託財産の信託開始時から当該投資信託財産の計算期間の末日(以下(2)において「当期末」という。)現在まで

b. 追加型投資信託(下記c又はdに該当するものを除く。) 当期以前5期以上(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、当作成期間以前5作成期間以上)

c. 追加型公社債投資信託(下記dに該当するものを除く。) 当期以前3期以上(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、当作成期間以前3作成期間以上)

d. 計算期間が1日の追加型公社債投資信託 1作成期間以上

ロ. 当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。

③ 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(以下(2)において「前期末」という。)及び当期末現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

イ. 株式には新株予約権証券を含むこと。この場合において、「株数」とあるのは「口数」と読み替える。

ロ. 通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)

ハ. 銘柄別に表示されていること。なお、国内株式(新株予約権証券を除く。)については、業種別に表示し、当期末現在における国内株式時価総額に対する業種別の比率をあわせて表示されていること。

ニ. 当期末現在における国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。

ホ. 当期末現在における外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。

ヘ. 当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示され、増減資、株式分割及び額面変更等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が表示されていること。

ト. 当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。

④ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が表示されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)



- ロ. 種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、新株予約権付社債券及びその他の社債券の区分によりなされていること。
  - ハ. 銘柄別に表示されていること。
  - ニ. 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して表示され、新株予約権付社債券の割当て、償還及び新株予約権の行使等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が注記されていること。
- ⑤ 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。（２）において同じ。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投資信託財産計算規則第58条第1項第5号に掲げる事項
- イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。（通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。）
  - ロ. 当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託（以下「子投資信託」という。）に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について表示されていること。
- ⑥ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額
- 株式及び公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。
- ⑦ デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額
- デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）については、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。（ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額が表示されていても差し支えない。）
- デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものについては、当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。
- ⑧ 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投信財産計算規則第58条第1項第8号に掲げる事項
- 当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。
- ⑨ 投信法施行令第3条第6号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑩ 投信法施行令第3条第7号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑪ 投信法施行令第3条第8号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑫ 投信法施行令第3条第9号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額

イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。（通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。）

ロ. 当該計算期間中における商品の売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示されていること。

ハ. 当該計算期間中における商品の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。

- ⑬ 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑭ 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容  
当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑮ 当期末現在における投信法施行令第3条第1号若しくは第3号から第9号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率

比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。

- ⑯ 投信法第11条第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑰ 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投

### 資信託財産の計算期間中の損益の状態

投資信託財産計算規則に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。

- ⑱ 当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引その他取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ⑲ 投資信託委託会社等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ⑳ 投資信託委託会社等が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた手数料の総額

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉑ 投資信託委託会社等が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉒ 当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、投資信託財産運用総括表

当該信託財産の信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて表示されていること。なお、上記①において当該運用の経過の概略が表示されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。

投信財産計算規則第59条第1項による場合は、投信財産計算規則別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。

- ㉓ 投資信託委託会社等が商品取引受託業務を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、商品及び商品投資等取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

### (3) 委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項

投信財産計算規則第62条において準用する投信財産計算規則第58条第1項各号に掲げ

る事項の具体的な表示要領は上記（２）に準ずるものとする。

（４）投資法人に係る資産運用報告書の記載事項

投信法第129条第２項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）第71条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記（２）に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第73条第１項第22号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。

Ⅵ－３－２－４ 投資信託財産等に関する帳簿書類関係

投信法に基づき作成・保存する帳簿書類（以下、Ⅵ－３－２－４において、「帳簿書類」という。）については、Ⅲ－３－３（１）（②、③、⑤、⑥及び⑧を除く。）に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

（１）投信法に基づき作成・保存する帳簿書類のうち、電磁的方法等による保存の対象となる帳簿書類は、投信法施行規則第26条第１項、第254条第１項及び第255条第１項に掲げる帳簿書類とする。

① 帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存の留意事項

- イ. 保存に使用するマイクロフィルムは、次の区分に応じ、次に定める保存期間の耐久性を有していること。
  - ａ. 投資信託財産に関する帳簿書類 投信法施行規則第26条第２項に規定する当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後10年間
  - ｂ. 投資法人の帳簿書類 投信法施行規則第254条第２項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間
  - ｃ. 資産保管会社の帳簿書類 投信法施行規則第255条第２項に規定する当該投資法人の決算の承認後10年間
- ロ. データ保存に使用するマイクロフィルムの一つを「原本」として定め、その旨を明示していること。
- ハ. 上記ロの「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。
- ニ. 検査部局による検査等において、合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能であること。
- ホ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されていること。

② 帳簿書類の電磁的方法による作成・保存の留意事項

イ. 保存に使用する媒体の耐久性は、上記①イに準ずるものとする。

ロ. データ入力に当たって、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。

ハ. 上記イ及びロのほか、Ⅲ-3-3(6)①、③、④及び⑥から⑩までに準ずるものとする。

VI-3-2-5 外国投資信託に関する届出書の記載要領

外国投資信託に関する届出書の投信法第58条第1項各号及び投信法施行規則第96条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項

① 委託者に関する事項

委託者（外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

② 受託者に関する事項

受託者（保管会社）の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

③ 受益者に関する事項

分配金受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(2) 受益証券に関する事項

① 当該外国投資信託の名称

② 外国投資信託の形態

記名・無記名の別、額面・無額面の別、オープン・エンド型・クローズド・エンド型の別、記名式及び無記名式の引換、記名式受益証券の名義書換及び受益証券の再発行について記載すること。

③ 発行（売出）数

④ 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、当該届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑤ 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑥ 申込手数料

イ. 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

ロ. 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

⑦ 申込単位

⑧ 申込期間

⑨ その他

イ. 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ロ. 本邦以外の地域において当該外国投資信託の募集の取扱い等が行われる場合には、その発行（売出）数、発行（売出）価額の総額等について記載すること。

### （３）信託の管理及び運用に関する事項

#### ① 信託の管理

イ. 受託者に信託された資金の償還までの管理に関する事項

投資信託財産に関する報告書の作成、利益の処理方法、一部解約に関する事項等を記載すること。

ロ. その他

約款の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他の重要事項を記載すること。

#### ② 信託の運用

イ. 運用の基本方針

投資信託財産の運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

ロ. 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ. 投資制限

a. 法令、約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。

b. 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

ニ. 分配方針

約款等に規定された分配方針を記載すること。

ホ. 資産の貸付け

投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

### （４）信託の計算及び収益の分配に関する事項

#### ① 信託の計算に関する事項

イ. 資産の評価

外国投資信託の受益証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

ロ. 管理報酬等

外国投資信託の投資信託財産から支払われるすべての報酬及び手数料について支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ. その他

外国投資信託の存続時期、信託の計算期間、追加設定又は一部解約に関する制限償還条件等について記載すること。

② 収益の分配に関する事項

イ. 収益分配可能額の算出方法に関する事項を記載すること。

ロ. 償還時の収益金の支払い又は収益金の分配について、受託者から委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）への交付、受託者の免責、および委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）から受益者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の事業の全部又は一部の譲渡に関する事項、事業譲渡の手続、受益者への通知の方法及び事業譲渡に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(6) 受託者の辞任及び解任並びに新受託者の選任に関する事項  
受託者の辞任及び新受託者の選任に関する手続を記載すること。

(7) 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型に類するものの場合に限る。）におけるその委託の内容  
委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

(8) 国内において募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称  
募集の取扱い等を行うすべての金融商品取引業者等の名称を記載すること。

VI-3-2-6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

- ① 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る運用方針との関連が表示されていること。
- ② 今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に表示されていること。
- ③ 当期中に権利が確定した1単位当りの収益分配金が表示されていること。
- ④ 信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。

(2) 運用状況の推移

- ① 当期以前10期の運用実績（基準価額、分配金等）が表示されていること。
- ② 当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。

(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下Ⅵ-3-2-6において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

- ① 当期末現在における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。
- ② 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きすること。

(4) 当期末現在における純資産額計算書

- ① 当期末現在における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、同時点における純資産総額を当該発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が表示されていること。
- ② 上記(3)における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。

(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

- ① 当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、当該銘柄の名称、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。
- ② 上記①に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。

(6) 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類



当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況がデリバティブ取引の種類ごとに区分して表示されていること。

(7) 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。

(8) 投資の対象とする金銭債権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

(9) 投資の対象とする手形の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

(10) 投資の対象とする投信法施行令第3条第8号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

(11) 投資の対象とする商品の主な種類

当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位30種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

(12) 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が商品投資等取引の種類ごとに区分して表示されていること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第58条第1項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

投信財産計算規則第58条第1項に準じて表示する場合には、VI-3-2-3(2)に準じて表示すること。

VI-3-2-7 外国投資法人に関する届出書の記載要領

外国投資法人に関する届出書の投信法第220条第1項各号及び投信法施行規則第261条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 目的、商号及び住所

① 目的

- イ. 外国投資法人の規約又はこれに相当する書類に記載された目的を記載すること。
- ロ. 発行（売出）数、発行（売出）価額の総額、発行（売出）価格、申込手数料、申込単位、申込期間及びその他については、Ⅵ-3-2-5（2）に準じて記載すること。

② 商号及び住所

外国投資法人の登記簿又はこれに相当するものに記載された商号又は住所（原語名等を付記すること。）を記載すること。

(2) 組織及び役員に関する事項

① 組織に関する事項

- イ. 当該外国投資法人の組織の名称及びその内容を記載すること。
- ロ. 当該外国投資法人の外国投資証券の発行会社のほか、当該外国投資法人の運営に  
関与する関係法人（資産運用会社に相当する者、資産保管会社又はこれに相当する  
者及び一般事務受託者又はこれに相当する者等）についてその名称及び関係業務の  
概要を記載すること。

② 役員に関する事項

当該外国投資法人の役員の氏名、住所及び担当業務（投資法人の執行役員又は監督役員に相当する者の業務内容）を記載すること。

(3) 資産の管理及び運用に関する事項

① 資産の管理に関する事項

- イ. 当該外国投資法人の解散までの資産の管理に関する事項を記載すること。
- ロ. 資産保管会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内  
容並びに業務の概要を記載すること。

ハ. その他

規約又はこれに相当する書類の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、  
変更した場合の開示方法に関する事項その他の重要事項を記載すること。

② 資産の運用に関する事項

イ. 運用の基本方針

資産の運用に関する基本的態度について具体的な内容を記載すること。

ロ. 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある  
場合にはその割合を記載すること。

ハ. 投資制限

- a. 法令、規約又はこれに相当する書類等に記載されたすべての投資制限について  
その根拠を記載すること。

b. 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

ニ. 配当方針

規約又はこれに相当する書類等に規定された配当方針を記載すること。

ホ. 資産運用会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。

(4) 計算及び利益の分配に関する事項

① 計算に関する事項

イ. 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

ロ. 管理報酬等

外国投資法人の資産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ. その他

外国投資法人の存続時期、事業年度、追加出資又は出資の払戻しに関する制限、解散条件等を記載すること。

② 利益の分配に関する事項

解散時の利益の支払い又は毎決算時の利益の分配について、資産保管会社から外国投資法人への交付、資産保管会社の免責、および委託者から投資主又はこれに相当する者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 外国投資証券が表示する権利に関する事項

議決権、投資主又はこれに相当する者に関する権利、配当受領権、清算金の受領権の内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(6) 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

当該外国投資法人の払戻し又は買戻し請求権に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(7) 資産運用会社に相当する者の事業の全部又は一部の譲渡に関する事項

事業譲渡の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び事業譲渡に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(8) 資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する手続を記載すること。

(9) 資産運用会社に相当する者が資産の運用に係る権限を他の者に委託する場合におけるその委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

### VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点

#### VI-3-3-1 登録投資法人の変更及び解散の届出

(1) 登録投資法人変更届出

- ① 登録投資法人変更届出は、VI-3-1-3 (3) ①及び②に準じて取り扱う。
- ② 財務局長は、投信法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合（財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。）には、別紙様式VI-6により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。
- ③ 変更届出書により、新たに執行役員となった者が投信法第98条第2号から第5号までのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が投信法第100条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が投信法第102条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、投信法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。

(2) 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書

- ① 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長は、投信法施行規則第275条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に別紙様式VI-7による財務局の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。
- ② 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、投信法施行規則第275条第2項の規定に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長に変更登録をした旨を電子メール等によりただちに連絡する。
- ③ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長から投信法施行規則第275条第2項の規定に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長は、当該投資法人の登録を抹消する。
- ④ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、変更の登録を行った場合には、別紙様式VI-8により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

(3) 投資法人解散届出書

財務局長は、投資法人解散届出書（投信法施行規則別紙様式第17号）を受理した場合には、別紙様式Ⅵ-9により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

Ⅵ-3-3-2 臨時報告書

財務局長が行う手続きは次のとおりとする。

(1) 金融庁長官への報告

投信法第215条第1項の規定に基づく臨時報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、ただちに臨時報告書の写しを送付する。

(2) 投資法人への通告

財務局長は、投信法第215条第2項に規定する通告を投資法人に対し行う場合には、あらかじめ金融庁に協議をすること。

なお、協議の際には、財務局における検討の結果及び意見を付すること。

Ⅵ-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等

① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

イ. 投信法第73条第4項において準用する会社法第81条第4項の規定に基づく許可

ロ. 投信法第73条第4項において準用する会社法第82条第4項の規定に基づく許可

ハ. 投信法第90条第3項において準用する会社法第297条第4項の規定に基づく許可

ニ. 投信法第94条第1項において準用する会社法第318条第5項の規定に基づく許可

ホ. 投信法第115条第1項において準用する会社法第371条第2項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可

ヘ. 投信法第128条の3第2項において準用する会社法第433条第3項の規定に基づく許可

ト. 投信法第132条第2項において準用する会社法第442条第4項の規定に基づく許可

チ. 投信法第154条の3第2項において準用する会社法第371条第2項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可

リ. 投信法第157条第3項において準用する会社法第500条第2項の規定に基づく許可

ヌ. 投信法施行令第117条第9号の規定に基づく承認

② 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

イ. 投信法第94条第1項において準用する会社法第307条第1項の規定に基づく命令

ロ. 投信法第108条第2項の規定に基づく一時役員職務を行うべき者の選任

- ハ. 投信法第110条第2項において準用する会社法第359条第1項の規定に基づく命令
  - ニ. 投信法第162条の規定に基づく命令
  - ホ. 投信法第144条において準用する会社法第824条第1項の規定に基づく投資法人に対する解散の命令を求める裁判所への請求
  - ヘ. 投信法第144条において準用する会社法第825条第1項の規定に基づく管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求
  - ト. 投信法第151条第3項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
  - チ. 投信法第151条第4項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
  - リ. 投信法第151条第5項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
  - ヌ. 投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の解任
  - ル. 投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
  - ヲ. 投信法第154条第2項の規定に基づく清算執行人の報酬の額の決定又は投信法第154条の2第2項において準用する投信法第154条第2項の規定に基づく清算監督人の報酬の額の決定
  - ワ. 投信法第157条第3項において準用する会社法第501条第1項の規定に基づく価額の不確定な債権の鑑定人の選任
  - カ. 投信法第161条において準用する会社法第508条第2項の規定に基づく帳簿書類を保存する者の選任
  - ヨ. 投信法第153条第2項において準用する投信法第108条第2項の規定に基づく一時清算執行人又は一時清算監督人の職務を行うべき者の選任
  - タ. 投信法第84条第2項、第139条の9第8項、第139条の10第2項、第141条第3項、第144条、第149条の3第4項、第149条の8第4項、第149条の13第4項、第150条及び第163条において準用する会社法第872条の規定に基づく即時抗告
- ③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、別紙様式Ⅵ-10により、許可又は承認をしないこととした場合には、別紙様式Ⅵ-11により、許可又は承認申請者に通知するものとする。

## (2) 行政処分等の金融庁への協議

- ① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。  
 なお、協議の際には、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。
  - イ. 投信法第214条第1項の規定による業務改善命令
  - ロ. 投信法第216条の規定による登録の取消し
- ② 財務局長は、設立企画人又は投資法人等に対して行政処分を行う場合には、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産運用会社、当該資産運用会社から投信法第202条第1項の規定により再委託を受けた者、資産保管会社若しくは一般事務受託者が、他の財務局長の管轄区域内に所在する場合には、原則として、当該財務局長に対し、あらかじめ意見を聴くとともに、その処理結果についても連絡すること。

(3) 関係行政機関の長への通知

投信法施行令第132条第6項及び第135条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

- ① 投信法第187条の登録申請について通知を行う場合には、登録申請を受理後速やかに関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行うものとする。
- ② 投信法施行令第132条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理した届出内容を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行うものとする。

(4) 財務事務所長等への再委任

財務局長は、投信法施行令第135条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び投資法人の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

- ① 投信法第69条第1項に規定する設立に係る届出の受理に関する事務
- ② 投信法第152条第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ③ 投信法第188条第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ④ 投信法第191条第1項に規定する変更届出の受理に関する事務
- ⑤ 投信法第192条第1項の規定による届出の受理に関する事務

VI-3-3-4 証明書の発行

(1) 信託会社等に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の租税特別措置法第83条の2第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-12によるものとする。

ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。

また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。

(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用が無い場合、証明書の発行は行わないことに留意すること。

- ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
- a. 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。
  - b. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2第2項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（1）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
  - c. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。
  - d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
    - i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。  
（提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。）
    - ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。  
（本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-14によるものとする。
- ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
  - a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
  - b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。
  - c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
    - i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。  
（提出を受けた運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。）
    - ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。



(本項の要件に該当する場合においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

## (2) 投資法人に対する証明書の発行

### ① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の租税特別措置法第83条の2第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるものとする。

ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。

また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。

(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用が無い場合、証明書の発行は行わないことに留意すること。

ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

a. 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。

b. 規約に資産運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2第3項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（2）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

c. 当該申請者が投信法第187条の登録を受けた者であること。

d. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。

e. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

(本項により要件を満たす場合(初年度を含む。))においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第7項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-16によるものとする。

ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

a. 規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。

c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)

ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

(本項の要件に該当する場合(初年度を含む。))においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

## Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）

### Ⅶ－１ 経営管理（投資助言・代理業）

金融商品取引業者（投資助言・代理業を行う者に限る。Ⅶにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

#### Ⅶ－１－１ 金融商品取引業者の役員

##### （１）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからトまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

##### （２）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

#### Ⅶ－１－２ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

##### （１）主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。Ⅶにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、

実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。

- ② 暴力団員（過去に暴力団員であった場合を含む。）でないこと。
- ③ 暴力団と密接な関係を有していないこと。
- ④ 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- ⑥ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。

## Ⅶ－２ 業務の適切性（投資助言・代理業）

金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

### Ⅶ－２－１ 投資助言業に係る業務の適切性

#### Ⅶ－２－１－１ 法令等遵守態勢

投資助言業者（金融商品取引業者のうち、投資助言業（金商法第２条第８項第11号に規定する業務をいう。Ⅶにおいて同じ。）を行う者をいう。Ⅶにおいて同じ。）は、顧客に対して有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供することにより、当該顧客の財産形成に寄与すべき役割を担っている。このことから、投資助言業者には顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うことが求められており、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営する必要がある。

こうした投資助言業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

#### Ⅶ－２－１－２ 勧誘・説明態勢

##### （１）誇大広告の禁止等

- ① 助言の実績について個々の銘柄を掲げて広告を行う場合に、当該投資助言業者に有利なもののみを掲げる表示をしていないか。
- ② 助言の実績、内容又は方法が他の投資助言業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ③ 顧客勧誘の期間、対象顧客数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示をしていないか。
- ④ 投資運用業に係る登録を受けていない投資助言業者が、投資運用業を行えるものと投資者に誤解させるような表示をしていないか。

##### （２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の広告に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の２第１項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第１項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅶ－２－１－３ 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）

#### （１）投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項

- ① 金商業等府令第115条第1項第1号に規定する「投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額」とは、電話代、封筒代等をいい、旅費等は含まれない。
- ② 金商業等府令第115条第1項第3号に規定する「契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び解除を行う旨の書面を発した日を含むものとする。

#### （２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の契約解除（クーリングオフ）に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅶ－２－１－４ 弊害防止措置

#### （１）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資助言業者が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業務に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

#### （２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者が二以上の種別の業務を行う場合の弊害防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく

業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅶ－２－１－５ 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資助言業者が代理・媒介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令違反防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

##### (1) 代理・媒介業者の選定等

###### ① 代理・媒介業者の選定に係る留意事項

- イ. 代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- ロ. 代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者（代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資顧問契約を締結する投資助言業者をいう。Ⅶにおいて同じ。）のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。

##### (2) 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

###### ① 代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

- イ. 代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。）。
- ロ. それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。

###### ② 代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項

- イ. 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを実施しているか。
  - a. 代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
  - b. 代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実

施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ロ. 上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

③ 代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

④ 苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の選定等、又は所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VII-2-2 代理・媒介業に係る業務の適切性

代理・媒介業者の業務の適切性に関しては、例えば、以下に記載する監督上の着眼点に留意して検証することとする。なお、代理・媒介業者に求められる業務の適切性を確保するための措置は、その行う業務の内容、規模及び当該業者の兼業状況等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、監督上の評価項目の一部を充足していないことをもって、直ちに不適切とするものではないことに留意するものとする。

VII-2-2-1 法令等遵守態勢

代理・媒介業の制度が創設されたことにより、投資者の投資サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融商品取引業者等の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、代理・媒介業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

代理・媒介業者を監督するに当たっては、代理・媒介業の適正・確実な遂行を確保するために、代理・媒介業者及び所属業者に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特



に、既存の一般事業者が代理・媒介業へ参入した場合など、代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、優越的地位の濫用及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう留意する必要がある。

こうした代理・媒介業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

#### Ⅶ－２－２－２ 代理・媒介業者の態勢整備

##### (1) 主な着眼点

- ① 社内規則に顧客への勧誘、契約内容の説明及び契約締結時交付書面の交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。
- ② 法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。
- ③ その行う代理・媒介業の業務に関する十分な知識を有する者が、適切に確保されているか。

##### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の態勢整備に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅶ－２－２－３ 投資者保護のための情報提供

##### (1) 主な着眼点

- ① 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢  
代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、代理・媒介業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。
- ② 預金等との誤認を防止するための態勢  
代理・媒介業者が銀行等金融機関である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を行うに当たり、これら金融商品と預金等との誤認防止のための態勢が整備されているか。

##### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者による投資者保護のための情報提供に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅶ－２－２－４ 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置

##### (1) 顧客に対する説明等

所属業者が二以上ある場合には、以下①から④までに掲げる事項を、事前に、顧客に対して明らかにしているか。また、その説明方法については、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすい方法となっているか。

- ① 顧客が支払うべき報酬の額と同種の契約につき他の所属業者に支払うべき報酬の額が異なるときは、その旨
- ② 顧客が締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属業者のために取り扱っているときは、その旨
- ③ 顧客の求めに応じ、上記②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる所属業者の商号

##### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者が二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅶ－２－３ 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について

金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純資産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。また、例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実

確認等に努めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、監督当局において金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ－３－２に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。

なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。

(1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応

- ① 対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況（契約期間や報酬、クーリングオフ対象契約料の保全状況等）をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。
- ② ヒアリングの結果、投資者保護上の問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。
- ③ 報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(2) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

- ① 金商法第50条第1項第7号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ③ 上記②の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅶ－２－３において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

(4) 破産手続開始の決定がされた場合

- ① 金商法第50条の2第1項第4号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。

(5) 営業所を確知できない場合

金商法第52条第4項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から30日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。

(6) その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合

- ① 任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ② 当該金融商品取引業者が上記①のヒアリングに応じない場合や、上記①のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

## VII-3 諸手続（投資助言・代理業）

### VII-3-1 登録

#### （1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると思われるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。

ニ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員及び内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ホ. コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。

ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理

b. ディスクロージャー

c. リスク管理

d. 電算システム管理

e. 顧客管理

f. 広告審査

g. 顧客情報管理

h. 苦情・トラブル処理

i. 内部監査

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることによ

- リ、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
  - イ。本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
  - ロ。本人が暴力団と密接な関係を有すること。
  - ハ。金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
  - ニ。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
  - ホ。禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。
- （注）個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。

## （２）登録の要否の判断に当たっての留意点

登録の要否については、投資助言・代理業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。

### ① 登録が不要である場合

次に掲げる場合については、金商法第29条の規定にかかわらず、投資助言業を行うことができる。

#### イ。金商法第61条第1項に該当する場合

外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資助言業を行う者が、投資運用業を行う者その他金商法施行令で定める者のみを相手方として投資助言業を行おうとする場合

#### ロ。金商法第50条の2第3項に該当する場合

金商法第50条の2第3項の規定により投資助言業を行うことができる者が、定められた期間内において投資助言業を行う場合

### ② 投資助言・代理業に該当しない行為

イ。不特定多数の者を対象として、不特定多数の者が随時に購入可能な方法により、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断（以下「投資情報等」という。）を提供する行為

例えば、以下aからcまでに掲げる方法により、投資情報等の提供を行う者については、投資助言・代理業の登録を要しない。

ただし、例えば、不特定多数の者を対象にする場合でも、インターネット等の情報通信技術を利用することにより個別・相対性の高い投資情報等を提供する場合や、

会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない（単発での購入・利用を受け付けない）ような場合には登録が必要となることに十分に留意するものとする。

a. 新聞、雑誌、書籍等の販売

（注）一般の書店、売店等の店頭で陳列され、誰でも、いつでも自由に内容をみて判断して購入できる状態にある場合。一方で、直接業者等に申し込まないと購入できないレポート等の販売等に当たっては、登録が必要となる場合があることに留意するものとする。

b. 投資分析ツール等のコンピュータソフトウェアの販売

（注）販売店による店頭販売や、ネットワークを経由したダウンロード販売等により、誰でも、いつでも自由にコンピュータソフトウェアの投資分析アルゴリズム・その他機能等から判断して、当該ソフトウェアを購入できる状態にある場合。一方で、当該ソフトウェアの利用に当たり、販売業者等から継続的に投資情報等に係るデータ・その他サポート等の提供を受ける必要がある場合には、登録が必要となる場合があることに留意するものとする。

c. 金融商品の価値等について助言する行為

（注）有価証券以外の金融商品について、単にその価値やオプションの対価の額、指標の動向について助言し、その分析に基づく投資判断についての助言を行っていない場合、又は報酬を支払うことを約する契約を締結していない場合には、当該行為は投資助言業には該当しない。

例えば、単に今年の日本の冬の平均気温について助言するのみでは、投資助言業には該当しない。

ロ. 投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為

媒介に至らない行為を投資助言業者又は投資一任業者から受託して行う場合には、投資助言・代理業の登録を得る必要はない。

例えば、以下 a から c までに掲げる行為の事務処理の一部のみを投資助言業者又は投資一任業者から受託して行うに過ぎない者は、投資助言・代理業の登録が不要である場合もあると考えられる。

a. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

（注）このとき、単に投資助言業者又は投資一任業者の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

b. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）

（注）このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

c. 金融商品説明会等における金融商品の仕組み・活用法等についての一般的な説明

### Ⅶ－３－２ 営業保証金の供託等に係る留意事項

- (1) 投資助言・代理業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託をした後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式Ⅴ－１による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を投資助言・代理業者に返還する。
- (2) 投資助言・代理業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託所に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、下記(5)に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を投資助言・代理業者に返還する。
- (3) 投資助言・代理業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請があった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式Ⅴ－２による保証契約変更承認書又は別紙様式Ⅴ－３による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。
- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式Ⅴ－４により行う。
- (5) 供託書正本を受理した場合は、別紙様式Ⅴ－５による保管証書を交付する。
- (6) 登録申請者等に対して、金商法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となる旨を周知する。



## Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）

### Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関）

登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②、Ⅲ－２－８（３）及びⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４及びⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（５）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

#### Ⅷ－１－１ 個別業務の適切性

- （１） 国債証券等、短期有価証券又は資産金融型有価証券のディーリング業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務に係る有価証券等についての投資目的（特定取引勘定（外国銀行支店にあつては特定取引勘定と類似の勘定。以下同じ。）を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。）の売買業務等を一体として行っていないか。また、これらの部門間での顧客の紹介を行っていないか。
- （２） 国債証券等のディーリング業務、先物取次業務、短期有価証券の売買等の業務、資産金融型有価証券の売買等の業務のいずれかの業務を行う登録金融機関にあつては、
  - ① 当該業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いは、他の業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いと区分することにより、業務及び財産の状況を明らかにするものとなっているか。
  - ② 当該業務において取り扱う有価証券について、以下に掲げる勘定間振替は一切行わないこととなっているか。
    - イ. 特定取引勘定を設置しない登録金融機関の場合は、商品有価証券勘定とそれ以外の有価証券勘定との勘定間振替
    - ロ. 特定取引勘定を設置する登録金融機関の場合は、特定取引勘定中の商品有価証券勘定とそれ以外の有価証券勘定との勘定間振替及び特定取引勘定中の商品有価証券派生商品勘定とそれ以外の有価証券派生商品勘定との勘定間振替
- （３） 選択権付債券売買を行う登録金融機関にあつては、流通性の高い国債証券等を対象銘柄とする選択権料の気配について、店頭掲示する等適切な方法により投資者に公表するように努めているか。

(4) 登録金融機関にあっては、金商業等府令第149条の2で定める場合を除き、顧客に対して、金融商品取引を成立させるため又は金融商品取引による損失の穴埋め、委託証拠金（追証を含む。）のための信用供与を自動的に行わないこととなっているか。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこととなっているか。

(注) 当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。

このため、例えば次の措置をとること。

- ① 先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、新規に債券先物取引用口座を設定し、当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座から債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。
- ② 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、顧客が委託金融商品取引業者に開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して金融商品仲介行為を行わないこと。

(5) 先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、

- ① GLOBEX社の管理する端末を使用する取引を行う場合においては、業として行う行為の規定にその旨を明記し、かつ、取引に当たっての取扱規程を定めているか。
- ② 債券先物取引用口座への入金処理については、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客（又はその資金担当者）の名前を登録させて、その都度事前に電話連絡等で当該顧客の了解を得ることとなっているか。

(6) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務全般（受注、売買及び受渡し）を担当する部門については、コマーシャル・ペーパー及び短期社債等（社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期商工債、信用金庫法に規定する短期債及び農林中央金庫法に規定する短期農林債をいう。）の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期することとなっているか。

(7) 有価証券関連商品の販売を行う登録金融機関にあっては、

- ① 預金と有価証券関連商品とのセット販売の勧誘においては、顧客が誤認することのないよう必要な手当てを講じているか。
- ② 投資信託等有価証券関連商品を販売するにあたっては、預金とは異なり、価格変動等のリスクがあることを顧客に十分説明することとなっているか。

(8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、

- ① 金融商品仲介業務と融資業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。（8）及びⅧ-2-1（2）⑥において同じ。）を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、

- イ. 融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を金融商品仲介業務に従事する者に提供しないこととなっているか。
- ロ. 金融商品仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用し、又は融資業務に従事する者に提供しないこととなっているか。
- ② 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っているか。
- (9) 有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期することとなっているか。
- ただし、金商法施行令附則第15条第3項に規定する有価証券の私募の取扱いとしてみなされる行為を行う場合については、この限りではない。
- (10) 保険会社である登録金融機関にあつては、金商法施行令第15条の21第2項各号（第3号を除く。）に定める者（以下（10）において「代理人」という。）に金商法第33条の8第2項の特定金融商品取引業務を行わせる場合は、当該代理人が所属している代理店に当該特定金融商品取引業務の支援を行うことを委託することができるものとする。
- (11) 監督手法・対応
- 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の個別業務の適切性に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅷ－１－２ 優越的地位の濫用防止

### (1) 兼業業務における優越的地位の濫用

兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るもの

であり、留意が必要である。また、登録金融機関の職員が他の金融機関等との間で兼職をしている場合において、当該兼職先の業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為についても、同様に、留意が必要である。

- ① 登録金融機関が顧客に対し、金融商品取引契約の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、金融商品取引契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。
- ③ 顧客が競争者（登録金融機関として行う業務の競争者）との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼業業務の取引を取りやめる旨又は当該業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と金融商品取引契約の締結を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。

## （２）優越的地位の濫用防止に係る留意事項

優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意して検証するものとする。

- ① 当該行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ② 当該行為を防止するため、登録金融機関の業務に関する知識及び実務経験を有する者により、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ③ 当該行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

## （３）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の兼業業務における優越的地位の濫用に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅷ－１－３ 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点

### （１）主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者と

なっていない登録金融機関（以下「協会等未加入登録金融機関」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。

- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

## （２）監督手法・対応

- ① 協会等未加入登録金融機関が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった場合にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。
- ② 協会等規則に照らし、協会等未加入登録金融機関の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。
- ③ 協会等未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

## Ⅷ－２ 諸手続（登録金融機関）

### Ⅷ－２－１ 登録

金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（２）及び（５）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅧ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

#### （１）登録番号の取扱い

金融機関登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例）〇〇財務局長（登金）第〇〇号

#### （２）体制審査の項目

金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

① 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。

② 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られているか。

イ. 帳簿書類・報告書等の作成、管理

ロ. ディスクロージャー

ハ. 顧客資産の分別管理

ニ. リスク管理

ホ. 電算システム管理

ヘ. 売買管理、顧客管理

ト. 苦情・トラブル処理

チ. 内部監査

③ 常勤役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が複数確保されているか。ただし、引受けを伴わない国債窓販業務のみ又は清算取次業務のみを行おうとする金融機関については、当該業務を適確に遂行するために必要な知識や経験等を有すると認められる者が複数確保されている場合には、本条件は認められたものとみなす。なお、登録後に当該業務以外の有価証券関連業務を開始した場合には、本条件について改めて確認すること。

④ 国債証券等のディーリング業務全般、短期有価証券の売買等の業務全般又は資産金融型有価証券の売買等の業務全般のうち、いずれか又は複数の業務全般を行う金融機関の営業所等にあつては、当該業務を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限を、当該業務に係る有価証券の投資目的の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立させているか。また、当該業務の担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないか。

- ⑤ 先物取次業務を行う金融機関にあつては、
- イ. 顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止しているか。この場合、先物取次業務等全般を行う営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務（登録金融機関業務のうち、金商法第2条第8項第2号及び第3号業務以外の業務を含む。）から分離、独立しているか。
  - ロ. 先物取次業務等を行う営業所等にあつては、顧客に対して融資・保証等の特別の便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要がある、その趣旨に従った業務を行うべく組織上配慮しているか。
- ⑥ 金融商品仲介業務を行う金融機関にあつては、金融商品仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断しているか。例えば、金融商品仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めているか。
- ⑦ 金融商品取引業協会に加入しない金融機関にあつては、行おうとする業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備しているか。
- ⑧ 信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、Ⅲ－3－1（10）②に準ずるものとする。

(3) 金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

- ① 協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。
- ② 協会等未加入登録金融機関は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。
- ③ 協会等未加入登録金融機関は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
- ④ 協会等未加入登録金融機関は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。
- ⑤ 当局は、協会等未加入登録金融機関の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

#### Ⅷ－２－２ 承認及び届出等

Ⅲ－３－２及びⅣ－４－２－４、Ⅳ－４－３並びにⅥ－３－２に準ずるものとする。

#### Ⅷ－２－３ 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ－３－３に準ずるほか、金商業等府令第184条第1項第3号に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、委託金融商品取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託金融商品取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意するものとする。

#### Ⅷ－２－４ 外務員登録

Ⅳ－４－３及びⅤ－３－２に準ずるものとする。

#### Ⅷ－２－５ 金商法第33条の規定の解釈について

##### (1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について

① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下Ⅷ－２－４において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。

イ. 取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務

ロ. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務

② 上記①ロの「紹介」には、以下の行為を含む。

イ. 当該銀行等の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

ロ. 当該銀行等と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

##### (2) 金商法第33条第2項の規定の解釈について

金商法第33条第2項に規定する書面取次ぎ行為については、次の点に留意することとする。

① 銀行等は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

イ. 当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。

ロ. 当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。

ハ. 当該業務に係る注文用紙及びロに規定する文書を当該銀行等の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。

② 銀行等が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数



及び価格について、顧客の指示を受けるものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。

#### Ⅷ－２－６ その他

##### (１) 分別管理に係る留意事項

登録金融機関（預金取扱い登録金融機関に限る。）が有価証券関連業務に係る取引に伴って発生する顧客からの金銭の預託等を、当該登録金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別管理の対象とならないことに留意する。

##### (２) 社内規則の整備に係る留意事項

金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。

また、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。

## Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）

### Ⅸ－１ 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性

適格機関投資家等特例業者（金商法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、以下の点に留意して検証することとする。

#### Ⅸ－１－１ 勧誘・説明態勢

##### （１）主な着眼点

- ① 報酬が無料又は実際のものよりも著しく低額であるという虚偽の表示・説明をしていないか。
- ② 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の虚偽の表示・説明又はこれを行っているとの虚偽の表示・説明をしていないか。
- ③ 取引による損失の発生やリスク等のデメリットが全くないとの虚偽の表示・説明をしていないか。
- ④ その他商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）について虚偽の表示・説明をしていないか。

##### （２）監督手法・対応

- ① 法令違反行為を行っていることが認められた場合  
日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し金商法第38条第1号に掲げる行為又は金商法第39条第1項若しくは第2項各号に掲げる行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式Ⅸ－１により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。
- ② 公表等  
警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ－１－１（７）④に準じて行う。

#### Ⅸ－１－２ 実態把握

##### （１）モニタリング調査表の提出について

適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】

- ① ファンド名

- ② 業者区分
- ③ 取り扱う業務
- ④ ファンド持分の法的形態
- ⑤ 運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日）
- ⑥ 販売形態
- ⑦ 権利者に関する事項
- ⑧ 直近1年間の募集等の額
- ⑨ 運用財産額に関する事項
- ⑩ 純財産額に関する事項
- ⑪ 商品分類に関する事項
- ⑫ 投資対象に関する事項

【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】

- ① ファンド名
- ② 業者区分
- ③ 取り扱う業務
- ④ ファンド持分の法的形態
- ⑤ 運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日）
- ⑥ 権利者に関する事項
- ⑦ 運用財産額に関する事項
- ⑧ 純財産額に関する事項
- ⑨ 商品分類に関する事項
- ⑩ 投資対象に関する事項

## （2）実態把握に当たっての留意事項

モニタリング調査や届出書類の事後確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。

- ① 出資対象事業持分を取得する適格機関投資家や出資対象事業持分を有する適格機関投資家（②において、これらを総称して「出資適格機関投資家」という。）が、実体のない投資事業有限責任組合や、金商法上必要とされる手続を行わずに組成した投資事業有限責任組合などになっていないか。
- ② 出資適格機関投資家が、例えば適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実態のない業務に対する対価として報酬を受け取ること等によって、実際には適格機関投資家として取得又は保有していないと評価し得るような状況となっていないか。

## （3）投資者保護上問題のある行為が認められた場合の監督手法・対応

- ① 投資者保護上問題のある行為を行っていることが認められた場合

日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に

規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、投資者保護の観点から別紙様式Ⅸ-2により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。

② 公表等

警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ-1-1(7)④に準じて行う。

Ⅸ-1-3 本人確認、疑わしい取引の届出義務

適格機関投資家等特例業者の本人確認、疑わしい取引の届出については、Ⅲ-2-6に準ずるものとする。

Ⅸ-2 諸手続

Ⅸ-2-1 届出事項の確認

(1) 主な着眼点

- ① 届出が必要とされる事項について、記載漏れ等はないか。
- ② 添付が必要とされる書類について、添付漏れ等はないか。
- ③ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家に該当するか。
- ④ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか（実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。）。
- ⑤ 届出者が法人である場合は、当該法人の代表者と連絡が取れる状態にあるか（届出者が法人の場合は、登記事項証明書記載の代表者の現住所を確認するために、必要に応じて、当該法人の代表者について、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。）。
- ⑥ 主たる営業所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた主たる営業所以外の場所で、主たる業務を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）。
- ⑦ 「出資対象事業持分の名称」、「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」欄が「未定」となっている場合には、変更届により最終的に確定した内容が届け出られているか。

(2) 監督手法・対応

適格機関投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務の届出を受理した場合、届出事項に関して必要な確認を行う。その結果、届出事項に関し、形式的不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、必要に応じて金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。

## Ⅸ－２－２ 届出業者リストの作成・公表及び更新等

### (1) 届出業者リストの作成・公表及び更新

投資者が各業者の属性(登録業者と届出業者との別)に関する情報を把握できるよう、適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠(適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別)を掲載したリスト(以下「届出業者リスト」という。)を公表する。

このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。

### (2) 問題があると認められた届出業者リスト等の作成

この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、上記Ⅸ－１－２(1)のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載することとする。

また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないとき(当該適格機関投資家等特例業者等の所在不明が明らかとなっている場合は直ちに)は、原則として、当該適格機関投資家等特例業者等を届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載するものとする。

## Ⅸ－２－３ 無届業者に関する留意点

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条第2項に規定する届出を行うことなく適格機関投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに中止する又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。

## Ⅸ－２－４ 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点

適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務の要件に該当しない場合(適格機関投資家等特例業務にあつては、例えば、スキームの組成に必要とされる適格機関投資家が、適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実態のない業務に対する報酬を受け取ることによって、実際には適格機関投資家として出資対象事業持分を取得し、又は保有していないと評価し得るような場合を含む。)は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。

日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、Ⅱ－1－1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとるものとする。

#### Ⅸ－2－5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点

適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。

##### （1）金商法第63条第5項の命令

金商法第63条第5項の「特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなったとき」は、特例業務開始時には資金拠出者は金商法第63条第1項第1号の「適格機関投資家等」の要件を満たしていたが、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で当該要件を満たさなくなったときを想定しており、この場合は、特例業務届出者の業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。

##### （2）上記（1）以外の場合

適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、金商法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、Ⅱ－1－1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。

## X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）

### X-1 外国証券業者に対する基本的考え方

#### X-1-1 外国証券業者に関する法令の基本的考え方

外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として金商法第28条第8項各号に掲げる行為（以下「有価証券関連業に係る行為」という。）を行うことはできない。

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。

また、外国証券業者は、金商法第60条第1項に基づく当局の許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる。当該業者に対しては、X-2で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

#### X-1-2 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国証券業者がホームページ等に有価証券関連業に係る行為に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、国内投資者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

##### （1）担保文言

日本国内の投資者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと。
- ② 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の投資者が合理的に判読できる言語により表示されていること。

##### （2）取引防止措置等

日本国内にある投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止するための措置が講じられていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 取引に際して、投資者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その

他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること。

② 明らかに日本国内の投資者による有価証券関連業に係る行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該投資者から注文に応ずることのないよう配慮していること。

③ 日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内投資者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある投資者に対し有価証券関連業に係る行為を誘引することのないよう配慮していること。

また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内投資者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

(3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内投資者向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国証券業者は、日本国内の投資者との間で勧誘を伴う実際の有価証券関連業に係る行為が行われていない旨を証明すべきである。

## X-2 業務の適切性（取引所取引許可業者）

(1) 当局の許可を得て取引所取引業務（金商法第 60 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行う外国証券業者（以下「取引所取引許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2 及びⅢ-2-5-3 を除く。）、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ-3-2（Ⅳ-3-2-2、Ⅳ-3-2-3（2）（3）、Ⅳ-3-2-4、Ⅳ-3-2-5 を除く。）に準じて検証することとする。なお、取引所取引許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。

### (2) 事故等に対する監督上の対応

事故等（金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 取引所取引許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場合は、以下の点を確認するものとする。

イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。

ロ. 事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において事故の調査・解明を実施しているか。

② 事故等と、取引所取引許可業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。



- イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ロ. 当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与えるか。
- ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。
- ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された取引所取引許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、取引所取引許可業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、取引所取引許可業者が会員となっている金融商品取引所や、情報交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うことを通じ、取引所取引許可業者の課題の早期把握・解消に努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 60 条の 8 第 1 項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## X—3 諸手続（取引所取引許可業者）

### X—3—1 許可

金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ—3—1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

#### (1) 許可手続

##### ① 許可申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

##### ② 許可申請書の添付書類

イ. 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- a. 住所
- b. 氏名
- c. 生年月日

ロ. 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 221 条第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

##### ③ 許可までの間の留意事項等

イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは取引所取引業務を行わないように注意

喚起するものとする。

ロ. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、X-2で準用するⅢ-2-1に留意するものとする。

④ 許可申請者への通知

金商法第 60 条第 1 項の許可を行った場合は、許可通知書を許可申請者に交付するものとする。

⑤ 許可の条件

自己の勘定による取引のみを行うために金商法第 60 条第 1 項の許可の申請を行う外国証券業者については、申請業務を適切に行うことができるかどうかを審査することとするが、当該外国証券業者が当該許可を受けた後に、新たに海外顧客の委託注文の取次ぎ業務を行おうとする場合には、当該業務を適切に行うことができるかについて、改めて審査する必要がある。したがって、自己の勘定による取引所取引業務のみを行う外国証券業者に対して許可を付与するときは、許可申請時に申請された業務以外を行おうとする場合には、あらかじめ当局の承認を必要とする旨の条件を付すこととする。

⑥ 許可の拒否

イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。

ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(2) 審査事項

① 法人形態の項目

金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

イ. 意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置しているか。

ロ. 意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、外国証券業者の経営が特定の役員の意思に左右されることがないよう配慮されたものとなっているか。

ハ. 代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされているか。

ニ. 内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備されているか。

ホ. 独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行われる体制が整備されているか。

② 体制審査の項目

金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- イ. その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。
- a. 経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らして、取引所取引業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
  - b. 常勤役員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び取引所取引業務の公正かつ適確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有する者が確保されていること。
  - c. 取引所取引業務の適確な遂行に必要な人員が適切な部門に配置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあること。
  - d. 取引所取引店（金商法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する取引所取引業務を行う営業所又は事務所をいう。以下同じ。）それぞれに、取引所取引と同種類の取引に係る業務を 3 年以上行っている常勤役員が複数確保されていること。
  - e. 取引所取引業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
    - i) 帳簿書類・報告書等の作成、管理
    - ii) 電算システム管理
    - iii) 売買管理
    - iv) 苦情・トラブル処理
    - v) 内部監査
    - vi) 研修
  - f. 委託による取引を行おうとする場合には、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買審査体制が整備されていること。
  - g. 日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止する観点から、X-1-2(2)に掲げる措置を講じるための体制が整備されていること。
  - h. 日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、取引所取引店や本店と適切に連携を図り、的確に対応できる者が選任されていること。
- ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は取引所取引業務を行う使用人のうちに、取引所取引業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、取引所取引許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
- a. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
  - b. 禁固以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、純詐欺、

恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること)。

③ その他

イ. 金商業等府令第 221 条第 9 号に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。

ロ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号口の審査にあたっては、本店及び取引所取引店が所在するすべての国において登録等を受けていることを、添付資料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを用いて確認するものとする。

ハ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 2 号の審査に当たっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確認するものとする。

ニ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 3 号の審査に当たっては、我が国金融商品取引所に対し、外国金融商品取引市場開設者との間で締結される情報の提供に関する取決めの実効性の確認を求めるものとする。

なお、当該「情報の提供に関する取決め」は、個別の取引所間での取決めに限定されるものではなく、市場間監視グループ (Intermarket Surveillance Group (ISG)) その他取引所間での情報提供が適切に行われるものであれば、複数取引所間での情報交換の枠組みであっても認められる場合があることに留意する。

X-3-2 届出

取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2 (3) に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 変更等の届出に係る留意事項

取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出書を受理した場合には、当該許可外国証券会社に対して、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、その内容及び適切性を把握・確認することとする。また、重大・悪質な法令等違反行為があると認められる等の場合には、金商法第 60 条の 8 第 1 項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(2) 取引所取引店の追加等の届出に係る留意事項

取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項の規定に基づき、取引所取引店の追加又は取引参加者となる金融商品取引所の追加に係る届出書を受理した場合には、当該取引所取引店の人的構成・業務の適切性について、金商法第 60 条の 3 第 1 項各号の規定による許可拒否の事由の存しないことについて確認するものとする。

### X-3-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。

## XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）

### XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）

金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6（1）②を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）並びにⅣ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。

なお、Ⅳ-3-1-2（5）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

- （1）常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。
- （2）必要に応じ、各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

### XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）

#### XI-2-1 登録

金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1（（2）、（4）及び（10）③を除く。）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

#### （1）登録手続

##### ① 登録番号の取扱い

金融商品仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例）〇〇財務局長（金仲）第〇〇号

##### ② 登録申請に係る代理申請について

金融商品仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属金融商品取引業者等の利便性、所属金融商品取引業者等の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属金融商品取引業者等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

## (2) 審査事項

- ① 金商業等府令第258条第3号に規定する、所属金融商品取引業者等が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。
  - イ. 事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているか。
  - ロ. いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が特定されているか。
- ② 金商業等府令第259条に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。
  - イ. 業務区域
  - ロ. 業務の形態（対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用、申請者が個人である場合の金融商品仲介業務を行う使用人の有無等）
  - ハ. 営業所の形態（有人の営業所、無人の営業所）
  - ニ. 取り扱う有価証券の種類
  - ホ. 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち、媒介を行う取引の種類（金商法第2条第21項各号に掲げる取引、同条第23項に規定する取引の区分に応じて）
  - ヘ. 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介を業務として行おうとする場合その旨

## (3) その他

金商法第66条の4第4号に規定する金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記①については国内に駐在する役職員の状況を、下記②及び③については国内における状況を確認するものとする。

- ① 金融商品仲介業務を行う者（金融商品仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有しているか。
- ② 申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。
- ③ 申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られているか（下記イ及びロについては、所属金融商品取引業者等に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理す

ることも可能とする。また、下記ハからホまでに掲げる項目のうち、所属金融商品取引業者等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。)

イ. 帳簿書類・報告書等の作成、管理

ロ. 顧客管理

ハ. 電算システム管理

ニ. 苦情・トラブル処理

ホ. 内部監査

#### XI-2-2 届出

金融商品仲介業者の届出については、Ⅲ-3-2(1)に準ずるほか、廃業等の届出については金融商品仲介業者から金商法第66条の19第1項の規定に基づく届出書を受理する際、当該金融商品仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、金商法第66条の20第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認を行うことに留意するものとする。

#### XI-2-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3(Ⅲ-3-3(4)及び(5)を除く。)に準ずるほか、金商業等府令第282条に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、所属金融商品取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属金融商品取引業者等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融商品仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。

#### XI-2-4 外務員登録

Ⅳ-4-3及びⅤ-3-2に準ずるものとする。



## XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）

### XII-1 経営管理（証券金融会社）

証券金融会社の経営管理については、Ⅲ-1（（1）②へを除く。）に準ずるものとする。  
また、証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有すると認められる人的構成については、Ⅳ-1-2に準ずるものとする。

### XII-2 業務の適切性（証券金融会社）

証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4（2）①及び②を除く。）、Ⅳ-3-1-6及びⅣ-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第3条の4第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。

#### （1）安全管理措置の実施状況

証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

① 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置

② 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置

（従業者の監督について必要かつ適切な措置）

① 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置

② 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

（委託先の監督について必要かつ適切な措置）

① 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置

② 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

#### （2）特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

記載上の注意3（2）における「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に規定する場合をいう。

### XII-3 諸手続（証券金融会社）

#### XII-3-1 免許の審査基準

##### （1）人的構成

金商法第156条の25第1項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 金商法第156条の24第1項に掲げる業務（以下「貸借取引業務」という。）の遂行に必要な人員が各部門に配置されているか。
- ② 役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されているか。
- ③ その行おうとする業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況として、以下の事項に照らし、当該業務を適正かつ効率的に遂行することができるかと認められるか。
  - イ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
- ④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。
  - イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
  - ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。
  - ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
  - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
  - ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）

## （2）信用状態及び資金調達能力

金商法第156条の25第1項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 貸借取引業務を行うに足りる株券調達能力及び資金調達能力を客観的に有すると認められるか。
- ② 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に関する情報が常に入手できる体制が整備されており、迅速な対応が可能と判断できる調達システム及び決済システムが金融商品取引業者及び取引先等との間に確立されているか。

## XII-3-2 届出

金融会社府令第1条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法の変更とは、取引

の条件を除く業務の内容及び方法の変更で、内部規程等の変更を伴い取引先に対して周知を行う必要のある事項とする。

#### XII-3-3 承認

金商法第156条の27第3項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 承認に係る業務が公益に反し、又は有価証券等を保有することにより多大な価格変動リスク等が発生するおそれがあると認められる場合には、承認を行わないこととする。
- (2) 金融会社府令第2条第1項第1号に規定する収支の予想を記載した書面が、当該業務開始後3ヵ年以内に黒字化されており、当該収支計画の実行が客観的に可能であると認められるか。

#### XII-3-4 認可

##### (1) 業務の内容若しくは方法の変更

金商法第156条の28第1項に規定する業務の内容若しくは方法の変更認可に係る申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 改正の内容が貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。
- ② 改正の内容について速やかに周知徹底が図られるものとされているか。

##### (2) 資本金の額の減少

金商法第156条の28第1項に規定する資本金の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 減資後の資本金の額が、金商法第156条の23に定める額を下回らない額であるか。
- ② 減資により、貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。
- ③ 減資を行う理由が、欠損の解消その他経営維持のためやむを得ない事由によるものと認められるか。

##### (3) 業務の廃止又は解散の決議

金商法第156条の36第1号に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 金商法第156条の32第1項に規定する免許の取消事由が存在していないか。
- ② 資産超過の状態にあり、清算業務がスムーズに進められる体制にあるか。
- ③ 廃業又は解散後も、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られているか。

##### (4) 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

金商法第156条の36第2号に規定する合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る認可

申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 合併又は事業譲渡により消滅する会社に、金商法第156条の32第1項に規定する免許取消事由が存在していないか。
- ② 合併又は事業譲渡により、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られているか。